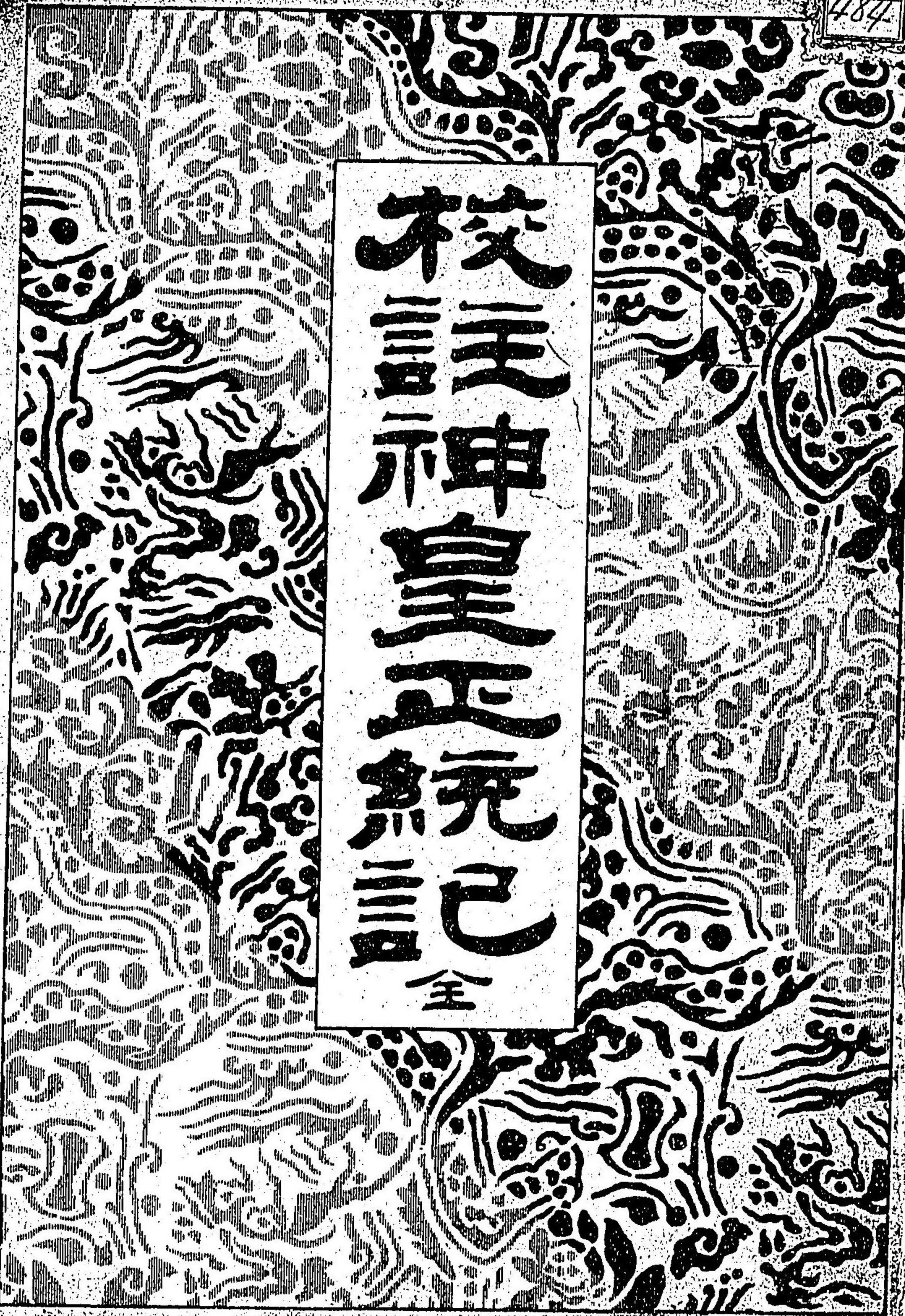


484

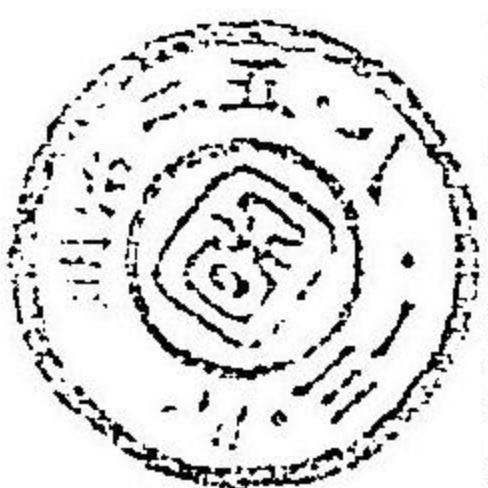
校註神皇正統記
全



校註神皇正統記全

內藤耻叟檢閱
大宮宗司校註

特20-922



東京博文館藏版

神皇正統記校註本の序

北畠親房公は、我邦の諸葛亮にして、その學識の高きことは、遙に亮の上にいづ。亮が出師の表文は、千古に秀絶して、かの地學者の古今に倫比なきとする所なれども、その文數百言に過ぎずして、いふどころまた、その鞠躬盡瘁の忠義を述ぶるのみ。國家治亂興敗の故におきて、關係するところ至りてすくなし。親房公の著すところの神皇正統記は、我國體の尊嚴なる、寶祚の無窮なる所以を稱揚表白して、天下の仁人志士をして、振厲作興せしむ。名分大義をたゞして、臣子の嚮背を定むるもの、その功の偉大なること、固より諸葛亮の表文の比の、能く企ておよぶところにあらず。後世、水戸源光圀卿の大日本史を述作せられしは、その言數百萬言のおほきも、たゞこの公の遺意を敷衍して、これを事實に徴するに過ぎず。皆神皇正統の至意を證明して、帝道維一の大旨をあきらかにするものなり。夫かれどもその大日本史の出づるや、日月の光を發するがごとく、雷霆の地を動すがごとく、士氣を鼓舞し、正義を啓發して、以て今日明治の中興をいたすもの、預りて力なきにしもあらず。なほその淵源に溯れば、これを親房公正統記を著す功德

に出づるといふも、また誣言にあらざるなり。耻叟、幼年より父師の訓によりて、正統記を讀むこと、その幾回なるを忘らす。これを讀むことに、いまだ嘗て感泣慷慨せずむばあらず。このごろ一二の人々の、これを刊行するものきたりて、余が校閲をもとむるものあり。耻叟あへてその再三なるを厭はず、一々これを校して、これを世に刊行頒布せしむるものは、いさゝか公の至意をして、ますます天下に昭明ならしめむと欲してなり。そもそも諸葛亮は、漢のために死して、漢炎再び熾なるをえず。公はこの書をのこして、五六百年の後、中興恢復の功を收む。その光明俊偉の盛なるは、また果して亮のおよぶ所にあらず。これ吾國體君徳のいたすところ、おのづから宵壤ありといふといへども、また公の忠義激發の功大なりといふべし。東西古今の歴史多しといへども、絶えてこの類の書あることをきかず。夫唯孔仲尼の春秋か。或は光を宇内に争ふことをえむ。馬班歐陽等の文辭の、能く萬一を髣髴すべきにはあらざるなり。校閲をはりて、これがために辨言すること、かくのごとし。

明治二十五年七月舊水戸藩の罪臣

内藤 耻叟 序

神皇正統記序

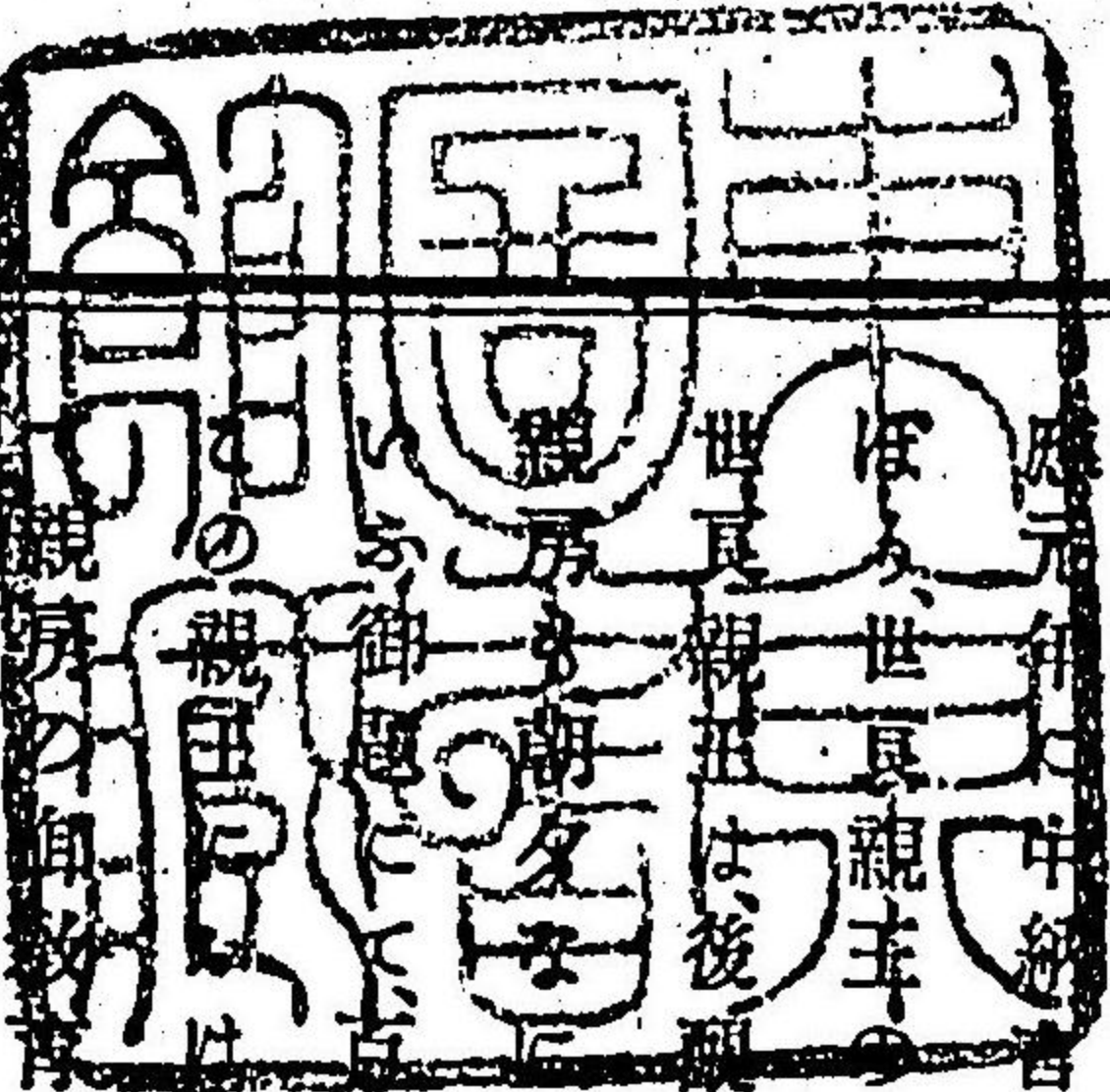
おのれ、北畠准後の神皇正統記を讀むことにおもへらく、かくの如くにしてはじめて史を修めたりといふべしと。この書や、事少謬あり、文微疵ありといへども、國體の至嚴、神器の至重、治亂興復のよるところを論じて、世道人心を扶翊したる筆力、千古にわたりて光燄あり。實に得易からざる書なればなり。されば、初學讀史の課程を問ふものあれば、先づこの書を舉げて對へざるはなかりき。たゞしこの書、准後のとき、既に傳寫の誤ありといへば、その後の誤おほきは勿論なるべし。されど幸に、今秘閣に青蓮院宮の舊本を藏し、宮内省に准後の親書本をつたへぬ。親書の實否は詳ならざれども、正しく當時の

舊物にて、並に希世の善本たり。おのれ、曾て對校して、珍襲すること
ひさし。大宮氏この舉あるにおよびて、すなはち出して授けつ。同志
と喜を與にせむとなり。讀者これによりて、先づ忠孝仁義の心をやし
なひ、名分大義をあきらかにし、以て治亂興廢の故におよは、所謂本
立ちて道生ずるものか。もし徒に考證訓詁の末にのみ趨りて、その本
を忘るゝが如きことあらば、准后のこの史を修めたる旨を失ふのみ
ならず、史を善く讀むものともいふべからず。書して初學の士に諭ぐ。
時に明治二十五年阿倍野祭の後一日なり。

萩野由之誌

准后源親房卿傳

准后源親房は、南北朝の時の人なり。父を權大納言師重といひて、そのもとは具平親王より
出でたり。家を北畠あるは中院と稱せり。永仁延慶のほど、官位去きりにのぼり、遂に從四位
下にいたれり。その後、右近衛中將、左少辨などを經て、參議に任せられたり。後醍醐天皇の元
應元年、中納言となり、正二位に叙せられ、淳和、獎學兩院の別當を兼ね、後また大納言にの
ぼり、世良親王の傳とはなりたり。



世良親王は、後醍醐天皇の第二の御子におはします。そのさがいとかしこうおはしたれば、
親房も朝多きとくれと教へ導きまつりぬ。かの中殿にて、和歌の御會ありし時、花壇萬春と
いふ御題にて、親房の御歌にて、親王の御才のほどは知らるゝならむ。この親王の御才に
の親王の御歌のほどは知らるゝならむ。さてこの親王、御齡久しうおはしましたらむに
は、いかばかりかめでたかりしならむなれど、萬代ふべき千代のためしに、とよませ給ひし
かひもなく、その年重くなやませ給ひて、遂にはかなくなり給ひてけり。この親王は、天皇の
いたく愛せさせ給ひし御子なり。時の人も皆心よせ奉れりし御子なり。この御子のうせ給

ひし時の天皇の御歎はいかばかりなりしならむ。この御子のうせ給ひし時の世の人のかなしみは、またいかばかりなりしならむ。殊に朝夕御側はなる、ことなく、そをまもれりし親房のそのなげき、そのかなしみはいかばかりなりしならむ。増鏡に、御乳母の源大納言親房、我世つきぬる心ちして、とりあへず頭おろしぬとあり。この數字、また以て、親房の心のうちを知るに足らむか。

親房は、五朝に仕へまつり、世のねほえもいといみじかりけり。殊に後醍醐天皇は、深く御心をよせ給ひ、何事も問はせ給ひしが、俄に頭おろして、世をそむき、名を宗玄と改めければ、天皇のをしませ給ひしは、さる御事にて、世の中の人々みなをじみあへり。親房、一度は身に墨染の衣をまとひしかど、世を思ふ心はまた去りやらず。明け暮れ佛にうちむかひ、世良親王の御菩提、否、御代の行末を祈りけりとなむ。その後世の中さわがしく、天皇には笠置山にいでませり。こを聞きし時の親房の心はいかにありしならむ。程なく天皇には隠岐にいでませり。こを聞きし時の親房の心はいかにありしならむ。必ずやいふべからざる物思ひありしならむ。いかにもして天皇を都へかへしまつり、二たび世に出で、かのほしきまゝなる武家をうちほろぼし、以て天位を萬世に全うせむと思ひしならむ。

元弘三年、天皇隠岐より還らせ給ふ。親房果して出て仕へぬ。従一位にのぼり、大準臣にせら

れぬ。これよりさき、高時誅せられ、北條氏亡びたり。されど、東の方、いまだ全く治れりといふにもあらざりしかば、この冬ばかり、親房の子顯家、陸奥守となり、義良親王をいたゞき奉りて、陸奥出羽を鎮む。そも、源頼朝、府を鎌倉に開きしより、北條氏そのあとをうけ、かくて數多の年を経たり。その間、いつも、朝廷の命に背くものゝみれば、かの承久の亂のとき、又この御代のはじめのとき、その武家の無禮實に憎むべきものあり。こたび中興の御代となれりしかば、過去の歴史に徴して、まづ東國の方の鎮撫を重なるものとせざるべからず。これ、顯家の陸奥守となりしゆゑよしならむ。又一たび事ある時は、勤王の旗をひるがへし、以て逆賊をこらさるべからず。これ、顯家の義良親王をいたゞき奉りしゆゑよしならむ。こは皆天皇の御心に出でし事とはいへ、その守を撰び、その親王を撰び奉りしは、必ずや、その間にありて、天皇の御心を助け奉りしものあらむ。その人はたゞ、蓋、親房その人ならむ。まこと、奥羽は、心せねばならぬところなり。わか子顯家、勅をうけたまはりて、義良親王をいたゞきまつり、かしてこに赴きたり。これにてまた、思ひ憂ふこともなからむ。されど、親房の君を思ふこと、あつき、國を去るふこと、あつき、猶都にとゞまること、能はず、みづからもかしてへ行きて、親王をまもり、顯家をたすけぬ。その心を用ゐる、またこれに過ぎたることはなからむ。その後、親房都にかへりぬ。

足利尊氏の北條時行をうつや、人のその謀反の志あることを告げ奉るものあり。天皇うたがひ給ひて、これを罪せむとしまさ。親房諫めまつりて申すやう。尊氏功いみじく、その罪あらはれず。ざるを俄に罪し給はむはいかゞあらむ。まはしそのあるかたちを搜り給ひて、さて後にもかくもなし給へどまをす。天皇そのことばに従ひ給ふ。親房は、才かしてき人なり。尊氏の謀反の志あるを知らざるか、いかでか知らぬことあらむ。ざるをかく諫め奉りしはいかに。後醍醐天皇位に即かせ給ひ、辛うじて中興の御業をたてし給へり。この時にあたり、いまだその罪のあらはれざるに、誅せらるゝことあらむか。尊氏そのものは、それにて終らむ。されど一度さることあらむには、他の諸將の心はいかゞあらむか。新田義貞のとき、補正成のとき、名和長年のとき、その他南朝に忠勤せし諸將の如きは、もとよりさる心はあらざめれど、おほくの中には、必ずやあやぶみ思ふものあらむ。尊氏の如き功あるにもかゝはらず、忽ち誅せられたり。我々もこの後いかゞあらむと、必ずやあやぶみ思ふものあらむ。かりにもさる心をおこさむか、この世はいよくみだれに亂るゝならむ。これ親房の諫め奉れるゆゑよしならむ。尊氏つひにそむきぬ。

延元元年、足利尊氏、都に攻めのぼりぬ。天皇、延暦寺にいでます。親房供奉せり。義貞、正成、長年など、力のかぎり、敵にむかひ、所々にうち戦ふ。顯家、奥州にありしが、あまたの兵を率ゐて馳

せのぼり、官軍に力をそへしに、尊氏都にとゞまりかねて、遂に筑紫の方へ落ちゆきたり。顯家再び奥州へ向ひぬ。その後、足利尊氏、あまたの兵を率ゐて、海より陸より攻めきぬ。官軍利あらず。天皇再び延暦寺にいでます。尊氏、光嚴院の御弟、豊仁親王を帝位につけまつりぬ。尊氏、密に使を延暦寺につかはし、魯文を奉りぬ。その告文に、讒口のために勅勘を蒙りしに、義貞、事を逆隣によせて、かねての怨をはらさむとしたり。こゝにやむことをえず、亂におよべり。陛下、もし尊氏の冤をあはれみ、還幸したまはむには、公卿、および將士の官職、本領を復し、天下の政を公卿にまかせ奉らむとあり。天皇もまこと、はおぼさゞりしかど、さりとてすべきやうもおはせざりしかば、その心に従ひ給ひて、やがて還幸せさせ給ふ。尊氏、天皇を花山院におしこめまつり、公卿の官職をうばひ、供奉の將士をとらふ。この時、新田義貞は、藤原實世等と越路に、尊澄親王は、遠江に、式部卿懷良親王は、吉野に、藤原師基、藤原光繼、源定平は、河内に走りぬ。かくて親房も伊勢にゆき、ひたすら再興をはかりぬ。天皇、花山院におはすること、半年ばかりなりしが、ある日、齋固の隙をうかゞひ給ひて、吉野へいでましぬ。これより吉野を南朝と稱へ、都を北朝と稱ふ。おもへば、實にあさましき御世にもあるかな。

奥州の國司、鎮守府將軍顯家、その弟なる副將軍春日少將顯信、十萬餘騎をひきゐて、上洛の途にのぼれり。賊兵所々にてうちさまたげしかど、皆追ひちらして、すゝみにすゝみぬ。路に

て附き従ひし兵ども、いどかほく、美濃國に入りしころは、はや六十萬騎とぞきこえし。かくあまたの兵にて、上洛せられしは、足利尊氏をうちて、殺慮を慰めまつらむとなり。父に親房あり。子に顯家、顯信あり。この父子の忠節、また何にかたどへむ。かゝるほとに、關東の後攻の勢、八萬餘騎にて、顯家のあとを追ひ來れり。この國にて、はげしき戦あり。かの名にしおふ青野が原も、皆赤にそまじたりとぞ。この事都に聞えしに、尊氏、俄に高師泰、師冬などをして、一萬餘騎をひきお、近江の方よりすゝましむ。顯家、道を伊勢路にとり、南都の方へ向ひぬ。顯家の部下に、白河の結城宗廣といふものあり。極めて忠義の人なりけるか。顯家にうち向ひ、今度路次におきて、度々の戦にうち勝ち、所々の強敵をおひちらし、上洛の道を開きたりといへども、青野が原の戦に、いさゝか利を失ひたり。このまゝ吉野の行宮へ參らむは、いかゞはべらむ。たゞこの勢にて、都へ攻めのほり、朝敵を一時に追ひ落さむとは、未給はずやといひけるに、顯家實にもとおもひて、その議に従へり。かくて都へ攻めのほらむとせしに、はやくもそれと知りたらむ。尊氏、桃井直信、直常の兄弟に命じて、そを遮り留めしむ。又烈しき戦ありしが、おたゞび利あらず。顯信敗軍をあつめ、和泉の境にうちて出て、やがて八幡山に陣をとりぬ。顯家は攝津に出て、天王寺に陣をとりぬ。高師直、あまたの兵を率ゐて出できたり。兵を二にわかち、一を八幡山の方へつかはし、おのれは天王寺の方へひかふ。顯家、力のかぎり

うち戦ひしかど、疲れはてたる小勢なり、いかでか支ふることをえむ。時の間におひたてられ、防がむとすれども、防ぐにすべなく、大かたは皆討れにたり。顯家一方の血路をひらき、吉野の方へ落ちのびむと、僅に廿餘騎にて、大敵にあたりしに、そのかひもなく、延元三年五月廿二日、五月雨さむきその夕、遂に安倍野の露と消えにけり。八千八聲の郭公、いかに血になくも、このうらみははるゝ時なからむ。あはれ。

顯家は安倍野にてうたれ、顯信は八幡山にてうち破られ、諸卒皆力を失ふと聞かせ給ふ。天皇の御心はいかゞあらむ。新田義貞は越路より攻め上ると聞えしに、そも足羽にてうたれぬと聞かせ給ひし、天皇の御心はいかゞあらむ。神も見すて給へるにこそと、ひとり物思ひておはせしに、結城宗廣參内して、國司顯家卿、三年のうち、二度まで大軍をものして、上洛せられしは、出羽奥州の兩國、皆國司に従ひて、凶徒その隙を得ざる故なり。國人の心いまだ變らざるさきに、宮を一人下しまわらせて、忠臣のともがらには、直に賞を行はれ、不忠の族をば、うちこらされむには、なごかまつろひ奉らぬものあるべき。奥州五十四郡は、恰も日本の半國に及べり。もし兵數をつくして、一方に屬せば、四五十萬騎もはべらむ。宗廣、たろかに侍れど、宮を挟み奉りて、老年の首に冑をいたゞくほとならば、重ねて都に攻めのほり、一年を出でずして、會稽の耻をすゝき侍らむ。大御心はいかにとまをしけるに、天皇をはじめ

たてまつり、左右の老臣、皆去かるべしといはれたり。宮には義長親王、その輔弼には顯信、その衛尉には宗廣と定めさせ給ひて、奥州へ下させられたり。陸地は敵のねろれあらむとて、伊勢の大湊より出でた、せ給ふ。この時親房伊勢にありしが、こもまた御供仕まつりぬ。兵船五百餘艘、宮の御座船を中にたて、遠江の天龍灘を過ぎける時に、風俄に吹きあれて、さかまく浪、忽ち天をまきかへす。或は櫓を吹きをられ、或は楫をかきをり、左に右に吹きはなれたたり。宮の御船は、伊勢國神風濱に吹きよせられ、結城宗廣の船は、七日七夜海上にたよひて、こもまた伊勢國安濃津に吹き寄せられたり。宮の御船には、顯信も乗りたり。宮の御身のつゝがなかりしは、實にこよなきよろこびなれど、父親房の乗りたる船のゆくへは、いづこ、その生死もわかざれば、心のうちには、たゞそのみ思ひ煩ひたりとまじ。

伊豆の大島、女良の湊、かめ河、三浦、由居の濱、その他所々に吹きよせたる、その中に、親房の船は、常陸國なる東條浦に漂ひつきたり。親房、やがて阿波崎、神宮寺の二城によりたるに、敵兵聞き知りて、俄に攻めきたりぬ。親房、ふせぎに防ぎたれど、遂に防ぎあへず、忽ち攻めおとされたり。親房、そこを遁れ出で、小田城なる小田治久のもとにたよりぬ。かくて宮内大輔伊達行朝をして、伊佐城によらしめ、近衛少將藤原實寛をして、下總なる駒城を守らしむ。かくて吉野の宮のあるかたちを搜り奉りしに、天皇には、はやくれましませりとの事なり。こ

の時の親房の心は、いかゞありけむ。身再び奥州にくだり、ならはぬ弓矢を手にとりて、賊と戦ひしも、御在位のほどに、賊を平らげ、大御心を慰め奉らむとなり。さるを叡山に笠置に、あるは隠岐の小島にさまよひ給ひて、一日もやすき御事とては、おはせず、遂に吉野の山中にてかくれましたるなど、いかに悲しき御事ならむ。必ずや御劍をにぎり給ひ、御齒をくひし、ばり給ひ、くやしとの給ひて、かくりまし、ならむ。あなあさましやといひつゝ、遙に西の空をうちながめて、鎧の袖に涙の玉をちらし、ならむ。

かくて御位をつがせ給ひしは、いづれの親王にかと、搜り奉りしに、義長親王後村上皇との御事なり。親王はをさなくまじませば、みづから大御政事をとらせ給ふことかなはず。親房、かの地にあらば、ともかくも輔け奉るべきものを、數千里外の地にしあれば、おもひまつるも、志のひまつるも、何のかひかあらむ。この上は、その人を撰びて、輔け奉らしめむの外なしとて、急に書をえた、め、權大納言藤原實世、權中納言藤原隆資の二人は、忠義ふかき人なり。何事も、この二人に問はせ給へと申し上げぬ。この一事、また以て親房の國家に對する、その志のかりろめならぬを見るに足らむ。親房は、實に國家の元老なるかな。親房は、實に國家の柱石なるかな。

かゝるほどに、高師冬、あまたの兵を率ゐて、駒城を圍みぬ。またその兵を別ちて、小田城を攻

めぬ。興國元年の夏、師冬、駒城を攻めおとし、藤原實寛をとりこにす。まばしありて、官軍また起り、駒城をとりかへしたるのみならず、いやすゝみに進みて、更に敵の數城をぬきぬ。師冬かなはずと思ひければ、我營に火をうちはなちて、逃げ去りぬ。この年、顯信、陸奥の鎮所にて、親房たりぬ。あくる年、親房、陸奥親王を小田城に迎へまつりぬ。親王は、護良親王の御子にて、親房の妹の生み奉りしなり。その夏、師冬再びあまたの兵を率ゐて、小田城を攻む。親房うちてこを敗る。されど敵の勢いよくはげし。親房、後の事をも心にかゝりしかば、陸奥なる結城親朝がり書をものして、その援を乞ふ。親朝は宗廣の子なり。父の伊勢にて病死せしより、密に尊氏に心をよせてありければ、親房の書を得るも、どかくいひのがれて、更に援はむの心なかりけり。咄、親朝、汝は父の忠義をわすれたるか。咄、親朝、汝は父の志をつぐをわすれたるか。汝が父宗廣が、いまはのきはにのぞみて、いひ殘したることばに、

我已に齡七旬におよびて、榮花身にあまりぬれば、今生においては、一事も思ひ殘すこと候はず。只、今度まかり上りて、遂に朝敵をほろぼしえすして、空しく黄泉の旅に赴きぬること、多生廣劫までの念となりぬと、かばえ候ふ。されば、愚息にて候ふ大藏權少輔親朝にも、我後世を吊はむと思はし、供佛施僧の作善もいたすべからず、更に稱名讀經の追責をもなすべからず。只、朝敵の首をとりて、我墓の前かけならべて見すべし。

とあるにあらすや。この遺言を何と聞きつる。この遺言を何と聞きかともへる。汝不孝の親朝、汝不忠の親朝。汝死後、父にむかひて、いかなることばかある。

親朝のかへりごといかにと待ちつるに、更にその言づれなかりしかば、親房もたのみすくなく思ひて、月日をかさぬるに、小田治久も師冬に降りたり。親房も今はすべきかたなく、そこを退きて、關城を保ちぬ。源顯時は、下妻に走りて、大寶城を保ちぬ。師冬兵をひきゐて、兩城の間に屯したり。親房、顯時、心をあはせて、こをうち敗りぬ。敵をも、たやすく攻め落すこと難からむと思ひたらむ、更にかこみをかたくし、年月ながくうち守り、以て我兵を苦ましめむとはかれり。親房、又書をおくりて、親朝に援をもとめけるに、うけひかず。城中のくるしむ、實にいふべからざるものあり。あくる年の春、親房また書をおくりぬ。その書、

いにし夏ばかり、賊と小田城に相持し、こを防ぎ守らむとて、いたく苦みぬ。この時にあたり、我兵のたのむところは、只君の兵あるのみ。さてはまきりに使をさせて、援を乞ひ奉れりしなりけり。先にかへり事を賜ひたり。その文によれば、兵を出して援ひ給はむとなり。そのをり親房のよるこび、いかばかりなりしならむ。まぢく冬にいたりしに、治久俄に背きて、賊に降りぬ。さらぬだにたのみすくなく思ひしに、治久さへ降りたれば、小田城にも留るまどかなはず。こをうちすて、この城にはたてこもりしなり。こゝにうつ

りてはや三月になりぬ。つくづくと數ふれば、前後九月をへたり。その間、二人の援をだに
 おこせ給はぬはいかに。親房の今日のくるしき露も思ひやらせ給はぬにやあらむ。今や
 坂東の官軍の保つ所は、下妻、眞壁、中郡、西明寺、伊佐、關の六城のみ。この關城は、民部少輔關
 宗祐、力をつくして防ぎ守るが故に、その守備もやゝかたし。されど賊兵久しくうち圍み
 居れば、驛路ふさがれて、往來の道もたぬはて。兵つかれ、糧どもしく、今は馬を賣り、甲をひ
 さぎ、辛くも日をおくるなり。かゝるさまにしあれば、かの骨を炊き、子を易へし、そのため
 しも近きにあることならむ。下妻は、主將いとけなく、その臣ども互に權を争ひてやまざ
 るよし、幸に、顯時の陸良親王をいたゞくありて、これを和ゆるれもむきなれど、猶彼此い
 ひ争ひてやまずとか。かくては外の敵をまたす。必ずや内より亂るゝことあらむ。眞壁は、
 法超の忠義なるあれども、うからやからはなれくにて、その中には、竊に賊に心をよす
 るものもありとか。これもまた深く頼むべからざらむ。中郡は、顯時の兵を分ちやりて、守ら
 しむるも、その勢いとよわく、あかのみならず、糧なせいと少きよしなれば、これもまた長く
 頼むべからざらむ。西明寺は、その地いと遠く、委しくは知るべからずといへども、これもま
 た久しく頼むべからざらむ。以上の五城は、その危きこと、幕に燕の巢くひたるが如しと
 やいはむ。たゞ伊佐城は、宮内大輔伊達行朝の忠義のたわまざるあれば、よれのみはやゝ

頼むべからむか。さはいへ、本城下妻、その守を失はじには、これもまた支ふること能はざら
 む。君先に兵のすくなきを以て、援ふことかなはずとの給へり。さては、次の書に、君自らい
 で、援ふこと能はずば、兵を國境までいだして、せめては、その援くるさまばかりもあめ
 し給へ、といひやりしにあらすや。ざるを猶聞きいれ給はぬはいかにぞや。それ戦は危き
 ことなり。機時の間にあり。さてはこれを援くるも、その機を失はざるこそ肝要なれ。苟くも
 その機を失はむか、百萬の多き兵といへども、何のかひかあらむ。聞きたまへ、親房、年まね
 く賊にうちかこまれ、今は力つき、糧乏しくなりぬ。かくて日をおくらむか、遠からざるに、
 城兵皆肆中の枯魚とならむ。この時にあたり、蒼海原の水をもてきて、そをそゝぎかくる
 も、又何のかひかあらむ。さきに顯家在鎮の日、賊のおこると聞き、袂をはらひて起ち、疾く
 馳せのぼりて難に起き、いみじき功を立てたり。その後、再びたちて難に起きしに、人々う
 ちあやぶみしのみならず、道にて妨ぐるものさへありしかば、國府に敗れ、鹽山に危く、遂
 に畿内にいりて、阿倍野の露ときえぬ。こは皆天の志からしめし所にて、戦の罪にあらず。
 忠孝の道素より期すところ、又何をかうらみむ。これによりてこれを見れば、兵をおこす
 と起さざるは、志のいたると至らざるにあり。君もしふるひたくりて、兵を起さむに
 は、伊達より西のかた、いづれの國か又應せざるものあらむ。今や事せまれり。親房の願ふ

とてろは、この間にありて、この城を失はざらむとするにあるのみ。餘命を以て先帝に報い奉らむとするにあるのみ。死して後にやまむとするにあるのみ。鳥の死なむとする、その鳴くやかなし。人の死なむとする、そのいふことやよし。君あはれとは聞かずや。親房、再び音づれまゐらせむことかたし。こゝに思ふ所をつくさむ。そもく我國は、天つ御祖の神のひらき給ひし國なり。日の大御神のすべ給ひし國なり。その日の御子のうけつぎまして、はや九十五代とはなりにけり。來し方かくのことし。この御行末もまた、天地のむたきはみなからむ。かゝる大御國にしあれば、たましく亂臣賊子あるも、踵をめぐらすすしてうち亡びたり。尊氏はいかなるものぞ、その罪天地に入るべからず。ざるを中原によりて、はや七年の年月を経たり。そも何の幸ぞや。昔逆臣平將門は、六年にしてほろび、安倍貞任は、十二年にして平ぎぬ。さては尊氏の亡ぶるも、また速くはあらざらむ。いにしへより亂臣賊子の首領を、歲月の間に保つことをえしは、その智勇、大に人に過ぎしものなればなり。尊氏は、さる智勇あるものにあらず、いかでか久しく保つことを得む。かつ師直のほしいまゝに、その家をみだし居るも、知らぬにあらずや。いかでか久しく保つことをえむ。足利はもと王臣なり。保元平治このかた、源平の家につきまたがひ、承久の後、又陪臣北條氏に従ひたり。尊氏にして、その家譜を見むか、かのづから心に耻づるところあらむ。今や

聖運の再興にあひ、その領地のもとの如くなりしのみならず、官さへ位さへたまはりたるにあらずや。かゝる大御惠をうけながら、なほ利をむさぼり、死ををしみ、逆にくみし、節を失ふ。實に文武の道地を掃ふといふべし。かれまた何の顔ありて、祖先を地下に見むとすらむ。思へば悲むべきことにこそ。君は秀郷朝臣の後にはおせずや。朝臣は朝廷のため、に大なる功を立てられ、後世子孫いづれも名流たり。平清盛、源頼朝といへども、その門閥を論ずれば、その右に出づることは難からむ。その當時にありては、勢のあるあり、その指麾をうけたるも、また止むを得ざることもならむ。されど決して樂みおもふ所にはあらざりしならむ。さては宗廣朝臣、その家を起さむと、夙に忠節をはげみ、その志のあるところ、人をして今猶念るゝこと能はざらしむ。又親光朝臣も、相續ぎて節にたふれたり。ざるを君にして、その志をつぐことなからむか。祖先の御靈、これを何どのたまふらむ。君にして賊に與することあらむか。必ずや怒りて罪し給ふらむ。近頃小人のいふところを聞くに、或はいはく、堅く城壁を守り、鋒を歛め、力を養ひ、天下の形勢をはかり、尊氏の勝つ時にいたり、それに付き従はむには、門戸保つべからむと。或はいはく、假に關東の諸城守を失ふとするも、奥州の嶮によらば、以て歲月をのぶるに足らむ。かくて賊の利を失ふをうかひ、徐に起ちて、その後をはからむには、大功必ずやなるべからむと。或はいはく、興廢は命

のあるあり、よく得失を考へ、時を待ちて動くぞよき。かの顯家の如き忠節大なりといへども、勲業終に遂げざりしにあらすや。覆轍ちかきにあり、大に鑒みざるべからざるものならむと。君は、かゝるみだりなる説に惑ふ人にはあらざらむ。されど、親房の親しきものにて、猶かゝる事をいひて危むものあり。まいて疏き人々にありては、されも人々も極めておほからむ。かゝる小言も、とより心留むべきにあらす。さはいへ、大義にいみじき害あり。辨せざるを得ざるなり。我家は皇族より出て、世々昇平にあひ、習ひしところは朝儀典章のみ、兵事の如きも、とより知るところにあらす。令、そのよるしきをえず、命、その人を服する能はざるも、またやむを得ざることもならむ。親房みづから願れば、我身は前朝の遺老なり。今上を間關に奉じ、願命を彌留にうけ、今やこの孤城によりて八州をひかへ居ぬ。一たび命をうしなはむには、四方の人心いかならむ。必ずやみだれに亂るゝならむ。さあらむには、賊ども時をえて、遠く奥州を侵すにいたらむ。さあらむには、今の忠義の人々も、また皆背くにいたらむ。願信出鎮すること、こゝに三年、いまだ功をなすこと能はず。管に功をなすこと能はざるのみならず、うまれつきいとつたなく、これを助くるものとてもあらざれば、衆情何となくかたやかならず。そのさま、薪を負ひて火上に寝るが如しとかや。この親房うせたらむ後、事を共にせむはたぞ。君をおきて、他にその人なからむ。その君に

して異圖あらむには、それにてやみなむ。あはれ、忠義を全くせむとするにあたり、何事をか願るにいとまあらむ。天つ神はみそなはずらむ。國つ神は知らせ給ふらむ。たと國家のためにいふのみ、あへて餘命を惜むにはあらざるなり。

親朝にして、物のあはれといふことを知らむか。いかに利にまよふものなりとも、いかに慾に迷ふものなりとも、この書を讀まむには、必ずや出で來りて援ひしならむ。親朝は、人のあはれといふことは知らざりしならむ。人にはあらざりしならむ。あはれ、一字一涙のこの書、以て一人の逆賊親朝を泣かしむる能はず。天下後世の人をして、空しく袖をまぼらしむ。かなしきかな。

親房、かくまであはれなる書を送りしかど、猶援をおこすけしきも見えざりければ、願信をして來り援はしめたり。四年夏、敵將結城直朝、そのともからをひきゐて攻め來りぬ。親房、兵をいだして、いたく戦ひ、直朝を捕へて斬りしに、その兵皆逃げ去りぬ。師冬、更に進みきたりしに、城兵いたく挑み戦ひ、かれの柵など皆ひきぬきしに、いかにおぢおそれたりけむ。近づかず。とかくするほどに、親朝遂にそむきぬ。親房も今はこれまでなりと思ひしかば、兵をすて、吉野にかへりぬ。正平五年、足利直義、楠正儀によりて、書を朝廷にたてまつり、歸順をこふ。廷議決せず。親房、權宜を以てこれを納れ、まばらくその功を收め給へども、す。天皇、そのこ

とばに從ひ給ふ。あくる年、直義心かはりて、朝制に從はざりしかば、天皇、いたく怒らせたまふ。やがて親房をして、書を作らしめ、その約に背くを詰りたまふ。直義書を奉りて、その御符す。その書は、天皇の都へ還らせ給ふことを促しまつり、又國政をもて、武家にゆだねられよといふことなり。楠正儀、その請をゆるさせ給はよ、いかにと申し、かど親房かたくとりて聞かざりければ、その議、遂に成らずなりぬ。この年、親房を三宮に准せられ、かつ、盤のまゝに、て宮に入ること、をゆるさせ給ふ。七年、天皇、男山にいでます。かくて兵をつかはして、足利義詮をうたしめ、こをはしらす。やがて、親房、および子顯能をして、まづ都に入り、諸事をすべつかさどらしむ。九年、賀名生にてうせぬ。その著すところの書、神皇正統記をはじめ、職原鈔、古今集註、東家秘傳、元々集、二十一社記等あり。時の人、その博學なるをもて、藤原宣房、源定房と、ならび稱して三房といへり。その子顯家、顯信、顯能、顯雄、皆忠義の人ならざるはなし。一女あり、後村上の宮にいりて、女御となりたりとむ。

明治二十五年七月

落合直文識

校註神皇正統記目次

| | | |
|-------|-------|----|
| 序論 | | 一頁 |
| 神世七代 | | 一四 |
| 天照大神 | | 二一 |
| 瓊々杵尊 | | 二八 |
| 葦不合尊 | | 三八 |
| 綏靖天皇 | | 四五 |
| 懿德天皇 | | 四六 |
| 孝安天皇 | | 四六 |
| 孝元天皇 | | 四八 |
| 崇神天皇 | | 四九 |
| 景行天皇 | | 五一 |
| 仲哀天皇 | | 五五 |
| 應神天皇 | | 五九 |
| 忍穗耳尊 | | 二七 |
| 火々出見尊 | | 三五 |
| 神武天皇 | | 四一 |
| 安寧天皇 | | 四五 |
| 孝昭天皇 | | 四六 |
| 孝靈天皇 | | 四六 |
| 開化天皇 | | 四九 |
| 垂仁天皇 | | 五〇 |
| 成務天皇 | | 五五 |
| 神功皇后 | | 五七 |
| 仁德天皇 | | 六六 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 元正天皇 | 文武天皇 | 天武天皇 | 齊明天皇 | 皇極天皇 | 推古天皇 | 用明天皇 | 欽明天皇 | 安閑天皇 | 武烈天皇 | 顯宗天皇 | 雄略天皇 | 允恭天皇 | 履中天皇 |
| 九四 | 九二 | 八九 | 八七 | 八四 | 八一 | 八十 | 七八 | 七七 | 七三 | 七二 | 七〇 | 六八 | 六八 |
| 聖武天皇 | 元明天皇 | 持統天皇 | 天智天皇 | 孝德天皇 | 舒明天皇 | 崇峻天皇 | 敏達天皇 | 宣化天皇 | 繼體天皇 | 仁賢天皇 | 清寧天皇 | 安康天皇 | 反正天皇 |
| 九五 | 九四 | 九一 | 八九 | 八七 | 八四 | 八一 | 七九 | 七七 | 七五 | 七三 | 七二 | 六九 | 六八 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 白河天皇 | 後冷泉天皇 | 後一條天皇 | 一條天皇 | 圓融天皇 | 村上天皇 | 醍醐天皇 | 光孝天皇 | 清和天皇 | 仁明天皇 | 嵯峨天皇 | 桓武天皇 | 稱徳天皇 | 孝謙天皇 |
| 一五四 | 一五二 | 一五〇 | 一四七 | 一四六 | 一四六 | 一三四 | 一二六 | 一二〇 | 一一九 | 一〇五 | 一〇二 | 九七 | 九六 |
| 堀河天皇 | 後三條天皇 | 後朱雀天皇 | 三條天皇 | 花山天皇 | 冷泉天皇 | 朱雀天皇 | 宇多天皇 | 陽成天皇 | 文德天皇 | 淳和天皇 | 平城天皇 | 光仁天皇 | 淳仁天皇 |
| 一五七 | 一五二 | 一五一 | 一四九 | 一四七 | 一四六 | 一三六 | 一三〇 | 一二五 | 一一九 | 一一八 | 一〇四 | 一〇一 | 九七 |

| | | | | | |
|-------|-------|-----|-------|-------|-----|
| 鳥羽天皇 | | 一五七 | 崇徳天皇 | | 一五八 |
| 近衛天皇 | | 一五九 | 後白河天皇 | | 一五九 |
| 二條天皇 | | 一六三 | 六條天皇 | | 一六七 |
| 高倉天皇 | | 一六七 | 安徳天皇 | | 一六九 |
| 後鳥羽天皇 | | 一七〇 | 土御門天皇 | | 一七六 |
| 順徳天皇 | | 一七七 | 仲恭天皇 | | 一七七 |
| 後堀河天皇 | | 一八〇 | 四條天皇 | | 一八一 |
| 後嵯峨天皇 | | 一八二 | 後草深天皇 | | 一八七 |
| 龜山天皇 | | 一八七 | 後宇多天皇 | | 一八八 |
| 伏見天皇 | | 一九三 | 後伏見天皇 | | 一九四 |
| 後二條天皇 | | 一九四 | 花園天皇 | | 一九五 |
| 後醍醐天皇 | | 一九五 | 後村上天皇 | | 二三〇 |

校註神皇正統記

北畠親房卿著
内藤耻叟檢閲
大宮宗司校註

○神國 日本紀に新羅王曰東有神國謂日本也又三代實錄貞觀十一年十二月十四日伊勢大神宮奉幣の告文に我日本朝波所神國奉國奈利と見えたり

○豐原千五百秋瑞穂國 日本紀曰天神謂伊弉册尊曰有豐原千五百秋瑞穂國之宜汝往脩之 納天瑞穂之見たり

○陽神陰神 伊弉册尊の二神をいふさてこには國常立尊よりこの二神に授け給ふと記されり此の二神に授け給ふと記されり此の二神に授け給ふと記されり此の二神に授け給ふと記されり

○耶麻止 日本紀曰、問本國之號何獨取大和國爲號耶 曰、之始余以天皇天下至大和國王業猶周成王於成周定王業、仍國號周

大日本は神國なり。天祖はじめて基をひらき、日神長く統を傳へたまふ。我國のみこの事あり、異朝にはその類なし。この故に神國といふなり。神代には、豐原千五百秋瑞穂國といふ。天地開闢のはじめよりこの名あり。天祖國常立尊陽神陰神に授け給ひし勅に聞いたり。天照大神天孫尊に譲りましまし、にも、この名あれば、根本の號なりとは知りぬべし。又は大八洲國といふ。これは陽神陰神、この國を生みたまひしが、八の島なりとによりて、名づけられにけり。又は耶麻土といふ。これは大八洲の中國の名なり。第八にあたるたび、天御虚空豐秋津根別といふ神を生み

又本朝神代卷止事、弘仁私記序曰、天地判判泥坂未乾、是以地山往來、因多從跡、故曰山跡、又古語謂居住爲止、言止住於山也、延喜四時記曰、神武大倭國尊味之始、未有居舍人、民唯據山而居、仍曰山戶、是留於山之意也、見えたるを參照すべし

たまひし、これを大日本豊秋津洲と名づく。今は四十八箇國にわ
かてり。中洲たりしうへに、神武天皇東征より代々の皇都なり。
仍りてその名をとりて、餘の七州をも、すべて耶麻土といふなる
べし。唐土にも、周の國より出でたりしかば、天下を周といひ、漢
の地よりこれりたれば、海内を漢と名づけしが如し。耶麻土とい
へることば、山迹といふなり。昔天地わかれて、泥のうるほひ
いまだかわかず、山をのみ往來して、その跡多かりければ、山迹と
いふ。或は古語に居住を止といひ、山に居住せしによりて、山
止なりともいへり。大日本とも、大倭とも書くことは、この國に漢
字傳りてのち、國の名を書くに、字をば大日本とさだめて、まかも
耶麻土とよませたるなり。大日靈の御國なれば、その義をもとれ
るか。はた日の出づる所にちかければ、まかいへるか。義はかは
れど、字のまことに日の本とはよまず、耶麻土と訓ぜり。我國の

○大日靈ハ天照大御神の御一名なり

○日の出づる所 隨書に日出所天子致書日没所天子無恙と見えたり

○日の本 萬葉集詠不備山歌に、日の本の山跡の國のしつめと見えたり

○大日本姫 垂仁天皇の皇女に大字を加ふるは非なり

○虚空見日本の國 日本紀曰、及至觀瀛日命、乘天磐船而翔行太虛也、觀瀛即而降之、故因目之曰虚空見日本國矣と見えたり

漢字を訓ずること、多くかくの如し。これのづから日の本などいへ
るは、文字によれるなり。國の名とせるにあらず。又いにしへよ
り大日本とも、若は大の字を加へず日本とも書けり。州の名を大
日本豊秋津といふ。懿德、孝靈、孝元等の御謚、皆大日本の字あり。
垂仁天皇の御女、大日本姫といふ。これみな大の字あり。天神饒
速日尊、天の磐船に乗り、大虚をかけりて、虚空見日本の國とのり
たまふ。神武の御名を、神日本磐余彦と號し奉り、孝安を日本足
開化を稚日本とも號し、景行天皇の御子小碓皇子を、日本武尊と
名づけ奉る。これは大を加へざるなり。彼是同じくやまとよ
ませたれど、大日靈の義をとらば、おほやまとよみてもかなふ
べきか。その後漢土より字書を傳へけるとき、倭と書きて、この國
の名に用おたるを、即ち領納して、又この字を耶麻土と訓じて、日
本の如くに、大を加へても、又除きても、れなし訓に通用しけり

○漢書に云々、前漢書地理志曰、樂浪中有倭人、百餘國と見たり

○後漢書に云々、後漢書曰、倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使韓通於漢者三十餘國、國皆稱王、世々傳統、其大倭王有別馬、國と見たり

○所書に云々、新唐書曰、日本古倭國也、咸亨元年遣使賀平高麗、後稱新羅、唐倭名更號日本、使者自言、國近日所出、以爲名と見ゆ、但唐咸亨元年は我天智天皇の九年に當れり

漢土より倭と名づけたることは、昔この國の人、はじめてかの土にいたれりしに、汝が國の名をばいかゞいふと問ひけるを、我國はといふを聞き、即ち倭と名づけたりと見ゆ。漢書に、樂浪の土の東北に樂浪郡あり、海中に倭人あり、百餘國を分てりといへり。若、前漢の時既に通じけるか、一書には、秦の代より既に、後漢書に、大倭王は耶摩堆に居すと見えたり。耶摩堆はままとなり、これはもし、既にこの國の使人、本國の例により、大倭と稱するによりて、かく注せるか。神功皇后の新羅、百濟、高麗をまたかへ給ひしは、後漢の末まにあたり、漢地にも通せられたりと見え、たれば、文字も定めて傳はれるか、一説には、秦の時より書籍を傳ふともいふ、大倭といふ事は、異國にも領納して、書傳に載せられたれば、この國にのみほめて稱するにあらず。異朝に大漢、大唐などいふは、唐書に、高宗咸亨年中に、倭國の使、はじめに改めて日本と號す、その國東にあり、日の出づる所に近きをいふと載せたり。この事、我國の古記には確ならず。推古天皇の御時、唐の隋朝より使ありて、書を送れり

○推古天皇の御時云々、日本紀曰、推古天皇十六年夏四月、大倭使人裴世清下客十二人、從妹于臣幸於筑紫云々、其書曰、皇帝問倭皇云、敬白西皇帝云々と見えたり

○秋津洲、日本紀曰、神武天皇三十四年夏四月乙酉朔、皇與幸因登殿上、而退、皇與幸曰、秋津洲之國、由是始有秋津洲也と見えたるが如し

○細戈千足國、機輪上秀眞國、玉垣國、日本紀曰、昔伊弉諾尊目、機輪上秀眞國、復大己貴千足目之曰、玉垣國と、さて細戈千足目、是眞國の備足するをいひ、機輪上秀眞は他國の備足するをいひ、玉垣國は神國の備足するをいひ、其之東二萬餘里、在扶桑在大漢國、故以爲名と見えたり

しに、倭皇と書く。聖德太子みつから筆を執りて、返牒を書き給ひしには、東天皇敬白西皇帝とありき。かの國よりは、倭と書きたれど、返牒には、日本とも倭とも載せられず。これより上代には、牒ありとも見えざるなり。唐の咸亨の頃は、天智の御代に當りたれば、誠に件の頃より日本と書きて送られけるにや。又この國をば秋津洲といふ。神武天皇國の形をめぐらし望み給ひて、蜻蛉の臂あきつの如くあるかな、とのたまひしより、この名ありきとぞ。されど神代に、豊秋津根といふ名あれば、神武にはじめざるにや。この外もあまた名あり。細戈千足國とも、機輪上秀眞國とも、玉垣内國ともいへり。又扶桑國といふ名もあるか、東海の中に扶桑の木あり、日の出づる所なりと見えたり。日本も東にあれば、よそへていへるか。この國にかの木ありといふ事聞えねば、確なる名にはあらざるべし。凡内典の説に、須彌といふ山あり。この山を

○内典は外典に對する名にして佛家にて已が奉ずる佛書を指していふなり

○七由旬 一本七百由旬に作る、或は我一里十七町二十間なりといへり

○殘月は則ち漢土にして葱河以東を指していふなり

廻りて七の金山あり、その中間は皆香水海なり。金山の外に四大海あり、この海中に四大洲あり。洲ごとくまた二の中洲あり。南洲をば瞻部といふ。又閻浮提といふ、同じくは樹の名なり。南洲の中心に阿耨達といふ山あり。山の頂に池あり。阿耨達、こゝには無熱といふ、外書に崑崙といへるは、即ち池の傍にこの樹あり。めぐり七由旬、高さ百由旬なり。ちこの山なり、池の傍にこの樹あり。めぐり七由旬、高さ百由旬なり。一由旬とは、四十里なり、六尺を一步とす、三百六十歩を一里とす、この里をもつて由旬をはかるべし、この樹、州の中心にありて尤も高し。依りて州の名とす。阿耨達山の南は大雪山、北は葱嶺なり。葱嶺の北は胡國、雪山の南は五天竺、東北によりては震旦國、西北にあたりては波斯國なり。この瞻部州は、縦横七千由旬、里を以て算ふれば二十八萬里、東海より西海に至るまで九萬里、南海より北海に至るまで又九萬里、天竺は正中によれり。依りて瞻部の中國とす。地のめぐりまた九萬里、震旦廣しといへども、五天竺にならぶれば一邊の小國なり。日本はかの土を離れて

○南都は大和國の奈良をいふ
○護命僧正は元興寺の住僧にして嵯峨天皇の頃の人なり
○北嶺は山城國の比叡山をいふ
○傳教大師は延暦寺の開基にして護命と同時代の人なり

○世界中 一本世界の事に作る

○初は梵語にて年月を經過する時期の稱なり

○光帝 一本光音に作る

○須彌山 妙高山と譯す佛説に山の極めて高大なるものをいふ、即ち

海中にあり。南都の護命僧正、北嶺の傳教大師は、中州なりと志るされたり。志からは南州と東州との中なる、遮摩羅といふ州なるべきにや。華嚴經に、東北の海中に山あり、金剛山といふとあるは、今の大使の金剛山のことなりとぞ。さればこの國は、天竺よりも震旦よりも、東北の大海の中にあり。別州にして、神明の皇統を傳へ給へる國なり。おなじ世界の中なれば、天地開闢のはじめは、いづくもかはるべきならねど、三國の説各異なり。天竺の説には、世のはじまりを劫初といふ。劫に、成住壞空の四あり、増一減を一小劫といひ、二十の増減を一中劫といひ、四中劫を合せて一大劫とす。光帝といふ天衆、空中に金色の雲をおこし、梵天に遍布す。即ち大雨を降らす。風輪の上に積りて水輪となる、增長して天上にいたれり。又大風ありて、沫を吹き立て、空中に擲げおく、即ち大梵天の宮殿となる。その水次第に退下して、欲界の諸宮殿にいたり、須彌山、四大州、鐵圍山を

ち四州の中心にして大海の中にあ
り、高き八萬四千由旬、日月横に
廻りて地に出入せずといふ
○四大州 東は弗提、西は俱耶
尼、南は勝部州、北は俱盧州なり

成す。かくて萬億の世界同時になる、これを成劫といふ。この萬億
三千大世、光帝の天穡、下生して次第に住す、これを住劫といふ。こ
の住劫の間に、二十の増減あるべしとぞ。そのはじめには、人の
身光明遠く照して飛行自在なり。歡喜を以て食とす。男女の相な
し。後に地より甘泉涌き出で、味酥蜜のごとし。或は地味
ともいふ、これを
嘗めて味着を生ず。仍りて神通をうしなひ、光明も消えて、世界
大にくらくなりぬ。衆生の報志からしめければ、黒風海を吹き
て、日月二輪を漂出す。須彌の半腹におきて、四天下を照さし
む。これより始めて、晝夜晦朔春秋あり。地味にふけりしより、
顔色かじけ衰へき。地味また失せて、林藤といふものあり。或は地
皮とも
か、衆生また食とす。林藤また失せて、自然の稗稻あり、諸の美
味をそなへたり。朝に刈れば夕に熟す。この稻米を食せしによ
り、身に殘穢出で來ぬ。この故に始めて二道あり。男女の相各別

○かじくは憔悴することなり

○稗稻 異本稗稻或ハ稗稻ト作る

○二道 尿道と便道とをいふ

○地田に種を施し 一本田種を施
しに作る

○十善 不殺生、不偷盜、不邪淫、
不妄語、不飲酒、不食肉、不貪瞋、
不邪見、不毀謗、不欺誑、これなり

○轉輪王 各一國主たるものなり
とす

にして、終に婦欲のわざをなす。夫婦となづけ、舍宅をかまへて
共にすみき。光帝の諸天、後に下生するもの、女人の胎中に入り
て、胎生して衆生となる。その後稗稻生ぜず。衆生愁へ歎きて、各
境をわかち、地田に種をほどこし植ゑて食とす。他人の田種をさ
へ奪ひ盜むもの出で來て、互にうちあらうふ。これを決する人
なかりしかば、衆共にはからひて、一人の平等王を立て、名づけ
て刹帝利といふ。田主といふ
こゝろなり、そのはじめの王を、民主王と號し
き。十善の正法を行ひて、國を治めしかば、人民これを敬愛す。
閻浮提の天下豊樂安穩にして、病患れよび大寒熱あることなし。
壽命も極めて久しく、無量歲なりき。民主の子孫相續きて、久し
く君たりしが、漸く正法も衰へしより、壽命も減じて八萬四千歳
にいたる。身の長八丈なり。その間に王ありて、轉輪の果報を具
足せり。先天より金輪寶飛び降りて、王の前に現在す。王出で給

○釋迦佛 幼名を悉陀と呼べり、父を淨飯王といひ母を摩耶といひき、今を距ること凡二千五百年前、迦毘羅城の王宮に生れぬ。三災 火災、水災、風災これなり

○ほとくりに 一本に字なし

ふことあれば、この輪轉じて行く。諸の小王皆迎へて拜す。あへて違ふものなし。即ち四大州に主たり。又象、馬、珠玉、女、居士、主兵等の寶あり。この七寶成就するを、金輪王と名づく。次に銀、銅、鐵の轉輪王あり。福力の不同によりて、果報も次第に劣れるなり。壽量も百年に一年を減じ、身の長もれなしく一尺を減じてけり。百二十歳に當れりしとき、釋迦佛出でたまふ。或は百歳の時ともいふ、これより先に三佛出 十歳に至らむころほひに、三災といふ事あるべし。人種ほどほどに盡きて、唯一萬人をあます。その人善を行ひて、また壽命もまじ、果報も進みて、二萬歳に至らむとき、鐵輪王出で、南一州を領すべし。四萬歳のとき、銅輪王出で、東南二州を領す。六萬歳のとき、銀輪王出で、東西南三州を領し、八萬四千歳のとき、金輪王出で、四天下を統領す。その報上にいへるが如し。かの時又減に向ひて、彌勒佛出でたまふべし。八萬歳の時このともいふ

○滅盡する 一本滅するに作る

○黒穴 一本黒雲に作る

○證果の聖者の俗みさとりを開きたる人といふおなじ

○一四天の天下の四分の一の飛なり

○四地の東西南北をいふ

○業力は因縁力といふにおなじ

後十八箇の滅増あるべし。かくて大火災といふこと起りて、世界の初禪梵天まで焼けぬ。三千大千世界同時に滅盡する、これを壞劫といふ。かくて世界虚空、黒穴のごとくなるを空劫といふ。かくの如くすること七箇の大劫を経て、大水災あり。この度は第二禪まで壞す。七々の火災、七々の水災を経て、大風災ありて、第三禪まで壞す。これを大三災といふなり。第四禪以上には、内外の過患あることなし。この四禪の中に五天あり。四は凡夫の住所、一は淨居天とて、證果の聖者の住所なり。この淨居を過ぎて、摩醯首羅天王の宮殿あり。大自在天 色界の最頂に居して、大千世界を統領す。その天のひろさ、かの世界にわたれり。下天も 不同あり、初禪の梵宮は、廣狹に 一四天下のひろさなり。この上に無色界の天あり。又四地をわかつていへり。これらの天は、小大の災に逢はずといへども、業力に際限ありて、報盡きなば退没すべしと見えたり。震旦は殊に書契

○くもるは混濁の字をしか訓せり、物の中に含まりて分明ならざるをいふ

○その中より一物出でたり一本その中に一物成れり出でたるに作る

○國常立尊 この神と天御中主神とを同神とし五行の徳をしますと云いへるは正統にあらざるなり古事記に天地初發之時、於高天原成神、名天御中主神、次高天原日神、次神皇產日神、此三柱神者、地廣神成坐而隱身と見えたるを參照すべし

べむことを志して、常に聞ゆることは載せず。志かれば神皇正統記とや名づけ侍るべき。

夫、天地いまだ分れざりし時、渾沌として圓れる事、雞子のごとく、くゞもりて牙を含めりき。これ陰陽の元初未分の一氣なり。その氣はじめて分れて、清く明なるはたなびきて天となり、重く濁れるは續きて地となる。その中より一物出でたり。狀葦牙のごとし。即ち化して神となりぬ。國常立尊と申す。又は天御中主神とも號し奉る。この神に、水火木金土の五行の徳まします。先水徳の神に顯れ給ふを國狹槌尊といひ、次に火徳の神を豐斟淳尊といふ。天の道ひとりなす、故に純男にてまします。純男といへ相ありとも、定めがたし、次に木徳の神を泥土煮尊、沙土煮尊といひ、次に金徳の神を大戸之道尊、大苦邊尊といふ。次に土徳の神を面足尊、惶根尊といふ。天地の道相交りて、各陰陽のかたちあり。されど

○殿取盛島 日本紀私記曰、是白凝之島也、猶如言自凝也、今見在淡路島西南角小島是也と見えたり

そのふるまひなごといへり。この諸神、實には國常立の一神にましますなるべし。五行の徳、各神と顯れたまふ。これを六代とも數ふるなり。二世三世の次第を立つべきにはあらざるにや。次に化生したまへる神を、伊弉諾尊、伊弉册尊と申す。これは正しく陰陽の二に分れて、造化の元となりたまふ。上の五行はなほひとつくくの徳なり。この五徳を合せて、萬物を生ずるはじめとす。こゝに天祖國常立尊、伊弉諾伊弉册の二神に勅してのりたまはく、豐葦原の千五百秋の瑞穂の地あり、汝往きてまらすべしとて、即ち天瓊矛を授けたまふ。この矛、又は天の逆戈とも、二神この矛をさづかりて、天浮橋の上にならすみて、矛をさし下してかき探り給ひしかば、滄海のみありき。その矛の鋒より滴り落つる潮、凝りて一の島となる。これを磯取慮島といふ。この名につきて秘説あり。神代梵語に通へるか。その所もあきらかに知る人なし。

○八尋の殿 八尋の淵の邊にて
幾尋もさなく廣大なる殿をいふ

○乘仁天皇の御宇に云々 乘仁紀
曰、時天照大神倭姫命曰、是神
風伊勢國、則常世之浪重流歸國也、
傍國可於國也、然居是國、故能大
神教、其神立於伊勢國、伊勢宮于
五十鈴川上、是謂神宮と見えたり

○神宮を建てられしは垂仁天皇の
二十五年なり

○龍田神は風神なり、延喜式曰、大
和國平群郡龍田坐天柱國御柱神
社二座と見えたり

大日本の國寶山なりといふ。口傳 二神この島に降り居て、即ち國
の中の柱をたて、八尋の殿を化作て共に住みたまふ。さて陰陽和
合して、夫婦の道あり。この矛は傳へて、天孫從へて天降り給へり
ともいふ。又垂仁天皇の御宇に、大倭姫の皇女、天照大神の御教
のまゝに國々をめぐり、伊勢の國に宮所を求め給ひし時、大田命
といふ神参りあひて、五十鈴の河上に、寶物を守りければ、處を示
し申し、かの天逆矛、五十の金鈴、天宮の圖形ありき。大倭姫
命よろこびて、その所を定めて神宮を建てらる。寶物は、五十鈴の
宮の酒殿に納められきともいふ。又瀧祭の神と申すは龍神なり。
その神あつかりて地中に納めたりともいふ。一には、大倭の龍田
神は、この瀧祭と同體にます。この神のあつかり給へるにより
て、天柱國柱といふ御名ありともいふ。昔磯取盧島に持ち下り給
ひし事はあきらかなり。世に傳ふといふ事はおぼつかなし。天孫

○古語拾遺曰、天照大神、高皇產
靈尊、乃相語曰、夫等原國者、
吾子孫可王之也云々、即以八咫鏡
及草薙劍、二種神寶、授賜皇孫、永
爲天孫、矛玉自從と見えたり

○寶山 一本寶山に作る

○飲依比賣 一本飲依比古に作る

の從へ給ふならば、神代より三種の神器の如く傳へたまふべし。
さしはなれて、五十鈴の河上にありけむもおぼつかなし。但天孫
も、玉矛はれのづからまたがへ給ふ、といふ事見えたり。古語拾遺
されど、矛も大汝神の奉らるゝ國を平けし矛もあれば、いづれと
いふ事を知りがたし。寶山に留りて、不動のまゐることなりけむ事
や正説なるべからむ。龍田も寶山近き所なれば、龍神を天柱國柱
といへるも、深秘のこゝろあるべきにや。凡神書にさまざまの異
説あり。日本紀、舊事本紀、古語拾遺等に載せざらむことは、末學
の輩、偏に信用しがたかるべし。かの書の中、猶一決せざるにお
ほし、いはむや異書におきては正とすべからざるをや。かくてこ
の二神相計ひて、八の島をうみ給ふ。先淡路の洲を生みます、淡道
穗之狹別といふ。次に伊豫の二名の洲を生みます。一身に四面
あり。一を愛比賣といふ、これは伊豫なり。二を飯依比賣といふ、

○速日別 古事記に建依別に作る
従ふべし

○速日別 諸本表日別に作るは非
なり

○あまたの島 吉備の児島、小豆
島、大島、女島、知詞の島、兩兒
島等の島々をいふ
○後に海山の神云々 古事記曰、
既生國見 既生神云々、次生海神
名大船津見神云々、次生木神名

これは讚岐なり。三を大宜都比賣といふ、これは阿波なり。四を
速依別といふ、これは土佐なり。次に筑紫の洲を生みます。又一
身に四面あり。一を白日別といふ、これは筑紫なり。後に筑前、筑
後といふ。二を豊日別といふ、これは豊國なり。後に豊前、豊後と
いふ。三を速日別といふ、これは肥の國なり。後に肥前、肥後とい
ふ。四を豊久士比泥別といふ、これは日向なり。後に日向、大隅、
薩摩といふ。筑紫、豊國、肥國、日向などいへるも、二神 次に壹岐の洲を生み
ます、天比登都柱といふ。次に對馬の洲を生みます、天狹手依比
賣といふ。次に隱岐の洲を生みます、天忍許呂別といふ。次に佐
渡の洲を生みます、建日別といふ。次に大日本、豊秋津洲を生みま
す、天御虚空、豊秋津根別といふ。すべてこれを大八洲といふなり。
この外あまたの島を生みたまふ。後に海山の神、木のおや、草の
おやまで、悉く生みましてけり。いづれも神にませば、生み給へる

久々能智神、次生山神名大山津見
神、次生野神名鹿野比賣神、亦
名開野推神と見えたり

神の洲をも山をもつくり給へるか。はた洲山をうみ給ふに、神の
あらはれまじけるか。神世のわざなれば、誠にはかりがたし。二
神又はからひてのたまはく、われすでに大八洲國、れよび山川草
木を生めり、いかで天の下の君たるものをうまざらむやとて、先
日神をうみます。この御子光りうるはこくして、國の内にてりと
ほる。二神よろこびて、天にれくりあげて、天上の事を授けたま
ふ。この時天地相去る事遠からず。天の御柱を以てあげたまふ。
これを大日靈尊と申し、靈の字は靈と通すべきなり、陰氣を靈といふとも
いへり、女神にましますせば、おのづから相叶ふにや、
又は天照大神とも申す。女神にてましますなり。次に月神をう
みます。その光日につげり。天にのぼせて夜の政を授けたまふ。
次に蛭子を生みます。三とせになるまであしたゝす。天磐椽樟
船にのせて、風のまにまに放ちせつ。次に素盞鳴尊を生みます。
勇みたけく不忍にして、父母の御心にかなはず、根の國にいねと

○神退り崩御といふおなじ

○鹿取の神 延喜式に下總國香取郡香取神宮と見ゆ
○鹿島の神 延喜式に常陸國鹿島郡鹿島神宮と見えたり

のたまふ。この三柱は、男神にましますによりて、一女三男と申すなり。すべてあらゆる神、皆二神の所生にましますと、國の主たるべしとて生み給ひしかば、ことさらにこの四神を申し傳へけるにこそ。その後火神、阿俱突智を生みまじるとき、陰神やかれて神退給ひにき。陽神うらみ怒りて、火神を三段にきる。その三段れのおの神となる。血のまたぐりそ、いで神となれり。經津主神、齋主の神とも申す。今、鹿島の神、の祖なり。陽神猶またひて、黄泉までおはこまして、たままのちかひありき。陰神うらみて、この國の人を、一日に千頭殺すべしとのたまひければ、陽神は千五百頭を生むべしとのたまひけり。仍りて百姓をば、天益人ともいふ。死するものよりも、生るゝものれ、ほきなり。陽神かへりたまひて、日向の小戸の橘櫛原といふ所にて、御被したまふ。この時あまたの神化生したまへり。日月神も、こゝにて生れ給ふといふ説あり、伊弉諾

○或我に云々 この我非なり、其は伊弉諾伊弉冊は二神相互に給ひ給ひてこの國土を作り給へるにやれる御名にして、梵語にはあらざるなり

○地神 天照大神を地神と申せるは、天照大神は天神にましますして、地神にはあらず、天照大神の差別は古事記傳に委しく見わたれば一わたりおぼすべし

尊神功既に終へにければ、天上にのぼり、天祖に報命申して、即ち天にとゞまり給ひけり。或説に、伊弉諾伊弉冊は梵語なり、伊舍那天伊舍那后なりともいふ。

地神第一代、大日靈尊、これを天照大神と申す。又日神とも皇祖とも申すなり。この神の生れ給ふこと三の説あり。一には、伊弉諾伊弉冊尊あひはからひて、天下のあるじを生まざらむやとて、先日神をうみ、次に月神、次に蛭子、次に素盞鳴尊を生み給ふといへり。又は伊弉諾尊、左の御手に白銅の鏡をとりて、大日靈尊を化生し、右の御手にとりて月弓尊を生じ、御首をめぐらして顧み給ひし間に、素盞鳴尊を生むともいへり。又は伊弉諾尊、日向の小戸の川にてみそぎたまひし時、左の御眼を洗ひて天照大神を生じ、右の御眼を洗ひて月讀尊を生じ、御鼻を洗ひて素盞鳴尊を生じたまふともいふ。日月神の御名も三あり、化生の所も三

○和光 老子經に和光同塵と見ゆ
智慧の光を深くかくして顯さる
をいふ

○やらはるは追放せらるゝをいふ

○ひたぶるか一向事の義なり
○いなむ一本まかりなむに作る

あれば、凡慮はかりがたし。又おはします所も、一には高天原と
いひ、二には日少宮ひろわかみやといひ、三には我日本國これなり。八咫の御
鏡をどらせまじまして、我を見るが如くにせよと、勅し給ひける
こと、和光の御誓もあらはれて、ことさらに深き道あるべければ、
三所に勝劣の義をば存すべからざるものなり。こゝに素盞鳴尊、
父母二神にやらはれて、根の國に降り給ふべかりしが、天上にま
うで、姉の尊に見え奉りて、ひたぶるにいなむと申し給ひけれ
ば、ゆるしつとのたまふ。仍りて天上にのぼります。大海とよろ
き、山岳なり向えき。この神の性猛きが志からしむるになむ。天
照大神驚きまじまして、兵の備をして待ちたまふ。かの尊、黒き心
なきよしを答へ給ふ。さらば誓約ちやくをなして、清きか黒きかを知る
べし、誓約の御中に、女を生ませば黒き心なるべし、男を生ませば
清き心ならむとて、素盞鳴尊、日神に奉られける八坂瓊の玉をど

○四柱の男神 天祖日命、天孫彦
根命、活津彦根命、熊野 根命と
れあり

○めくしい慈愛の義なり

○さまざまの科 毀群、埋溝、放
入、火燒、刺串、生剝、逆刺、河

り給ひしかば、その玉に感じて、男神化生じたまふ。素盞鳴尊悦び
て、まよこやあれかちぬとの給ひけるによりて、御名を正哉吾勝勝
速日天忍穗耳尊はやひあめののりほむみみと申す。これは古語
拾遺の説、又の説には、素盞鳴尊、天照大
神の御頸に懸け給へる、御統瓊玉みすゐのたまをこひとりて、天の眞名井まななにふ
りすゝぎ、これをかみ給ひしかば、先吾勝尊あかつかみうまれます。その後
猶四柱の男神生れたまふ。物ぎねは我物なれば我子なりとて、天
照大神の御子になし給ふといへり。これは日本紀の一説なり。この吾勝尊をば、
大神めぐしとおぼして、常に御脇もとにすゑ給ひしかば、腋子と
いふ。今の世に、幼き子をわか子といふは僻事なり。かくて素盞
鳴尊、猶天上にまじけるが、まよさまの科を犯し給ひき。天照大神
怒りて、天石窟あまのいわやに籠りたまふ。國の中とこやみになりて、晝夜の辨
なかりき。もろもろの神たち愁へ歎きたまふ。その時諸神の上首
にて、高皇產靈尊たかみかみといふ神まじりしき。昔天御中主尊、三柱の御子

おはします。長を高皇産靈と申す。次をば神皇産靈、次を津速産靈といふと見えたり。陰陽二神こそ始めて諸神を生し給ひしに、直に天御中主の御子といふ事おぼつかなし。この三柱を、天御中主の御子といふことは、日本紀には見えず、古語拾遺の説なり、この神天のやすかはの邊にして、八百萬の神を集へて相議りたまふ。その御子に思兼といふ神のたばかりにより、石凝姥といふ神をして、日神の御形の鏡を鑄せしむ。そのはじめ鑄たりし鏡、諸神の心にあはず。これは紀伊國日前的神にます、次に鑄給へる鏡、うるはしうまじましければ、諸神悦び崇めたまふ。初は皇居にまじまじの宮にいつかれ、給ふこれなり、又天明玉神をして、八坂瓊の玉をつくらしめ、天日鷲神をして、青幣白幣をつくらしめ、手置帆負、彦狹知の二神をして、大狭小狭の材を切りて、瑞殿をつくらしむ。この外くさるさず、その物既に備りしかば、天香山の五百箇の眞賢木を根こじにこじて、上枝には八坂瓊の玉をとりかけ、中枝には八咫の鏡をとりか

○日前の神、延喜式に紀伊國名草郡日前神社と見えたり
○次に鑄給へる鏡は三種の神幣の一なる八咫鏡なり

○根こじの根ながらといふおこなはく根をつけながらなり

け、下枝には青和幣白和幣をとりかけ、天太玉命高皇産靈神の子なりをこ捧げ持たしむ。天兒屋命津速産靈の子、或は孫ともいふ、興台産靈神の子なりをして祈禱らしむ。天鈿目命眞辟の葛をかつらにし、蘿葛を手禰にし、竹の葉伏懸木の葉を手草にして、著鐸の矛を持ちて、石窟の前にして、俳優をして、相共にうたひまふ。又庭燎を明にして、常世の長鳴鳥を集へて、互に長鳴せしむ。これは皆神樂のおこりなり天照大神聞しめして、我はこの頃石窟に隠れ居り、葦原の中津國はどこやみならむ、いかにぞ天鈿目命かくゑらぐやとおぼして、御手を以て細目にあげて見給ふ。時に天手力雄命といふ神思兼の子磐戸の脇に立ち給ひしが、その戸をひきあけて、新殿に移し奉る。中臣の神天兒屋の子忌部の神天太玉命なり志りくめなはを日本紀には、端出之繩を書けり、註には、左繩端出也といふ、古語拾遺には、日の御繩とかき、是日影之象也といふ、引きめぐらして、なかへりまじうと申し上ぐるに、天始めて晴れて、もろもろ共に相見、面皆明にまろし。手をのべて歌ひ舞ひて、あは

○ゑらくハ原樂の能なり

○志りくめなはハ今世のいはゆる志米魂をいふ

○あはれは感嘆詞なり、天の明なる後にあらず

○さやけは分明なる苺なり、竹の葉の聲といふは非なり

○千座の置戸は罪科を破はむ料に出すものを置する葉なり、千座の數の多きをいふ

○豚の川上 和名抄に大原郡楚伊とあるこれなり

○奉るは奉らむといふべきことなり
○湯津のつま櫛の齒の至極密なる櫛をいふ
○八醞の酒は幾度も醸返して純酒となしたるものをいふ

れ、夫の明なはもろもろのおもてあきらかにしろきなり、あな
るなり、あなはもろもろのおもてあきらかにしろきなりおもしろ、あな
たのし、あなはもろもろのおもてあきらかにしろきなりさやけ、竹の葉、おけ、木の名なり、その葉をふるこゑなり、か
くて罪を素盞鳴尊によせて、おほするに千座の置戸を以て、首の
髪手足の爪を抜きて贖はしめ、その罪をならひて、神逐にやらは
れき。かの尊天より降りて、出雲の簸の川上といふ所に至りたま
ふ。その所に獨の翁と姥とあり、一の少女をすゑて、かきなでつ
つ泣きけり。素盞鳴尊たそと問ひたまふ。われはこれ國神なり、
脚摩乳、手摩乳といふ。この少女はわが子なり、奇稻田姫といふ。
さきに八箇の少女あり、年ごとに八岐の大蛇のためれのまれき。
今この少女、又のまれなむとすと申しければ、尊、我にくれむやと
のたまふ。勅のまゝに奉ると申しければ、この少女を湯津のつま
櫛にとりなし、みづらにさし、八醞の酒を八の槽にもりて待ち給
ふに、果してかの大蛇來れり。頭各一槽に入れてのみ、酔ひて眠

○はかせるの帯い給へるといふおなじ

○熱田の社 延喜式に尾張國愛智郡熱田神社と見えたり

○清の地 出雲風土記曰大原郡須賀山云々と同郡に須賀社あり

○出雲の大神 延喜式に出雲國出雲郡杵築大社と見えたるこれなり
古は天日隅宮といへり

○三輪の神 延喜式に大和國城上郡大神大物主神社と見えたり

りけるを、尊はかせる十握劍を抜きて、寸々にきりつ。尾に至りて
劍の双すこしかけぬ。割きて見給へば、一の劍あり。その上に雲
氣ありければ、天葉雲劍と名づく。日本武尊にいたりて、改めて葦薙の劍といふ、それより熱田の社にます。
これ奇しき劍なり、我何ぞあへて私におけらむやと宣ひて、天照
大神に奉り上られにけり。その後出雲の清の地にいたり、宮をた
て、稲田姫と住みたまふ。大己貴神大汝とをうまじめて、素盞鳴
尊は、竟に根の國にいでましぬ。大汝神この國に留りて、今の出雲の
天下を經營し、葦原の地を領し給ひけり。仍りてこれを大國主神
とも大物主とも申す。その靈魂奇魂は、大倭の三輪の神にます。
第二代正哉吾勝々速日天忍穗耳尊、高皇產靈尊の女、栲幡千千姫
命にありて、饒速日尊、瓊々杵尊をうまじめ給ふ。吾勝尊、葦原の
中洲に下りますべかりしを、御子うまれ給ひしかば、かれを下す
べしと申し給ひて、天上に留ります。饒速日尊を下し給ひしとき、

○三種の神器 八咫鏡、天鈿雲劍、八坂瓊之曲玉これなり

○つづくは龍養するをいふ

外祖高産靈尊、十種の瑞寶を授けたまふ。瀛津鏡一、邊津鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇比禮一、蜂比禮一、品物比禮一これなり。この尊はやく神さり給ひにけり。凡國の主としては、下し給はざりしにや。吾勝尊下り給ふべかりし時は、天照大神、三種の神器を傳へたまふ。後に又瓊々杵尊にも授けまじしに、饒速日尊はこれを得給はず。まかれは日嗣の神にはまじまさぬなるべし。この事舊事本紀の説なり、日本紀には見えず。天照大神、吾勝尊は天上にとどまり給へど、地神の第一二にかぞへ奉る。そのはじめ天下の主たるべしとて、うまれ給ひしゆゑにや。
第三代、天津彦々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申す。皇祖天照大神、高皇産靈尊、いつきめぐみまじまして、葦原の中洲の主となして、天降し給はむとす。こゝにその國の邪神あれて、たやすく下し給ふ事難かりければ、天稚彦といふ神を下して見せ給ひしに、大

○つづくは藤織の字を訓せり、夫婦隠居に就く義なり

○新嘗の新穀を食する儀式なり

○菟木の鴨 延喜式に大和國葛上郡鴨部八重事代主命神社二座と見ゆ
○諏訪の神 延喜式に信濃國諏訪郡南方刀美神社二座と見ゆたり

○まつろふの服従することなり

汝神の女、下照姫にとつぎて、かへりごと申さず、三歳になりぬ。仍りて無名雉をつかはして見せられしを、天稚彦射殺しつ。その矢天上にのぼりて、大神の御前にあり。血にぬれたりければ、怪め給ひて投げ下されしに、天稚彦新嘗して、臥せりける胸に當りて死にぬ。世にかへし矢を思むは、このゆゑなり。更に又下さるべき神をえらばれし時、經津主命機取の神、武甕槌神鹿島の神に、勅を受けて下りまじけり。出雲國にいたり、はかせる劍を抜きて地につきたて、その上に居て、大汝神に大神の勅を告げまらしむ。その子都波八重事代主神今の菟木の鴨にます、相共に隨ひ申しぬ。次の子健御名方刀美神今の諏訪の神にます、隨はずして逃げ給ひしを、諏訪の湖まで追ひて攻められしかば、又志たがひぬ。かくてもろもろの惡神をば罪なへ、まつろへるをばほめて、天上にのぼりて、かへりごと申し給ふ。
大物主神大汝神は、この國を去り、やがて隠れ給ふとみゆ、この事代主神、相共大物主は、さきにいふ所の三輪の神にますなるべし

に八十萬の神を率ゐて、天にまうづ。大神ことにほめたまひき。よろしく八十萬の神を領して、皇孫を守りまつれとて、まづかへし下し給ひけり。その後天照大神、高産靈尊、相計りて皇孫を下し給ふ。八百萬の神勅を承りて、御供に仕う奉る。諸神の上首三十二神あり、その中に五部の神といふは、天兒屋命中臣、天太玉命忌部、天鈿女命瓊女、石凝姥命鏡作、玉屋命玉作なり。この中にも、中臣、忌部の二神は、むねどの神勅をうけて、皇孫を扶け守り給ふ。又三種の神寶を授けまします。まづあらかじめ皇孫に勅して宜く、葦原の千五百秋の瑞穂國は、是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當與天壤無窮者矣。又大神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫に授けてほきて、吾兒視此寶鏡、當猶視吾、可與同床共殿、以爲齋鏡とのたまふ。八坂瓊の曲玉、天藁雲の劍を加へて三種とす。又この鏡の如くに分明なるを以て、天下に照臨

○はまてて祝ひてまつるは

○ひろがれるまかれるか、ひかれるかの誤譯なるべし

したまへ、八坂瓊のひろがれるが如く、曲妙を以て天下を去ろしめせ、神劍を提げてまつろはざるものを平げ給へと、勅ましますしけるどぞ。この國の神靈として、皇統一種正しくましますこと、誠に是等の勅に見えたり。三種の神器世に傳ふること、日月星の天にあるにたなし。鏡は日の體なり、玉は月の精なり、劍は星の氣なり、深きならひあるべきにや。そもそもかの寶鏡は、先に志るし侍る石凝姥命の作り給へりし八咫の御鏡八咫に口傳あり、玉は八坂瓊の曲玉、玉屋命天明玉と作り給へるなり。八坂にも口傳あり、劍は素盞鳴尊の得給ひて、大神に奉られし藁雲劍なり。この三種につきたる神勅は、まさしく國をたもちますべき道なるべし。鏡は一物をたくはへず、私の心なくして、萬象をてらすに、是非善惡の姿現れずといふことなし。その姿に従ひて感應するを徳とす、これ正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす、これ正直の本源なり。劍は剛利

○八咫ハ數尺といはむが如し、其書曰咫說文中婦人手長八寸謂之咫周尺也但今八咫鏡事別口傳あり

○宗廟は伊勢大神宮をさせるなり

決斷を徳とす、智惠の本源なり。この三徳を翕せ受けずしては、天下の治らむこと誠に難かるべし。神勅明にして、詞つゝまやかにもねひろし。あまごへ神器にあらはし給へり。いとかたじけなきことなや。中にも鏡を本とし、宗廟の正體とあふがれ給ふ。鏡は明をかたちとせり。心性あきらかなれば、慈悲決斷はその中にあり。又まさしく御影をうつし給ひしかば、深き御心を留め給ひけむかし。天にあるもの日月より明なるはなし。仍りて文字を制するにも、日月を明とすといへり。我神大日の靈にましますれば、明徳を以て照臨したまふ事、陰陽におきてはかりがたし。冥顯につきてたのみあり。君も臣も神明の光胤をうけ、或はまさしく勅をうけし神達の苗裔なり。誰かこれを仰ぎ奉らざるべき。この理をさとり、その道に違はずば、内外典の學問も、こゝに極まるべきにこそ。されどこの道の弘まるべき事は、内外典流布の力な

○内外典 内典は佛書をいふよし上にいへり、是に對して佛書その他の書を外典といふなり

○權化は伊弉化身して權にこの世にあらはれいつることなり

○高千穂の櫛觸の峰は今の大隅國喲那なる霧島ならむといひ、又一説には日向國臼杵郡知徳なりともいふ

○吾田の長狹の御崎 古事記には笠沙の御崎に作る、今の薩摩國阿多郡加世田の御崎ならむといふ

りといひつべし。魚をうることは、網の一目によるなれど、衆目の力なければ、これを得ること難きが如し。應神天皇の御代より儒書を弘められ、聖徳太子の御時より釋教を盛にたまひし、これ皆權化の神聖にましますは、天照大神の御心をうけて、我國の道を弘め、深くしたまふなるべし。かくてこの瓊々杵尊天降りまことに、猿田彦といふ神参りあひき。これちまたの神なり、照り耀きて、目をあはする神なかりしに、天鈿女神行きあひぬ。皇孫いつくにか至りましますべきと問ひしかば、筑紫の日向の高千穂の櫛觸の峯にましますべし、われは伊勢の五十鈴の河上にいたるべしと申す。かの神の申のまゝに、櫛觸の峯に天降りて、鎮り給ふべき所をもとめられしに、事勝國勝といふ神これも伊弉諾尊の御子、参りて、わが居たる吾田の長狹の御崎なむ、よろこかるべきと申しければ、その所にすませ給ひけり。こゝに山の神大山祇の二の女あり、姉

を磐長姫といひ、これは磐石の神なり、妹を木花開耶姫といふ、これは花木の神なり、二人をめぐし見給ふ。姉はかたちみにくかりければかへしつ。妹を留めたまひしに、磐長姫恨み怒りて、我をもめさましかば、世の人は命長くて磐石の如くあらまし、只妹をめしたれば、生めらむ子は、木の花の如くに散り落ちなむと、どこひけるによりて、人の命みじかくなれりぞ。木花開耶姫めされて、一夜にはらみぬ。天孫あやめ給ひければ、腹立ちて無戸室をつくり、籠り居て、みづから火をはなちしに、三人の御子生れたまふ。焔の起りける時生れますを、火闌降命といひ、火の熾なりしに生れますを、火明命といふ。後に生れますを、火々出見尊と申す。この三人の子をば、火もやかず、母の神もそこなはれ給はず。父の神よろこびましましけり。この尊、天下を治め給ふこと、三十萬八千五百三十三年といへり。これよりさき、天上に留ります神達の御事は、年序はかりが

○あやめは怪めの意なり

○無戸室 古事記に無戸八尋殿に作る、無戸とは出入すきへ口を土にて塗り塞きたるをいふ

たきにや。天地分れしより以來の事、幾年を経たりといふ事見えたる文なし。そもうも天竺の説に、人壽無量なりしが、八萬四千歳になり、それより百年に一年を減じて、百二十歳の時、或は百歳ともいふ、釋迦佛出で給ふといへる。この佛の出世は、鷓鴣草草不合尊の末まの事なれば、神武天皇元年辛酉佛滅の後二百九十年にあたる、これより上へかぞふべきなり、百年に一年をまして、これをはかるに、この瓊々杵尊のはじめつかたは、迦葉といふ佛の出で給ひける時にやあたり侍らむ。人壽二萬歳のとき、この佛は出で給ひけりぞ。

第四代、彦火々出見尊と申す。御兄火闌降命海の幸ます。この尊は山の幸ましけり。試に相換へ給ひしに、れのおのその幸なかりき。弟の尊の弓箭に、兄の釣鉤をかへ給へりしを、弓箭をばかへしつ。弟の尊、鉤を魚にくはれて、失ひ給ひけるを、あながちに責め給ひしに、せむすべなくて、海邊にさまよひ給ひき。鹽土翁この神のこと先に

○海の幸山の幸は漁獵して獲物あることをいふなり

○うろくつは魚の事をいふなり

○口女 日本紀に赤女につくり、古事記には赤海御魚につくる

○鉤食ふは鉤の餌を食ふなかれの意なり

○俳優の民 日本紀一書曰、於是兄若領、以緒、淳、淳、告其弟曰、吾身如此、永爲汝俳優者、乃舉足踏行、學其術、若之狀云々、自爾及今、曾無廢絶と見たり

見、参りあひて、憐み申して、謀をめぐらして、海神綿積命小童とも書けりの所におくりつ。その女を豊玉姫よとたまひめといふ。天神の御孫にめで奉りて、父の神に告げて留め申しつ。遂にその女にあひすみ給ふ。三とせばかりありて、故郷をればす御氣色ありければ、その女、父に、口女くちめはせてかへし奉る。大小のうろくづを集へて、問ひけるに、口女といふ魚病ありとて見えす。志ひて召しつれば、その口腫れたり。これをさぐりしに、失せし鉤をさぐりいつ。一に赤女といふ、又この魚は、なよしといふと見えたり海神いましめて、口女今より鉤食ふな、又天孫の饌にまねるな、となむいひ含めける。又海神干珠満珠しほはるとたまじりを奉りて、兄を志たがへ給ふべきかたちを教へ申しけり。さて故郷に歸りまして、鉤をばかへしつ。満珠をいだしてねぎ給へば、潮満ち來て兄れぼられぬ。なやまされて、俳優俳優の民とならむと誓ひ給ひしかば、干珠を以て潮をまりけ給ひき。これより天日嗣を傳へま

○産屋 子を生まむ所に造る屋は産屋と云ふなり、産の羽を以て許ける故の名といはれつるはいかいあらむ

○龍 古事記に鱗に作る、いづれも産婦の状を形容していへる詞にて、眞の龍眞の鱗になり給へるにはあらざるなり

○九十二年 一本九十二年小作

しましけり。海中にて豊玉姫よとたまひめ給ひしが、産期うむつぎにいたらば、海邊に産屋を作りて待ち給へと申しき。はたしてその妹玉依姫を率ゐて、海邊に行きあひぬ。屋を作りて、鷗うの羽にてふかれしが、ふきもあへず、御子うまれ給ふによりて、鷗草うぐさ不合あはさ尊のみこととまます。又産屋をうぶやといふことも、鷗の羽をふきける故なりとなむ。さて産のとき、見給ふなど契り申し、をのぞきて見まじければ、龍りゆうになりぬ。恥ぢうらみて、我に恥見せ給はずば、海陸をして相通し隔つる事なからまじとて、御子を捨ててきて、海中へかへりぬ。後に御子のきらきらしくましますことを聞きて、あはれみあがめて、妹の玉依姫を奉りて、養ひまつらせけるとぞ。この尊、天下を治め給ふこと六十三萬七千八百九十二年といへり。震旦の世のはじめをいへるに、萬物混然として相離れず、これを混沌こんといふ。その後軽く清きものは天となり、重く濁れるものは地

となり、中和の氣は人となる。これを三才といふ。これまでは、我
 のへるには、そのはじめの君盤古氏、天下を治むること一萬八千年、
 天皇、地皇、人皇などいふ王相續きて、九十一代、一百八萬二千七百
 六十年、さきにあはすれば、一百十萬七百六十年、これ一説なり、實に
はあきらかならず、
 廣雅といふ書には、開闢より獲麟にいたるまで、二百七十六萬歳
 ともいふ。獲麟とは、孔子の在世、魯哀公の時なり。日本の懿德
 にあたる。よからば盤古のはじめは、この尊の御世の末つ方にあ
 たるべきにや。

○懿德にちたる 懿德天皇三十二
 年に當れるなり

第五代、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊と申す。御母豊玉姬と名づけ申
 しける御名なり。御姨玉依姬に嫁ぎて、四柱の御子をうまじめ給
 ふ。彦五瀬命、稻飯命、三毛入野命、神日本磐余彦尊と申す。磐余彦
 尊を太子にたて、天日嗣をなむ繼がしめまじしける。この神
 の御代七十七萬餘年のほどにや、唐の三皇のはじめ、伏羲といふ

○七十七萬 一本七十萬に作る

○四百一年 異本四百三十一年、
 或は四百三十二年に作る

王あり。次に神農氏、軒轅氏、三代合せて五萬八千四百四十二年。
 一説には、一萬六千八百二十七年、よからはこの尊の八十萬餘の年に當るなり、親經
 中納言、新古今集の序を書くに、伏羲皇徳の基して、四十萬年といへり、いづれの説に
 よれるにか、覺、その後、少昊氏、顓頊氏、高辛氏、陶唐氏、堯な
舜な有虞氏、禹な
 といふ五帝あり。合せて四百一年。その次に、夏、殷、周の三代あり。
 夏には十七主、四百三十二年、殷には三十主、六百二十九年、周の世
 となりて、第四代の主を昭王といひき。その二十六年甲寅の年ま
 では、周れこりて、一百二十年。この年は、葺不合尊の八十三萬五千
 六百六十七年に當れり。今年、天竺に釋迦佛出生しまします。同
 じき八十三萬五千七百五十三年に、佛、御年八十にて入滅去給ひ
 けり。唐には、昭王の子穆王の五十三年壬申に當れり。その後二
 百八十九年ありて、庚申にあたる年、この神かくれさせまじし
 つ。すべて天下を治め給ふ事、八十三萬六千四十二年といへり。こ
 れより上つ方を、地神五代とは申すなり。二代は天上に留りたま

○この神は葺不合尊を指し奉れる
 なり

ひ、三代は西洲の宮にて、多くの年をわくりまします。神代の事なれば、その行迹確ならず。嘗不合尊、八十三萬餘年ましますに、その御子磐余彦尊の御世より、俄に人皇の代となりて、曆數も短くなりけること、疑ふ人もあるべきにや。されば神道の事推して量りがたし。誠に磐長姫詛ひけるまゝ、壽命も短くなりしかば、神の振舞にもかはり、やがて人の代となりぬるにや。天然の説の如く、次第ありて減じたりとは見えす。又百王ましますべしと申しぬる、十々の百にはあらざるべし。窮なきを百といへり。百官、百姓などいふにてあるべきなり。昔皇祖天照大神天孫尊にみことりのせしに、寶祚之隆當與天壤無窮とあり。天地も昔にかはらず。日月も光をあらためず。いはむや三種の神器世に現在ま給へり。窮あるべからざるは、我國を傳ふる寶祚なり。仰ぎて尊み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇になむればします。

○申しぬる 諸本申しめりし作る

○後に神武と名づけ奉る 日本紀私記に神武等名者淡海御船奉刺押也と見えたり

○神武天皇御名事

○橿原の宮 橿原は大和國高市郡の地名なり

○尊與命差別事

○朝臣宿禰首號事

○朝臣、宿禰、臣、共に臣下の尊稱なり

○耳なれず 一本聞なれずを作る

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申す。後に神武と名づけ奉れり。地神鷓鴣草葺不合尊第四の子、御母玉依姫、海神小童の第二の女なり。伊弉諾尊には六世、大日靈尊には五世の天孫にまします。神日本磐余彦と申すは、神代よりのやまとことばなり。神武は中古となりて、唐の詞によりて定め奉れる御名なり。又この御代より、代ごとに宮所をうつされしかば、その所を名づけて御名ともす。この天皇をば、橿原の宮とも申すこれなり。又神代より、至りて貴きを尊といひ、その次を命といふ。人の代となりては、天皇とも號し奉る。臣下にも、朝臣、宿禰、臣などいふ號出で來にけり。神武の御時よりはじまれることなり。上古には、尊とも命とも、かねて稱しけりと見えたり。世下りては、天皇を尊と申すことも見えす、臣を命といふこともなし。古語の耳なれずなれる故にや。この天皇、御年十五にて太子に立ち、五十一にて父の神に代り

○宮崎宮は日向國宮崎郡にあり

○神武天皇東征事

○道のついでに國々 豊國、安蘇、吉備等の國々をいふ

て、皇位に即かこめたまふ。今年辛酉の歲なり。筑紫日向の宮崎宮におはしましけるが、兄の神達、れよび皇子、群臣に勅して、東征の事あり。この大八洲は皆これ王地なり、神代幽味なりしによりて、西徧の國にして、多くの年序を送られけるにこそ。天皇舟楫をどののへ、甲兵を集めて、大日本洲に向ひたまふ。道のついでに國を平げ、大和に入りまさむとせしに、その國に、天の神饒速日尊の御末、宇麻志間見命といふ神あり。外舅を長髓彦といふ。天神の御子兩種あらむやとて、軍を起して防ぎ奉る。その軍こはくして、皇軍まばしば利を失ふ。又邪神毒氣を吐きしかば、士卒皆病み臥せり。こゝに天照大神、健甕槌神を召して、葦原の中津洲さわぐ音す、汝行きて平げよとみことのみりしたまふ。健甕槌神申し給ひけるは、昔國を平げし時の劍あり、かれを下さば、れのづから平ぎなむと申して、紀伊國名草の村に、高倉下命といふ神に示して、

○八咫鳥事

○大鳥となりて云々 日本紀曰、時夜夢、天照大神訓于天皇曰、朕今遣八咫鳥、宜以爲御者、果有頭八咫鳥、自空翔降云々と見えたり
○金色の降事 日本紀曰、時忽然天降雨水、乃有金色鸕鷀飛來、止于皇弓側、其光曜燦然如流電云々と見えたり

○鹿島神事

○石上 延喜式に大和國山邊郡石上坐布留御神社と見えたり

○鎮魂祭は毎年十一月中實の日に
行はる、神事なり

この劍を奉りければ、天皇よろこび給ひて、士卒のやみふせりけるも、皆起きぬ。又神魂命の孫武津之身命、大鳥となりて軍の御前につかうまつる。天皇ほめて、八咫鳥と號したまふ。又金色の鸕鷀下りて、皇弓のはずに居たり。その光照りかゞやけり。これによりて、皇軍大に勝ちぬ。宇麻志間見命、その舅のひがめる心を知りて、たばかりて殺しつ。その軍をひきおて隨ひ申しにけり。天皇、はなはだほめまじまして、天より下れる神劍をさづけて、その大勳にこたふ、どぞのたまはせける。この劍をば豊布都の神と號す。初は大和の石上にまじまじき。後には常陸の鹿島の神宮にまじます。かの宇麻志間見命、又饒速日尊天降りしとき、外祖高皇産靈尊、授け給ひし十種の瑞寶を傳へもたりけるを、天皇にたてまつる。天皇、鎮魂の瑞寶なりしかば、その祭を始められにき。この寶をも、即ち宇麻志間見にあづけ給ひて、大和の石上に安置す。

◎布留神事

又布留とも號す。この瑞寶を一つ、呼びて、咒文をしてふる事あるによれるなるべし。かくて天下悉く平ぎにしかば、大和國橿原に都を定めて宮づくりす。その制度天上の儀の如し。天照大神より傳へ給へる三種の神器を、大殿みまらに安置し、床を同じくまします。

○わきためは分別の義なり

○曠時は祭の庭なり

○鳥見山ハ大和國宇陀郡小あり

◎老子誕生事

靈時を鳥見山の中に建て、天神地祇を祭らしめたまふ。この御代のはじめ、辛酉の年、唐の周の世第十七代にあたる君、惠王の十七年なり。五十七年丁巳は、周の二十一代の君、定王の三年に當れり。今年老子誕生す。これは道教の祖なり。天竺の釋迦如來入滅去給ひしより、元年辛酉までは、二百九十年にされるか。この天皇、天下を治め給ふこと七十六年、一百二十七歳おまします。

○高岡宮ハ大和國葛上郡にあり

○三十一年 諸本二十一年に作る
○三十三代 一本三十四代に作る

◎孔子誕生事
○七十三年 一本年字なし

○立てたるなり 諸本立てたる、
なりに作る

第二代、綏靖天皇、これより、和語の尊號をばのせず、神武第二の御子、御母は輔五十鈴姫、事代主神の女なり。父の天皇かくれまして、三年ありて即位たまふ。庚辰の年なり。大和の葛城高岡宮にまします。三十一年庚戌の歲、唐の周の二十三代の君、靈王の二十一年なり。今年孔子誕生す。これより七十三年までおはしけり。儒教を弘めらる。この道は、昔の賢王、唐堯、虞舜、夏のはじめの禹、殷のはじめの湯、周のはじめの文王、武王、周公の、國を治め民を撫で給ひし道なれば、心を正しくし身をなほくし、家を修め國を治めて、天下に及ぼすをむねとす。されば異なる道にはあらねども、末の世となりて、人の不正になれりしゆゑに、その道を治めて、儒のをしへを立てたるなり。天皇、天下を治め給ふこと三十三年、八十四歳おまします。

第三代、安寧天皇は、綏靖第二の御子、御母は五十鈴依姫、事代主

○片鹽浮穴宮ハ葛下郡にあり

神のれとむすめなり。癸丑の年即位、大和の片鹽浮穴宮にまします。天下を治め給ふこと三十八年、五十七歳れまします。

○輕曲峽宮ハ高市郡にあり

第四代、懿德天皇は、安寧第二の御子、御母は淳名底中姫、事代主神の孫なり。辛卯の年即位、大和の輕曲峽宮にまします。天下を治め給ふこと三十四年、七十七歳おまします。

○掖上池心宮ハ葛上郡にあり

第五代、孝昭天皇は、懿德第一の御子、御母は天豐津姫、息石耳命の女なり。父の天皇かくれまして、一年ありて、丙寅の年即位、大和の掖上池心宮にまします。天下を治め給ふこと八十二年、百十四歳おまします。

○秋津島宮ハ葛上郡にあり

第六代、孝安天皇は、孝昭第二の子、御母は世襲足姫、尾張の連の上祖瀧津世襲の女なり。己丑の年即位、大和の秋津島宮にまします。天下を治め給ふこと一百二年、百二十歳おまします。

第七代、孝靈天皇は、孝安の太子、御母は姊押姫、天足彦國押人命の

○黒田廬戸宮ハ城下郡にあり

女なり。辛未の年即位、大和の黒田廬戸宮にまします。三十六年

○乙卯 諸本己卯に作る、又癸の始皇の即位は當天皇の七十年にて四十五年にはあらざるなり

○三皇五帝書送日本事

○異朝の書 歐陽全集日本刀の歌に徐福行時書未だ送書百篇今尙存と見えたり

丙午にあたること、唐の周の國滅びて秦にうつりき。四十五年乙卯、秦の始皇即位、この始皇仙方を好みて、長生不死の薬を日本に求む。日本より五帝三王の遺書を、かの國にもとめしに、始皇悉くこれをおくる。その後三十五年ありて、かの國書を焼き、儒を埋みにければ、孔子の全經、日本にとまるといへり。この事異朝の書に載せたり。我國には、神功皇后、三韓を平げ給ひしより異國に通じ、應神の御代より經史の學つたはれり、とぞ申しならはしたる。孝靈の御時より、この國に文字ありとは聞かぬ事なれど、上古の事はたしかに志ることとめざるにや。應神の御代に渡れる經史だにも、今は見えず。聖武の御時、吉備大臣入唐して、傳へたりける本こそ流布したれば、この御代より傳へけむことも、あながちに疑ふまじきにや。凡この國をば、君子不死の國ともいふな

○吉備大臣は元正天皇應龍二年入唐し後十九年を経て聖武天皇天平七年に歸朝せり

○君子不死國爲我國事
○君子不死の國 後漢書東夷傳に東方有君子不死之國と見ゆ

◎日本九夷爲其一事四海事

り。孔子世の亂れたることを歎きて、九夷に居らむとのたまひける、日本は九夷のその一なるべし。異國には、この國を東夷とす。この國よりは、又かの國をも西蕃といへるが如し。四海といふは、東夷、南蠻、西羌、北狄なり。南は蛇の種なれば、蟲をまたがへ、西は羊をのみ牧ふなれば、羊をまたがへ、北は犬の種なれば、犬をまたがへたり。たゞ東は仁ありて壽長し。よりにて大弓の字をまたがふといへり。孔子の時すら、こなたの事を知り給ひければ、秦の世に通じけむこと、怪むに足らぬことなや。この天皇、天下を治め給ふこと七十六年、百十歳おまじまじき。

◎輕境原宮ハ高市郡にあり

第八代、孝元天皇は、孝靈の太子、御母は細媛、磯城縣主の女なり。丁亥の年即位、大和の輕境原宮にまします。九年乙未の年、唐の秦滅びて漢にうつりき。この天皇、天下を治め給ふこと五十七年、百十七歳おまじまじき。

◎豊色雄命 一本豊色謎に作る
○春日率川宮ハ添下郡にあり

第九代、開化天皇は、孝元第二の子、御母は豊色謎姫、穗積の臣の上祖豊色雄命の妹なり。甲申の年即位、大和の春日率川宮にまします。天下を治め給ふこと六十年、百十五歳おまじまじき。

○孝元の妃、この誤傳なり孝元の妃となり給ひしは内色許男の女伊迦賀色許命なり
○磯城瑞籬宮ハ城上郡にあり

第十代、崇神天皇は、開化第二の子、御母は伊香色謎姫、初は孝元の妃忍信命、大綜麻杵命の女なり。甲申の年即位、大和の磯城瑞籬宮にまします。この御時、神代を去ること、世は十つぎ、年は六百餘になりぬ。漸く神威を恐れ給ひて、即位六年己丑の年、神武元年辛酉、丑までは六、神代の鏡造石凝姥神の裔をめぐして、鏡をうつし鑄せしめ、天目一箇神の裔をして、劍を作らしむ。大和の宇陀郡にして、この兩種をうつし改められき。これを護身の璽として、同殿に安置す。神代よりの寶鏡、れよび靈をば、皇女豊鋤入姫命につけて、大和の笠縫邑といふ所に、神籬を建てゝあがめ奉らる。これより神宮、皇居、各別になれりき。その後大神のをしへありて、豊鋤入姫

○漸く神威を恐れ給ひて云々
○本紀曰、崇神天皇六年、先是天皇
神、後大國列二神、並祭於天皇
之内、然畏其神勢、共往不安、故以
天照大神、託豐鋤入姫命、祭於
笠縫邑、仍立磯城瑞籬宮、云々
見
○六年 異本六十六年に作る

◎寶鏡靈劔奉崇大和事

○神籬ハ神を齋ひ奉らむ料に神を立て廻らしたる所なり

◎將軍等遣四海事
 ○大彦命の孝元天皇の皇子なり
 ○武渟川別命は大彦命の子なり
 ○吉備津彦命は孝元天皇の皇子なり
 ○西海 諸本西道に作る、即ち西海道のことなり
 ○道主命は開化天皇の皇子彦坐王子なり

○任那の今の朝鮮の一地方なり、この時の使者は蘇那島此知なり

○卷向珠城宮は城上郡にあり

○この御時皇女大倭姫命云々
 本紀曰、垂仁天皇二十五年三月丙申、天照大神於磐城入姫命、託于倭姫命、爰倭姫命、求領坐大神之國、而詣荒田磐城、更還之入近江國、東廻美濃到伊勢國、時天照大神之浪重浪歸國也、傍國可於國也、故居是國、故隨大神、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂齋宮、則天照大神、始自天降之處也、見たり
 ◎大神宮始御事

命、神體を頂戴して、所々をめぐり給ひけり。十年の秋、大彦命を北陸につかはし、武渟川別命を東海に、吉備津彦命を西海に、丹波の道主命を丹波につかはす。共に印綬を賜ひて將軍とす。將軍のめて、天皇の叔父武埴安彦命、朝廷を傾けむと計りければ、將軍等を見ゆ、天皇の叔父武埴安彦命、朝廷を傾けむと計りければ、將軍等を留めて、先追討しつ。冬十月に將軍發路す。十一年の夏、四道の將軍、戎夷を平げぬるよし復命す。六十五年秋、任那の國、使を差して御貢を奉る。筑紫を去ること二千餘里といふ、天皇、天下を治め給ふこと六十八年、百二十歳おましましき。

第十一代、垂仁天皇は、崇神第三の子、御母は御間城姫大彦命孝元の御子の女なり。壬辰の年即位、大和の卷向珠城宮にまします。この御時、皇女大倭姫命、豐鋤入姫に代りて、天照大神をいつき奉らる。神の教により、猶國々をめぐりて、二十六年丁巳冬十月甲子に、伊勢國度會郡五十鈴の川上に宮所を定め、高天原に千木高知り、下

◎天逆戈在所事

◎中臣祖爲祭主事

○經向日代宮ハ城上郡にあり

◎熊襲叛朝威事

津磐根に大宮柱太敷立て、まづましましき。この所は、昔天孫天降り給ひしとき、猿田彦神参りあひて、我は伊勢の狭長田の五十鈴の川上に至るべし、と申しける所なり。大倭姫命、宮所をたづね給ひしに、大田命といふ人又は興玉ともいふ、参りあひて、この處を教へ申しき。この命は、昔の猿田彦神の苗裔なりとぞ。かの川上に、五十の金鈴、天上の圖形などあり、天の逆戈も、この處にありきといふ一説あり、八萬歳の間、守り崇め奉りきとなむ申しける。かくて中臣の祖、大鹿島命を祭の主とす。又大幡主といふ人を、大神主になしたまふ。これより皇大神と崇め奉りて、天下第一の宗廟にまします。この天皇、天下を治め給ふこと九十九年、百四十歳おましましき。

第十二代、景行天皇は、垂仁第三の子、御母は日葉洲媛、丹波道主王の女なり。辛未の年即位、大和の經向日代宮にまします。十二年秋、熊襲日向にあり、叛きて貢奉らず。八月に天皇筑紫に幸して、これを

○高屋の宮は肥後國天草郡にあり

○奇謀 日本紀曰、皇行天皇二十五年十二月、時熊襲有惡帥者、名取石鹿文、亦曰川上皇帥、悉集郡族而欲攻、於是日本武尊、解髮作草女姿、以密伺川上皇帥之宴、仍假佩之、入於川上皇帥之室、居女入之中、川上皇帥感其美、容姿、則拂手同席、衆人皆飲而醉、於是日本武尊、抽劍中之劍、刺川上皇帥之胸、云々見たり

○小碓尊奉號日本武尊事

○十月に狂道して云々 日本紀曰、皇行天皇四十年冬十月戊午、枉道拜伊勢神宮、仍號于倭姫命曰、今被天皇之命而東征、將草薙者、故辭之、於是倭姫命、取草薙劍、授日本武尊曰、慎之、莫忘也、見たり

征したまふ。十三年夏悉く平げて、高屋の宮にまします。十九年秋、筑紫より還りたまふ。二十七年秋、熊襲又叛きて邊境を侵しけり。皇子小碓尊御年十六、幼より雄畧の氣まとして、容貌魁偉、身長一丈、力能く鼎をあげ給ひしかば、熊襲を討たしめたまふ。冬十月に、密にかの國にいたり、奇謀をもちて、その梟帥取石鹿文といふものを殺し給ふ。梟帥ほめ奉りて、日本武と名づけ申しけり。悉く餘黨を平げて歸りたまふ。所々にしてあまたの惡神を殺しつ。二十八年春復命申し給ひけり。天皇その功をほめて、惠み給ふこと諸子にことなり。四十年夏東夷多く叛きて、邊境さわがしかりければ、又日本武皇子をつかはす。吉備の武彦、大伴の武日を左右の將軍として、相副へしめたまふ。十月に枉道して、伊勢の神宮に詣で、大倭姫命にまかり申し給ふ。かの命、神劍を授けて、つゝしめ、なおこりたりそ、とぞをこへ給ひける。駿河にいた

○日高見の國 延喜式曰陸奥國桃生郡日高見神社と、又常陸風土記に信太郡此地本日高見國也と見ゆ故に異説ありと注されたるなり

○碓氷坂 日本紀に故登碓氷坂、而東南望之、三秋曰、吾嬬者耶、故因號山東諸國曰吾嬬國と見え、古事記には到足柄之坂本云々、故登立其坂云々と見えたり

○吾嬬者耶 吾嬬ハわか妻の義にしてはやは感嘆辭なり

○越の國は今の北陸道をいふ

○五十葺山は近江國にあり

るに、賊徒、野に火をつけて害し奉らむことをはかりけり。火の勢免れ難かりけるに、はかせる叢雲の劍自ら抜けて、傍の草をなぎはらふ。これより名をあらためて、草薙の劍といふ。又火うちをもて火をいだして、むかひ火をつけて、賊徒を焼き殺されにき。これより船に乗り給ひて、上總にいたり、轉じて陸奥國に入り、日高見の國そのとこ、にいたり、悉く蝦夷を平げたまふ。かへりて常陸をへ、甲斐に越え、又武藏上野を経て、碓日坂に至りて、弟橘姫といひし妾を忍びたまふ。上總へわたり給ひし時、風波あらかりに、尊の御命をあがなはむとて、海に入りし人なり、東南の方をのぞみて、吾嬬者耶とのたまひしより、山東の諸國を、あづまといふなりとぞ。これより道を分け、吉備の武彦をば越の國に遣して、不順の者を平げしめ給ふ。尊は信濃より尾張に出で給ひしが、かの國に宮簀媛といふ女あり、尾張の稻種の宿禰の妹なり。この女を召して、淹ひたしく留り給ひし間、五十葺山いそぎのやまに荒神ありと聞

○またぎこえて 諸本またぎこえてに作る

○能褒野は伊勢國鈴鹿郡にあり

○琴原の葛上郡ふあり

○古市は河内國古市郡にあり、今、稻御陵ありて白鳥陵といへり

○熱田神事

○武内臣爲棟梁臣事

にければ、劍をば宮簀媛の家にとりめで、徒かちよりいでます。山神化して小蛇になりて、道によこたはれり。尊、またぎこえて過ぎ給ひしに、山神毒氣を吐きけるに、御心亂れにけり。それより伊勢に移りたまふ。能褒野のぼのといふ所にて、御病甚しくなりにければ、武彦命をして、天皇に事のよしを奏して、終にかくれ給ひぬ。御年三十なり。天皇きこしめして、悲みたまふことかぎりなし。群卿百寮におほせて、伊勢國能褒野のぼのをさめ奉られしに、白鳥となりて、大和の國を指して飛び、彈琴原のぼのといふ所にとゞまれり。その所に、又陵を作らしめられければ、又飛びて河内の古市にとゞる。その所に陵を定められしかど、白鳥又飛びて天ののぼりぬ。依りて三の陵あり。かの草薙劍は、宮簀媛あがめ奉りて、尾張に留りたまふ。今の熱田の神にまします。五十一年秋八月、武内の宿禰を棟梁の臣とす。五十三年秋、小碓尊の平げし國を巡り見ま

○綺の宮は或説お鈴鹿郡の高宮なりといへり

○志賀の高穴穗宮は滋賀縣にあり

○武内宿禰爲大臣事

むとて、東國に幸したまふ。十二月あづまよりかへりて、伊勢の綺かたの宮にまします。五十四年秋、伊勢より大和にうつり、纏向の宮にかへりたまふ。天下を治め給ふこと六十年、百四歳おましましき。第十三代、成務天皇は、景行第三の子、御母は八坂入姫、八坂入彦皇子崇神の御子の女なり。日本武尊、日嗣を受け給ふべかりしに、世をはやくしましまし、かへ、この帝立ちたまふ。辛未の年即位、近江の志賀たかたの高穴穗宮のほのにまします。神武より十二代は、大和の國にましましき。景行天皇の未つかた、この高穴穗にましまし、かへ、定れる皇都にはあらず、この時始めて他國にうつり給ふ。三年の春、武内の宿禰を大臣とす。大臣の號是にはじまる、四十八年の春、姪の仲足彦尊なかつたけひこの御子、日本武尊を立て、皇太子とす。天下を治め給ふこと六十一年、百七歳おましましき。第十四代、第十四世、仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御孫な

◎代與世差別事

○承運 一本紹運に作る

○きらくしくしつ端履の義なり

◎仲哀天皇爲征伐幸筑紫事

○筑飯の神 延喜式に越前敦賀郡
氣比神社七座と見えたり

◎住吉神御事

り。御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり。大祖神武より、第十二代景行までは、代のまゝに繼體したまふ。日本武尊、世をはやくま給ひしに、より、成務これを繼ぎたまふ。この天皇を太子として譲りましまし、よりて、代と世とははれるはじめなり。是よりは世を本としてまると奉るべきなり。代と世とは、常の義差別なし、あかれども、せむために書きわけたり、但字書にもそのいはれなきにあらず、代は更の義なり、世は周禮の註に、父死にて子立つを世といふとあり、この天皇、御かたちいどきらくしく、御長一丈ましましけり。壬申の年即位。この御時、熊襲又反亂して朝貢せず。天皇軍を召して、自ら征伐のため、筑紫にむかひたまふ。皇后息長足姫尊は、越前國筭飯の神に詣で、それより北海を巡りて行きあひ給ひぬ。こゝに神ありて、皇后にかたり奉る。これより西に寶の國あり、伐ちて隨へたまへ、熊襲は小國なり、又伊弉諾伊弉冊の生み給へり、國なれば、伐たずとも終には隨ひ奉りなむとありしを、天皇うけがひ

○檀日の行宮は筑前國精原郡にあり

○穴戸の豐浦宮は長門國豐浦郡にあり

○七日ありては下文の神かゝりての上にかけて見るべし
日本紀曰、皇后爲天皇不從神教而早崩、以爲知所崇之神、故求財寶國、是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造豐浦宮於小山田邑、三月壬申朔、皇后還宮日入豐宮、遂于七日七夜云々と見ゆ

○住吉にいつかれ給ふ神 延喜式に攝津國住吉郡住吉坐神社四座と見えたるこれなり

◎三藏事

◎神功皇后平三藏事

給はず。事成らずして、檀日の行宮にしてかくれ給ふ。長門にをさめ奉る。これを穴戸豐浦宮と申す。天下を治め給ふこと九年、五十二歳おまじまじき。
第十五代、神功皇后は、息長宿禰おきながすくねの女、開化天皇四世の御孫なり。息長足姫尊と申す。仲哀たて、皇后とす。仲哀神の教によらず、世をはやくまたまひしかば、皇后憤りまして、七日ありて、別殿をつくり、齋み籠らせたまふ。この時、應神天皇はらまれさせましましけり。神かゝりて、種々の道を教へ給ふ。この神は、表筒男うはつづのまが、中筒男なかつづのまが、底筒男そこづのまがなりと名む名のり給ひける。これは昔伊弉諾尊、日向の小戸の櫛原うしはらにてみそぎまたまひし時、化生しましける神なり。後には攝津の國住吉にいつかれ給ふ神これなり。かくて新羅、百濟、高麗この三ヶ國を三韓といふ、正は新羅にかざるべきか、辰韓、馬韓、弁韓を、すべて新羅といふなり、まかれども、あるくより、百濟、高麗を加へて、三韓といひならはせり。を伐ちまたがへ給ひき。海神かたちをあらはし、御

◎神功皇后如意珠事

○皇子を誕生す。これは仲哀天皇九年十二月の事なり、御誕生の地は筑前國糟屋郡宇福村なり、應神紀には生於筑紫之飯田と見えたり。

◎忍熊王謀叛事

○三韓の國年ごとく御調を乞ふ。云々。日本紀曰、是以新羅王、常以八十船之調、貢于日本國、其是之緣也。於是高麗、百濟、二國王、自來于宮外、叩頭而獻曰、從今以後、永稱西蕃、不絶朝貢、故因以定內官家、是所謂之三韓也。と見えたるが如し。

◎三韓被置領守司事

船をはさみて守り申し、かば、思の如くかの國を平げたまふ。神代より年序久しく積れりしに、かく神威をあらはしたまひける。不測の御事なるべし。海中にして如意の珠を得給へりき。さて筑紫にかへりて、皇子を誕生す。應神天皇にまします。神の申し給ひしによりて、これを胎中の天皇とも申す。皇后攝政して、辛巳の年より天下を治らせたまふ。皇后いまだ筑紫にまします時、皇子の異母の兄、忍熊王、謀叛をおこして、禦ぎ申さむとくければ、皇子をば武内大臣に抱かせ奉り、紀伊の水門につけ、皇后はすぐに難波につき給ひて、程なくその亂を平げられにき。皇子おとなび給ひしかば、皇太子とす。武内大臣、専ら朝政を輔佐し申しけり。大和の磐余稚櫻宮にまします。これより三韓の國、年ごとに御調を乞ふ、この國よりも、かの國に鎮守のつかさをおかれしかば、西蕃相通して國家富み盛なりき。又唐へも使を遣されける。

○十四年 一本十八年に作る
◎漢朝三分天下事

○道々のたくみ云々、應神天皇の朝に織工女を求められ、雄略天皇の朝に織吳織等を得られたるよ。日本紀に見えたり。

にや、倭國の女王遣使來朝すと、後漢書に見えたり。元年辛巳の年は、漢の孝獻帝二十三年に當れり。漢の代はしまりて、十四代といひし時、王莽といふ臣位を奪ひて、十四年ありき。その後漢にかへりて、又十三代孝獻の時に、漢は滅びにき。この御代の十九年己亥に、獻帝位を去りて、魏の文帝にゆづらる。是より天下三に分れて、魏、蜀、吳となり、吳は東によれる國なれば、日本の使もまづ通じけるにや、吳の國より、道々のたくみなどまでも渡されき。又魏の國にも通ぜられけるかと思えたり。四十九年乙酉といひし年、魏又滅びて晉の代にうつりにき。蜀の國は、三十年癸未に、魏のために滅され、吳は魏より後までありしが、
應神十七年辛丑、晉のためにほろぼさる。この皇后、天下を治め給ふこと六十九年、一百歳におまへたまふ。

第十六代、第十五世、應神天皇は、仲哀第四の子、御母は神功皇后なり。胎中の天皇とも、又は譽田の天皇とも名づけ奉る。庚寅の年

○聖島豐明宮は高市郡ふみあり
 ○博士は阿直岐なり
 ○學びたまひき 異本學ひならひきに作る
 ○日本爲吳太伯後說傳事
 ○異朝の一書は晉書傳の事をいふなるべし
 ○昔日本は三韓と同種なりといふ事云々日本後紀曰大同四年二月辛亥勅倭漢總麻呂等曰天御中主尊標爲始祖至如魯王吳王高麗王漢高祖命等接其後裔倭漢雜姓取天皇宗愚民迷執謂我皇宜稱天皇等所說皆進若有狹情限阻非言不進者事之日必當申科云々と見えたるを參照すべし○素戔嗚尊の地にいたり日本紀の一書に是時素戔嗚尊帥其子五十猛神降於新羅國居舍戸茂刻之處云々と見えたり

○日本事自後漢書記之事

即位、大和の輕島豐明宮かろしまのあきあきのみやにまします。この時百濟より博士をめぐし、經史をつたへらる。太子以下、これを學びたまひき。この國に經史、および文字を用ゐることは、これよりはじまれりとぞ。異朝の一書の中に、日本は吳の太伯が後なりといふといへり、かへすがへすあたらしぬ事なり。昔日本は、三韓と同種なりといふ事ありしが、かの書を、桓武の御代に焼き捨てられしなり。天地開けてのち、素戔嗚尊韓の地にいたり給ひき、なごいふ事あれば、かれらの國々も、神の苗裔ならむこと、あながちくるこみなきにや。それすら昔より用ゐざることなり。天地神の御末なれば、なにしか代下れる吳の太伯が後にはあるべき。三韓震旦に通じてより以來、異國の人多くこの國に歸化しき。秦の末漢の末、高麗百濟の種、それならぬ蕃人の子孫も來りて、神皇の御末と混亂せしによりて、姓氏録といふ書をも作られき。それも人民にとりての事な

○唐書載日本皇代記事

○弟は甘美内宿禰をいふ

○武内大臣免弟諱言事

○應神天皇始顯給事

○菱形の池は豐前あきまへにあり、肥後あきご恐くは豐前のあやまりならむ

るべし。異朝にも、人の心まぢまぢなれば、異學の輩のいひ出せることか、後漢書よりぞ、この國の事をばあらあらまるせる。符合したる事もあり、又心得ぬ事もあるにや。唐書には、日本の皇代記を、神代より光孝の御代まで明に載せたり。さてもこの御時、武内大臣、筑紫を治めむために、かの國に遣されける頃、弟の讒によりて、既に追討せられしを、大臣の僕眞根子やこまねこといふ人あり。かほかたち大臣に似たりければ、相代りて誅せらる。大臣は、忍びて都にまうで、科なきよこをあきらめられにき。上古神靈のあるじ、猶かゝるあやまぢまぢし、かば、末代いかでか慎ませ給はざるべき。天皇、天下を治め給ふこと四十一年、百十一歳おまじまじき。欽明天皇の御代に、始めて神とあらはれて、筑紫の肥後國菱形の池といふ所に現れ給ふ。我は人皇十六代譽田の八幡丸なり、どのたまひき。譽田はもとの御名、八幡は垂迹の號なり。後

○東大寺八幡鎮座事
○豊前 一本豊後に作る

◎清和天皇御代八幡遷座石清水事

に豊前國宇佐の宮に鎮り給ひしが、聖武天皇東大寺を建立の後、巡禮志給ふべきよし託宣ありき。仍りて、威儀をととのへて迎へ申さる。又神託ありて、御出家の儀ありき。やがてかの寺に勸請し奉らる。されど猶勅使などは宇佐に参りき。清和の御時、大安寺の僧行教、宇佐に詣でたりしに、靈告ありて、今の男山石清水に遷りまします。爾來、行幸も奉弊も石清水にあり。一代に一度、宇佐へも勅使をたてまつらる。昔天孫天降り給ひし時、御供の神八百萬ありき。大物主神隨へて天へ上れりしも、八十萬の神といへり。今までも幣帛を奉らるゝ神、三千餘座なり。まかるに天照大神の宮に並びて、二所の宗廟とて、八幡を仰ぎ申さるゝこと、いとたふとき御事なり。八幡と申す御名は、御託宣に、得道來不動法性、示八正道垂權迹、皆得解脱苦衆生、故號八幡大菩薩とあり。八正とは、内典に、正見、正聞、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正定

○三千餘座 延喜式に天神地祇總三千一百三十二座と見えたり

◎八幡御託宣條々事

○三業 身、口、意なり

○密教は眞言宗をいふ

○この神託の事倭姫世記に見ゆ

惠、これを八正道といふ。大凡心正なれば、身口へのづから清まる。三業に邪なくして、内外真正なるを、諸佛出生の本懐とす。神明の垂迹も、又これがためなるべし。又八方に八色の幡をたつる事あり。密教のならひ、西方阿彌陀の三昧耶形なり。そのゆるにや、行教和尚には、彌陀三尊の形にて見えさせ給ひけり。光明袈裟の上に移らせまじしけるを頂戴して、男山には安置し申しけるぞ。神明の本地をいふことは、確ならぬ類多けれど、大菩薩の應迹は、昔より明なる證據おはしますにや、或は又昔於靈鷲山説妙法花經とも、或は彌勒なりとも、大自在王菩薩なりとも託宣したまふ。中にも八正の幡をたてゝ、八方の衆生を濟度したまふ本誓、よくよく思ひ入りてつかうまつるべきにや。天照大神も、唯正直をのみぞ御心と志給へる。神鏡を傳へまじし事のおこりは、さきにもまると侍りぬ。又雄略天皇二十二年の冬十

○大神宮御託宣事
この御神託の事倭世記にも見はた
り

○二十三年の御託宣これも世記に
出てたり

◎可先正直事

○倭姫の命云々
こもまた世記に
見えたり

一月に、伊勢の神宮の新嘗の祭の夜ふけて、かたへの人々まかり
出で、後、神主物忌等ばかり留りたりしに、皇大神豊受の大神倭
姫命にかゝりて、託宣を給ひしに、人は則ち天下の神物なり、心神
を破ることなかれ、神は垂るゝに祈禱を以て先とし、冥は加ふる
に正直を以て本とすとあり。同二十三年二月に、重ねて託宣を給
ひしに、日月は四州をめぐり、六合を照すといへども、正直の頂を
てらすべしとあり。されば二所宗廟の御心を志らむと思はゞ、唯
正直を先とすべきなり。大かた天地の間、ありとある人、陰陽の氣
を受けたり。不正にしては立つべからず。ことさらにこの國は神
國なれば、神道に違ひては一日も日月を戴くまじきいはれなり。
倭姫命、人に教へ給ひけるは、黒心くろこころなくして、丹心にじこころをもちて、清く
潔く齋み慎め。左のものを右にうつとす、右のものを左に移さず
して、左を左とし、右を右とし、左にかへり、右にめぐること、萬

○積善の家云々
こは易の文言傳
に見えたり

○この故に古の聖人云々
こは中
庸に見えたり

○君親
異本君臣に作る

事違ふことなくして、大神につかうまつれ。元はじめを元とし、本を本
とする故なりとなむ。誠に君につかへ神につかへ國を治め人を
教へむことも、かゝるべしとぞ覺え侍る。少しの事も心にゆるす
所あれば、大にあやまる本となる。周易に、霜を履みて堅氷いたる
といふことを、孔子釋してのたまはく、積善の家に餘慶あり、積不
善の家には餘殃あり、君を殺し父を殺すことも、一朝一夕の故に
あらずといへり。臺釐も君をゆるかせにする心を萌すものは、必
ず亂臣となる。芥蒂も親をおろそかにするかたちあるものは、果
して賊子となる。この故に、古の聖人、道は須臾も離るべからず、離
るべきは道にあらずと説けり。但、その末を學びて源をあきらめ
ざれば、事に望みて覺えざるあやまりあり。その源といふは、心
に一物をたくはへざるをいふ。志かも虚無の中にとゞまるべか
らず。天地あり、君親あり、善惡の報影響の如し。己が欲をすて、

人を利するを先として、境々に對すること、鏡の物をてらすかごとく、明々として迷はざらむを、誠の正道といふべきにや。代下れりとして、みづから賤むべからず。天地のはじめは、今日を始とする理あり。志かのみならず、君も臣も、神を去ること遠からず。常に冥の知見をかへりみ、神の本誓をとりて、正に居せむことをこころざし、邪なからむことを思ふべし。

第十七代、仁徳天皇は、應神第一の子、御母は仲姬命、五百城入彦皇子景行のの女なり。大鯨尊と申す。應神の御時、菟道稚郎子と申すは、最末の御子にてましまし、をうつくしみ給ひて、太子に立てむと思し召しけり。兄の御子達、うけがひ給はざりしを、この天皇、ひとりうけがひ申し給ひしによりて、應神悦びまして、

菟道稚郎子を太子とし、この尊を輔佐になむ定め給ひける。應神かくれましまし、かば、御兄達、太子を失はむとせられしを、この

○菟道稚郎子 諸本菟道稚の皇子に作る

○御兄達太子を云々 此は皇兄大山守命太子を殺し奉りて天下を得むとばかりし事をいふなり

○菟道稚郎子自失事

○こなた 思本かなたに作る

○難波高津宮は東成郡にあり

○仁徳天皇撫民事

○高き屋に云々 此の歌は仁徳天皇の御製にまらざるは新古今集の誤記を因襲せられたるや、且日本紀古事記等にも見えず

尊さとりて、太子と心を一にして、かれを誅せられにき。こゝに太子、天位を尊に譲りたまひ、尊かたくいなみたまふ。三年になるまで、互に譲りて位をむなくす。太子は山城の宇治にます、尊は攝津の難波にまこけり。國々の御貢物も、あなたこなたにうけとらずして、民の愁となりしかば、太子みづからうせ給ひぬ。尊驚き歎き給ふことかぎりなし。されど遁れますべき道ならねば、癸酉の年即位、攝津國難波高津宮にまします。日嗣を受け給ひしより、國をまつめ民をあはれみ給ふこと、ためしも稀なりし御事にや。民間の貧しき事をおぼして、三年の御調をとらめられぬ。高殿にのぼりて見たまへば、にきはこしく見えけるによりて。高屋にのぼりて見れば、煙たつ民のかまどはにきはひにけり。とぞよませましましける。さて猶三年を免されければ、宮の中破れて、雨露もたまらず、宮人の衣やつれて、そのよそほひも全から

○國々の民云々 日本紀曰、十年冬十月前科課役、以構造宮室云々、是以未經幾時、而宮室悉成、故於今稱聖帝也

す。帝はこれを樂となむおぼしめしける。かくて六年といふに、國々の民各参り集りて、大宮づくりし、いろいろの御調を備へけるとぞ、ありがたかりし御政なるべし。天下を治め給ふこと八十七年、百十歳れまじまじき。

○磐之姫 諸本磐余姫に作る

第十八代、履中天皇は、仁徳の太子、御母は磐之姫命、葛城襲津彦の女なり。庚子の年即位、又大和の磐余稚櫻宮にまします。後の稚櫻宮とまます。天下を治めたまふこと六年、六十七歳おまじまじき。

○丹比柴籬宮は丹北郡にあり

第十九代、反正天皇は、仁徳第三の子、履中同母の弟なり。丙午の年即位、河内の丹比柴籬宮にまします。天下を治め給ふこと六年、六十歳おまじまじき。

○遠明日香宮は高市郡にあり

第二十代、允恭天皇は、仁徳第四の子、履中反正同母の弟なり。壬子の年即位、大和の遠明日香宮にまします。この御時までは、三

○三歳御調御意事

○唐南北朝事

○はならひて 一本はからひてみつくる

韓の御調年々にかはらざりしに、これより後には、常におこたりけりとなむ。八年己未に當れりし年、もろこしの晉滅びて、南北朝となる。宋、齊、梁、陳、相次ぎておこる。これを南朝といひ、後魏、北齊、後周、つぎつぎに起れりしを、北朝といふ。百七十餘年はならひて立ちたりき。この天皇、天下を治め給ふこと四十二年、八十歳おまじまじき。

○穴穂宮は山邊郡田村にあり

○その妻は中帯姫なり

○安原天皇爲眉輪王被寄給事

第二十一代、安康天皇は、允恭第二の子、御母は忍坂大中姫、稚野毛二派の皇子、應神の御子の女なり。甲午の年即位、大和の穴穂宮にまします。大草香の皇子、仁徳の御子をころして、その妻をとりて皇后とす。かの皇子の子眉輪の王、をさなくて母に隨ひて、宮中に出入しけり。天皇、高樓の上に酔ひ臥し給ひけるをうかゞひて、さしころして、大臣葛城圓が家に逃げこもりぬ。この天皇、天下を治め給ふこと三年、五十六歳おまじまじき。

○泊瀬朝倉宮は城上郡にあり

○豐受大神宮遷座事

第二十二代雄略天皇は、允恭第五の子、安康同母の弟なり。大泊瀬尊と申す。安康殺され給ひし時、眉輪王、および圓の大臣を誅せらる。あまたへその事に與せられざりし、市邊押羽の皇子をさへに殺して、位に即きたまふ。今年丁酉の年なり。大和の泊瀬朝倉宮にまします。この天皇、性猛くましましければ、神に通じ給へりぞぞ。二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇大神、大倭姫命にをしへて、丹波國興謝の眞名井原よりして、豐受の大神をむかへ奉らる。大倭姫命奏聞し給ひしによりて、明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る。九月に度會の郡山田原の新宮にまづまりたまふ。垂仁天皇の御代に、皇大神五十鈴の宮に遷らしめ給ひしより、四百八十四年になむなりける。神武のはじめより、既に千百餘年になりぬるにや。又これまで、大倭姫命垂神の御女なり、存生したまひしかば、内外宮のつくりも、日の少宮の圖形文形によりて、なさせ給

○垂仁天皇の御代云々 此二十五年の事なり

○内外神宮神事依皇大神託宣以外宮爲先事

○豐受大神宮遷座事

○この神天降りて云々 垂仁天皇の御代に天降り給ひしには、多しに既に神代に降りまして、既に鎮座まじなり

○神龜は聖武天皇の年號なり

ひけりぞぞ。そもそもこの神の御事、異説まします。外宮には天祖御中主神と申し傳へたり。されば皇大神の託宣にて、この宮の祭を先にせらる。神を拜み奉るも、まづこの宮をさきにす。天孫瓊々杵尊、この宮の相殿にましますによりて、天兒屋根命、天太玉命も、天孫につき申して相殿にますなり。これより二所大神宮と申す。丹波より遷らせ給ひけることは、昔豐鋤入姫命崇神の御女、齋宮のはじめ、天照大神を頂戴して、丹波の吉佐宮に遷り給ひける頃、この神天降りて一所におはします。四年ありて、天照大神はまた大和に歸らせ給ふ。それよりこの神は丹波に留らせ給ひしを、道主命といふ人いつき申しけり。いにしへは、この宮にて御饌をどのへて、内宮へも毎日におくり奉りしを、神龜年中より、外宮に御饌殿を建て、内宮のをも一所にて奉らるとなむ。かやうの事によりて、御饌の神と申す説あれども、御食と御氣との兩義あり。

陰陽元初の御氣なれば、天狹霧國狹霧と申す御名もあれば、猶先の説を正とすべしとぞ。天孫さへ相殿にましますれば、御饌の神といふ説は用ゐがたきことなや。この天皇、天下を治め給ふこと二十三年、八十歳れまじまじき。

第二十三代、清寧天皇は、雄略第三の子、御母は韓姫、葛城の園大臣の女なり。庚申の年即位、大和の磐余璽栗宮にまします。誕生のはじめより白髪におはしければ、まらかの天皇とぞ申しける。御子なかりしかば、皇胤の絶えぬべき事を歎き給ひて、國々へ勅使を遣して、皇胤をもとめらる。市邊押羽皇子、雄略に殺され給ひし時、皇女一人、皇子二人まじけるが、丹波の國に隠れ給ひけるをもとめ出で、御子にして養ひ給ひけり。天下を治め給ふこと五年、三十九歳にれまじまじき。

第二十四代、顯宗天皇は、市邊押羽皇子第三の子、履中天皇の御孫

○磐余璽栗宮は十市郡にあり

○白髮天皇御事

○皇女一人は飯豐青皇女なり、この皇女も共に隠れまししやうなれども、まらからず角刺宮にまじまじしなり
○皇子二人は原計王と弘計王となり又王等初丹波國に隠れまししつれどこの時は播磨明石郡にまじしなり

なり。御母、はらひやちのむら美媛、蟻臣の女なり。白髪の上皇養ひて子とせたまふ。御兄仁賢、まづ位につき給ふべかりしを、相共に譲りまじまじしかば、同母の御姉飯豐尊、暫く位に居させ給ひき。されどやがて顯宗定りまじまじしによりて、飯豐天皇をば日嗣にはかぞへ奉らぬなり。乙丑の年即位、大和の近明日香八釣宮にまします。天下を治め給ふこと三年、四十八歳おまじまじき。

第二十五代、仁賢天皇は、顯宗同母の御兄なり。雄略の我父の皇子を殺し給ひしことを怨みて、御陵をほりて御屍をはづかしめむと宣ひしを、顯宗諫めまじまじしによりて、徳の及ばざることを恥ちて、顯宗をさきだて給ひけり。戊辰の年即位、大和の石上廣高宮にまします。天下を治め給ふこと十一年、五十歳おまじまじき。

第二十六代、武烈天皇は、仁賢の太子、御母は大娘の皇女、雄略の御

○近明日香八釣宮は高市郡にあり

○雄略の我父の皇子云々、日本紀曰、顯宗天皇二年八月己未朔、天皇顯宗太子即位、吾父先王無罪、而大泊瀬天皇射殺、棄骨野云々、顯宗其陵崩骨射殺、今以此報不亦孝乎、皇太子即位云々、乃曰、不可云々と見たり

○石上廣高宮は山邊郡にあり

○泊瀨列城宮は城上郡にあり

○應としてなす事いふことなし
○は百濟の末多王の事なり
○此の天皇の御事の如く記されたるは甚しき誤傳なりいと口惜しき事といふべし

○聖徳御跡不徳事

女なり。己卯の年即位、大和の泊瀨列城宮にまします。性さがなくまじて惡としてなす事いふことなし。依りて天祚も久しからず。仁徳も聖徳もまじりかど、この皇胤をたえにき。聖徳は必ず百代にまつらる春秋に見ゆ、どこを見えたれども、不徳の子孫あらば、その宗を滅すべき先蹤甚だれほし。されば上古の聖賢は、子なれども慈愛に溺れず、器にあらざれば傳ふることなし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜に授け、舜の子商均また不肖にして、夏の禹に譲られしが如し。堯舜よりこなたには、猶天下を私にする故にや、必ず子孫に傳ふることになりしが、禹の後に桀暴虐にして國を失ひ、殷の湯聖徳ありしかども、紂が時無道にして永く滅びにき。天竺にも、佛滅度百年の後阿育といふ王あり、姓は孔雀氏、王位につき日、鐵輪飛びくだる。轉輪の威徳を得て、閻浮提を統領す。あまた諸の鬼神をまたがへたり。正法を以て

○傳ふの下諸本有字なし脱したること明なれ、今ハ補ひつ

○阿育王事

○三寶は佛法僧をいふ

○舍利は佛骨の事なり

○阿育王應行事

○十八歳 異本五十八歳に作る

○應神第八の御子牟總別の皇子は應神天皇の御子牟總別の皇子にして牟總別皇子の御子にはあらざるなり

天下を治め、佛理に通じて三寶をあがむ。八萬四千の塔を建て、舍利を安置し、九十六億千の金を捨て、功德に施せる人なりき。その三世の孫佛沙密多羅王の時、惡臣のすゝめによりて、祖王の建てたりし塔婆を破壊せむといふ惡念をおこし、もろもろの寺を破り、比丘を殺害す。阿育王の崇めし、雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼたむとせしに、護法神いかりをなし、大山を化して、王れよび四兵の衆をれし殺す。これより孔雀の種永く絶えにき。かゝれば先祖大なる徳ありとも、不徳の子孫、宗廟の祭をたむむこと疑ひなし。この天皇、天下を治め給ふこと八年、十八歳おまじまじき。第二十七代、第二十世、繼體天皇は、應神五世の御孫なり。應神第八の御子、牟總別の皇子、その子大迹の王、その子私斐の王、その子彦主人の王、その子男大迹の王と申すは、この天皇にまします。御母は振媛、垂仁七世の御孫なり。越前國にまじまじけり。武烈か

○繼體天皇即位事

○磐余玉穗宮は十市郡にあり

○兄弟戯れて云々 この事は仁徳天皇紀四十年三月の條に見たり參照すべし

くれ給ひて、皇胤絶えにしかば、群臣愁へ歎きて、國々にめぐり、近き皇胤を求め奉りけるに、この天皇王者の大度まして、潛龍のいさほひ世に聞え給ひけるにや、群臣相議ひて迎へ奉る。三度まで謙讓志給ひけれど、終に位に即きたまふ。今年己丑の年なり。武烈れ給ひて後、二年、大和の磐余玉穗宮にまします。仁賢の御女、手白香の皇女を皇后とす。即位したまひしより、誠に賢王にまします。應神御子多く聞えたまひしに、仁徳賢王にて傳へまじ、かど、御末たえにき。隼總別の御末かく世をたもたせ給ふこと、いかなるゆゑにかおぼつかなし。仁徳をば大鷦鷯尊と申す。第八の皇子をば隼總別と申す。仁徳の御代に、兄弟戯れて、鷦鷯は小鳥なり、隼は大鳥なりと争ひ給ふことありき。隼の名に勝ちて、末の世をうけつぎ給ひけるにや。もろこしにもかゝるためしあり。左傳に見ゆ、名をつくることも、慎み重くすべきことにや。それもれの

○えらび 一本はからひ書るや

○諸王 諸本諸王ふ作る

○給はむにとりては 一本給はむとさばに作る

○ものか 一本ものさやに作る

○目子姫 一本日子姫ふ作る

○勾金宮 異本勾金宮につくる、恐くは勾金の下に橋の字を脱したるにや、この宮殿は高市郡曲川村にあり

づから天命なりといはゞ、凡慮の及ぶべきにあらす。この天皇の立ち給ひしことぞ、思の外なる御運と見え侍る。但、皇胤絶えぬべかりし時、群臣えらびもどめ奉りて、賢名によりて天位を傳へたまへり。天照大神の御本意にこそと見はたれ。皇統にその人ましまさむ時は、賢き諸王おはすとも、いかでか望をなし給ふべき。皇胤たえ給はむにとりては、賢にて天日嗣にそなはり給はむこと、則ち又天のゆるす所なり。この天皇をば、我國中興の祖宗と仰ぎ奉るべきものか。天下を治め給ふこと二十五年、八十二歳おましましき。

第二十八代、安閑天皇は、繼體の太子、御母は目子姫、尾張の草香の連の女なり。甲寅の年即位、大倭の勾金宮にまします。天下を治め給ふこと二年、七十歳おましましき。

第二十九代、宣化天皇は、繼體第二の子、安閑同母の弟なり。丙辰

○檜隈廬入野宮は高市郡にあり

の年即位、大和の檜隈廬入野宮にまします、天下を治め給ふこと四年、七十三歳おまほまほしき。

○磯城島金刺宮は城上郡にあり

第三十代第二十一世、欽明天皇は、繼體第三の子、御母は皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり。兩兄まほまほし、かど、この天皇の御末世をたもち給ふ。御母方も仁徳の御流にまほまほせば、なほもその遺徳つきずして、かく定め給ひけるにや。庚申の年即位、大和の磯城島金刺宮にまします。十三年壬申十月に、百濟國より佛法僧を渡しけり。この國に傳來のはじめなり。釋迦如來滅後一千六十六年にあたる。今年唐の後漢の明帝永平十年に、佛法始めてかの國に傳はる。それよりこの壬申の年まで四百八十八年、唐には北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝にも即位三年なり。簡文帝の父をば武帝と申しき。大に佛法を崇められき。この御代の初つかたは、武帝同時なり。この法始めて傳來せし時、他國の

◎百濟國佛法渡始事

◎漢家佛陀始事

○群臣は物部大連尾與中臣連鎌子等をいふ

○私に崇め仕へ奉る人ば蘇我稻目等を指せるなり

◎善光寺如來事

○難波の堀江は大和の豐浦寺の邊にあり、攝津國なるとは異なり

◎八幡大菩薩始垂跡事

○磐余譯語田宮は十市郡にあり

神を崇め給はむこと、我國の神慮に違ふべきよし、群臣固く諫め申しけるによりて棄てられにき。されどこの國に、三寶の名を聞くことは、この時にはじまる。又私に崇め仕へ奉る人もありき。天皇聖徳まほまほして、三寶を感ぜられけるにこそ。群臣の諫によりて、その法を立てられずといへども、天皇の叡志にはあらざるにや。昔佛在世に、天竺の月蓋長者、鑄奉りし彌陀三尊の金像を傳へて、渡し奉りける、難波の堀江に捨てられたりしを、善光といふものとり奉りて、信濃の國に安置し申しき。今の善光寺これなり。この御時、八幡大菩薩始めて垂迹まほまほします。天皇、天下を治め給ふこと三十二年、八十一歳おまほまほしき。

第三十一代、第二十二世、敏達天皇は、欽明第二の子、御母は石媛皇女、宣化天皇の御女なり。壬辰の年即位、大和の磐余譯語田宮にまします。二年癸巳の年、天皇の御弟豐日皇子の妃御子を誕生す、

○厩戸皇子誕生事

○南無佛舍利事

厩戸の皇子にまします。生れ給ひしより、さまざまの奇瑞あり、たゞ人にはまします。御手をにぎり給ひしが、二歳まで東方にむきて、南無佛とて開き給ひしかば、一の舍利ありき。佛法流布のため、權化し給へる事疑ひなし。この佛舍利は、今に大和の法隆寺に崇め奉る。天皇、天下を治めたまふこと十四年、六十一歳にましましき。

第三十二代、用明天皇は、欽明第四の子、御母は堅鹽姫、蘇我稻目の大臣の女なり。豊日尊と申す。厩戸皇子の父におはします。丙午の年即位、大和の池邊列槻宮にまします。佛法をあげて、我國に流布せむとま給ひけるを、弓削の守屋の大連傾け申し、終に叛逆に及びぬ。厩戸皇子、蘇我の大臣と心を一にして誅戮せらる。則ち佛法を弘められにけり。天皇、天下を治め給ふと二年、四十一歳におましましき。

○池邊列槻宮は十市郡に在り
○破佛事
○守屋大連傾け申す日本紀曰、用明天皇二年四月、天皇昭群臣曰、朕思欲斷三寶、卿等謂之云々、物部守屋大連、與中臣勝海連、連名曰、何世國神、敬他神也云々、見たり

○倉橋宮は十市郡倉橋村にあり

○天皇爲馬子大臣被殺害事

○かの大臣のために弑され給ひき云々、日本紀曰、崇峻天皇五年冬十月丙子、有獻山猪、天皇指猪、曰、何時如此、此猪之類、斷朕所獲之人云々、壬午、蘇我馬子宿禰、聞天皇所詔、恐嫌於己、招集諸者、謀弑天皇、十一月乙巳、馬子宿禰云々、乃使東漢直馳殺于天皇と、あはれ佛法崇尊の弊終にこゝにいたる實に憤慨に堪へざるなり

○小墾田宮は高市郡にあり

○厩戸皇子攝政事

○監國、左傳曰、昭公三年、晉侯使太子申生伐東山、墾落氏、里克陳

第三十三代、崇峻天皇は、欽明第十二の子、御母は小姊君娘、これも稻目の大臣の女なり。戊申の年即位、大和の倉橋宮にまします。天皇横死の相見えたまふ。慎みますべきよしを、厩戸皇子奏したまひけりとぞ。天下を治め給ふこと五年、七十二歳におましましき。ある人いはく、外舅蘇我馬子の大臣と御中あしくて、かの大臣のため、弑され給ひきともいへり。

第三十四代、推古天皇は、欽明の御女、用明同母の御妹なり。御食炊屋姫尊と申す。敏達天皇皇后とたまふ。仁徳も異母の妹を妃と給ふことありき。崇峻かくれ給ひしかば、癸丑の年即位、大和の小墾田宮にまします。昔神功皇后、六十餘年天下を治め給ひしかども、攝政と申して、天皇とは號し奉らざるにや。この御門は、正位に即き給ひけるにこそ。即ち厩戸皇子を皇太子として、萬機の政を任せたまふ。攝政と申しき。太子の監國といふ事もあれど、それはまばらくの事な

曰、太子奉家祀社稷之業、以朝夕視君時者也、故曰太子、君行則守、有守從世曰攝事、守曰監國、古之制也、云々と見えたり

○佛世は釋迦の時代をいふ

○始被定冠位事

○十二階、大徳、小徳、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、これなり

○十七箇條憲法事

り。これは偏に天下を治め給ひけり。太子聖徳ましまし、かば、天下の人附くこと日の如く、仰ぐこと雲のごとし。太子いまだ皇子にてましまし、時、逆臣守屋を誅し給ひしより、佛法始めて流布しき。まじて政をまらせ給へば、三寶を敬ひ、正法をひろめ給ふ事、佛世にもことならず。又神通自在にましましき。御自も法服を着して、經を講じ給ひしかば、天より花をふらし、放光動地の瑞ありき。天皇群臣、貴みあがめ奉る事佛の如し。伽藍を建てらるる事四十餘箇所に及べり。又この國は、昔より人すなほにして、法令なども定らず。十二年甲子に、始めて冠位といふことを定め、冠のまなによりて、上下を定むるに十二階あり。十七年己巳に、憲法十七箇條を作りて、奏たまふ。内外典の深き道をさぐりて、旨をつまやかたして作り給へるなり。天皇喜びて、天下に施行せしめ給ひき。このころほひは、唐には隋の世なり。南北兩朝相分れしが、南は正統をうけ、北

○藤原實家事

○聖德太子御去事

は我狄より起りしかども、中國をば北朝にてぞ治めける。隋は北朝の後周といひしが、讓をうけたりき。後に南朝の陣をうち平げて、一統の世となれり。この天皇の元年癸丑は、文帝一統の後四年なり。十三年乙丑は、煬帝の即位元年にあたり。かの國より始めて使を送り、好を通じけり。隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とありしを、これは唐の天子、諸侯王につかはす禮儀なりとて、群臣あやしみ申しけるを、太子のたまひけるは、皇の字はたやすく用わざることばなればとて、返報をまかせたまひ、さまさま饗祿をたまひて、使を返しつかはさる。これよりこの國よりも、常に使をつかはさる。その使をば、遣隋大使と名づけられしに、二十七年己卯の年、隋滅びて唐の世にうつりぬ。二十九年辛巳の年、太子かくれ給ふ、御年四十九。天皇をはじめ奉りて、天下の人悲み惜み申すこと、父母に喪するが如し。皇位をも繼ぎましますべか

○御謚 諸本御謚に作る

りしかども、權化の御事なれば、定めてゆゑありけむかし。御謚を聖徳と名づけ奉る。この天皇、天下を治め給ふこと三十六年、七十歳おましましき。

第三十五代、第二十四世、舒明天皇は、忍坂大兄皇子の御子、敏達の御孫なり。御母は糠手姫（あかて）の皇女、これも敏達の御女なり。推古天皇は、聖徳太子の御子に傳へ給はむと思し召しけるにや、されどもさとしき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまします。又太子御病に臥し給ひし時、天皇、この皇子を御使としてとふらひましまし、天下の事を太子の申しつけ給へりけるとぞ。己丑の年即位、大和高市の郡岡本宮にまします。この即位の年は、もろこしの唐の太宗のはじめ、貞觀三年にあたり。天下を治め給ふこと十二年、四十九歳おましましき。

○己丑 一本癸丑と作る

○岡本宮は高市郡岡村にあり

第三十六代、皇極天皇は、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の

○明日香河原宮は高市郡岡村と飛鳥村との間にあり

◎蝦夷入鹿等大臣亂事

○御子達は山背大兄王等を指せるなり

○入鹿を殺し、は四年六月三朝賀進の時なり
○蝦夷も家に火をつけてうせぬ
日本紀曰、四年六月己酉、蘇我臣蝦夷等謀逆、悉燒天皇記國記、蘇我大兄と見えたり

曾孫なり。御母は吉備姫の女王と申しき。欽明天皇皇后とまたまふ。天智天武の御母なり。舒明かくれまして、皇子をさなくおはしまし、かば、壬寅の年即位、大和の明日香河原宮にまします。この時に蘇我蝦夷の大臣、馬子大臣の子、并にその子入鹿、朝權を専らにして、皇家をないがしろにする心あり。その家を宮門といひ、諸子を王子となむいひける。上古よりの國記重寶、皆私の家に運びれきてけり。中にも入鹿悖逆の心はなはだし。聖徳太子の御子達の科なくましまし、をも亡し奉る。茲に皇子中大兄と申すは、舒明の御子、やがてこの天皇の御所生なり。中臣の鎌足連といふ人と、心を一にして入鹿を殺しつ。父蝦夷も、家に火をつけてうせぬ。又國記重寶は皆焼けにけり。蘇我の一門久しく權をとれりしかども、積患のゆゑにや、皆滅びぬ。山田石川磨といふ人を、皇子と心を通し申しければ滅びざりける。この鎌足の大臣は、天兒屋

○祭事 一本政字あつくる

根命二十一世の孫なり。昔天孫天くだり給ひしとき、諸神の上首にて、この命殊に天照大神の勅をうけて、輔佐の神にまします。中臣なかつかといふことも、二神の御中にて、神の御心を和げ申し給ひけるゆゑとぞ。その孫天種子命、天武の御代に祭事をつかさどる。上古は神と皇と一にましますとしかば、祭をつかさどるは、則ち政をとれるなり。政の字の訓にても知るべし。その後天照大神、始めて伊勢の國にまづまりまじし時、種子命のすゑ大鹿島命祭官になりて、鎌足大臣の父小徳冠御食子みけこまでも、その官にて仕へたり。鎌足にいたりて、大勳をたて、世に寵せられしによりて、祖業をたこし、先烈をさかやかされける、無止事なり。且は御代よりの餘風なれば、然るべき理とこそ覺え侍れ。後に内臣に任じ、大臣に轉じ、大織冠となる。正一位の、又中臣をあらためて、藤原の姓をたまへり。内臣に任せらるる、名なり、事はこの御代にはあらず、事の序にしるしす。この天皇天下を治め給ふこと三年ありて、同母の御

○長柄豊崎宮は西成郡にあり

○左右大臣被始並事

○被定八省百官事
八省、中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏、官内これなり

○和漢重祚例事

弟、輕の王に譲りたまふ。御名を皇祖母尊とぞ申しける。

第三十七代、孝徳天皇は、皇極同母の弟なり。乙巳の年即位、攝津國長柄豊崎宮なつかのみやにまします。この御時はじめて、大臣を左右にわかたる。大臣は成務の御時、武内宿禰始めてこれに任ず。仲哀の御代に、又大連の官をもれかる。大臣、大連、並びて政を志れり。この御時、大連をやめて、左右の大臣とす。又八省百官を定めらる。中臣鎌足を内臣になしたまふ。天下を治め給ふこと十年、五十九歳おましましき。

第三十八代、齊明天皇は、皇極の重祚なり。重祚といふことは、本朝にはこゝにはしまれり。異朝には、殷の太甲不明なりしかば、伊尹これを桐宮に退けて、三年政をとれりき。されど帝位をすつるまではなきにや。太甲あやまちを悔いて、徳をさめしかば、本朝如く天子とす。晋の世に、桓玄といひしもの、安帝の位を奪ひて、

○八十日ありて 一本十日あり
に作る

八十日ありて、義兵のために殺されしかば、安帝位にかへりたまふ。唐の世となりて、則天皇后世をみだられし時、我所生の子なりしかども、中宗を捨て、盧陵王とす。れなじ御子豫王を立てられしをも又捨て、自ら位に居たまふ。後に中宗位にかへりて、唐の祚絶えず、豫王もまた祚重あり。これを睿宗といふ。これぞ正しき重祚なれど、二代にはたえず、中宗睿宗とぞつらねたる。我朝に、皇極の重祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號す。異朝にかはれり。これ天日嗣を重くするゆゑか。先賢の議定めてよしあるにや。乙卯の年即位、この度は大和の岡本にまします、後の岡本宮と申す。この御世は、もろこしの唐の高宗の時にあたれり。高麗をせめしによりて、救の兵を申し請しかば、天皇并皇太子、筑紫まで向はせたまふ。されど三韓終に唐に屬きしかば、軍をかへされぬ。その後も三韓好を忘るゝまではなかりけり。皇太子

と申すは、中大兄皇子の御事なり。孝徳の御代より太子に立ちたまふ。この御時は、攝政を給ふと見えたり。天皇、天下を治め給ふこと七年、六十八歳おましましき。

第三十九代、第廿五世、天智天皇は、舒明の御子、御母は皇極天皇なり。壬戌の年即位、近江國大津宮にまします。即位四年八月に、内臣鎌足を内大臣大織冠とす。又藤原朝臣の姓をたまふ。昔の大勳を賞し給ひければ、朝獎ならびなし。前後封をたまふこと一萬五千戸なり。病の間にも、御幸してとぶらひ給ひけるとぞ。この天皇、中興の祖にまします。光仁の御祖なり國忌は時に隨ひてあらたまれども、これは永くかはらぬ事になりけき。天下を治め給ふこと十年、五十八歳おましましき。

第四十代、天武天皇は、天智同母の弟なり。皇太子に立ちて、大和にましましき。天智は近江にまします。御病ありしに、太子を呼

○大津宮は滋賀郡にあり

◎鎌足任内大臣賜藤原姓事

○近江の朝廷の臣の中に云々
本紀曰、神皇正統記、神代卷、神武天皇御事、東宮曰、有意而旨矣、東宮於茲疑有
應臨、而懷之云々と見えたり

○芳野宮は大和國吉野郡にあり

◎大友皇子亂事

○不破の關は美濃國不破郡にあり
○勢田は近江國滋賀郡にあり

○皇子は山前にて自縊たまひぬ
明治三年七月弘文天皇と諡し奉る

○大臣以下云々、左大臣赤兄は流
刑に、右大臣金は死罪に、外數多流
罪に處せらる

○飛鳥淨御原宮は高市郡にあり

○漆ぬりの頭巾は漆塗冠の事なり

び申し給ひけるを、近江の朝廷の臣の中に、告げ知らせ申す人ありければ、御門の御意の趣にやありけむ、太子の位を自ら退きて、天智の御子太政大臣大友の皇子にゆづりて、芳野の宮に入りたまふ。天智かくれ給ひて後、大友の皇子なほあやぶまれけるにや、軍を徴して、芳野を襲はむとぞ謀り給ひける。天皇密に芳野をいで、伊勢にこえ、飯高の郡に至りて大神宮を遙拜し、美濃へかかりて東國の軍を徴す。皇子参り給ひしを大將軍として、美濃の不破の關を守らしめ、天皇は尾張の國にぞ越え給ひける。國々皆隨ひ申しこかば、不破の關の軍にうちかち、即ち勢田に臨みて合戦あり。皇子の軍破れて、皇子殺され給ひぬ。大臣以下或は誅に伏し、或は遠流せらる。軍に隨ひ申す輩、志なしに依りて、その賞を行はる。壬申の年即位、大和の飛鳥淨御原宮にまします。朝廷の法度多く定められにけり。上下漆ぬりの頭巾をきることも、

○藤原宮は高市郡小原村にあり

◎追號始事
○長岡天皇、孝仁天皇、天平寶字二年八月に岡宮御宇天皇と追號を奉りし事ありこゝ、これをいふにや

◎尊號和漢例事

この御時よりはじまる。天下を治め給ふこと十五年、七十三歳おまじまじき。
第四十一代、持統天皇は、天智の御女なり。御母は越智娘、蘇我の山田石川管の大臣の女あり。天武天皇太子にまじまじより、妃とじたまふ。後に皇后とす。皇子草壁若くまじまじこかば、皇后朝にのぞみ給ふ。戊子の年なり。庚寅の春正月一日即位、大和の藤原宮にまします。草壁の皇子は太子に立ち給ひしが、世をはやくま給ふによりて、その御子輕王を皇太子とす、文武にまします。前の太子は、後に追號ありて、長岡の天皇と申す。この天皇、天下を治め給ふこと十年、位を太子に譲りて太上天皇と申しき。太上天皇といふことは、異朝に、漢の高祖の父を太公といふ。尊號ありて太上天皇と號す。その後後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿宗等なり。本朝にては、むかしはその例なし。皇極天皇位を遁れ給ひしも、

皇祖母尊と申しき。この天皇よりぞ、太上天皇の號は侍りける。五十八歳おまじまじき。

第四十二代、文武天皇は、草壁の太子第二の子、天武の嫡孫なり。御母は阿閉の皇女、天智の御女なり。後に元明天皇と申す丁酉の年即位、猶藤原の宮にまします。この御時唐國の禮をうつして、宮室のつくり、

◎被移唐國禮事
◎被定文武官衣服事

◎年號始事
△大寶元年

文武官の衣服の色までも定められき。又即位五年辛酉より始めて年號あり、大寶といふ。これよりさきに、孝徳の御代に大化、白雉、天智の御時白鳳、天武の御代に朱雀、朱鳥などいふ號ありしかども、大寶より後にぞ絶にぬ事にはなりぬる。依りて大寶を年號のはじめとするなり。又皇子を親王といふこと、この御時には

◎奉讓皇子親王事
◎不比等大臣被撰律令等事

○律令 大寶元年八月律六卷令十一卷を撰定すこれを大寶の律令といふ

◎藤氏四門事

又藤原の内大臣鎌足の子、不比等ちひらの大臣執政の臣にて、律令なども撰び定められき。藤原氏、この大臣よりいよいよ盛になれり。四人の子はしき。これを四門といふ。一門は武智曆

◎興福寺始事
◎玄昉法相宗事
○玄昉は觀應二年に入唐し天平七年に歸朝せり
◎春日大明神御事

の大臣の流、南家といふ。二門は參議中衛の大將房前の流、北家といふ。今の攝政大臣、れよびさるべき藤原の人々は、皆この末なるべし。三門は式部卿宇合の流、式家といふ。四門は左京大夫麻呂の流、京家といひしが、はやく絶えにけり。南家、式家も儒胤にて、今に相續すといへども、只北家のみ繁昌す。房前の大將、人に異なる陰徳こそおはしけり。又不比等の大臣は、後に淡海公と申すなり。興福寺を建立す。この寺は、大織冠の建立にて、山背の山科にありしを、この大臣平城にうつさる。仍りて山科寺とも申すなり。後に玄昉といふ僧唐へ渡りて、法相宗を傳へて、この寺に弘められしより、氏の神春日明神も、殊にこの宗を擁護し給ふとぞ。春日神は、天兒屋根神を本とす、本社は河内の平岡にます、春日にうつり給ふ事は、神護景雲年中の事なりとぞ、よからば、この大臣以後の事なり、又春日の第一の御殿は、常陸の鹿島の神、第二は下總の香取の神、第三は平岡、第四は姫御神と申す、よかれは、藤原の氏神は、三の御殿にましますなり、この天皇、天下を治め給ふこと十一年、二十五歳おまじまじき。

○丁未の年は慶雲四年なり

△改元和銅

○平城の宮みやを定めらるらる和銅三年三月辛酉しんゆう平城に遷すうつす即ち今の添上郡奈其町なり

○文武の下詔本はじめての四字あり

○七代 元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁これなり

○乙卯は和銅八年なり

△改元聖武

○持勢始事

第四十三代、元明天皇は、天智第四の女、持統異母の妹、御母は蘇我嬪、これも山田石川磐の大臣の女なり。草壁太子の妃、文武の御母にまします。丁未の年即位、戊申に改元、三年庚戌はじめて、大和の平城の宮に都を定めらる。古には代ごとくに都をあらため、則ちその御門の御名によび奉りき。持統天皇藤原の宮にましますを、文武あらため給はず。この元明天皇、平城に遷りましますより、又七代の都になれりき。天下を治め給ふこと七年、禪位ありて太上天皇と申し、が、六十一歳おましますき。

第四十四代、元正天皇は、草壁太子の御女、御母は元明天皇、文武同母の姉なり。乙卯の年正月に攝政、九月に受禪、その日即位、十一月に改元、平城の宮にまします。この御時百官に笏をもたしむ。五位以上は牙の笏、六位は木笏。天下を治め給ふこと九年、禪位の後二十年、六十五歳おましますき。

△改元神龜

○崇佛法僧事

○東大寺建立事

○波羅門僧正鑑真和尚等事

○善無畏來朝事

○四聖伴生事

○藤原廣繼謀叛事後爲松浦明神事

第四十五代、聖武天皇は、文武の太子、御母は皇太夫人藤原の宮子、淡海公不比等大臣の女なり。豊櫻彦尊とよざくらひこのみことと申す。幼くましますしによりて、元明、元正、まづ位に居給ひき。甲子の年即位、改元、平城の宮にまします。この御代大に佛法を崇め給ふこと、先代に超えたり。東大寺を建立し、金銅十六丈の佛を作らる。又諸國に國分寺、及び國分尼寺を立て、國土安穩のために、法華、最勝、兩部の經を講ぜらる。又多くの高僧他國より來朝す。南天竺の波羅門僧正菩提、林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等これなり。眞言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來り給へりしが、密機いまだ熟せずとて、歸り給ひにけりともいへり。この國にも行基菩薩、朗辨僧正など權化の人なり。天皇、波羅門、行基朗辨をば、四聖とぞ申し傳へたる。この御時、太宰少貳藤原廣繼といふ人、式部卿守合の子なり、謀叛の聞えありて、追討せらる。玄助僧正の讒によれりともいへり、依りて、祈禱のため、

◎左大臣長屋王被誅事

◎被進陸奥國黄金事
黄金を奉りしは天平二十二年二月なり

○國の司の王は百濟王敬福なり、初從五位上なりしをこの賞として從三位に叙せられしなり

◎天皇御出家始事

○光明子の上諸木皇后の二字あり

○己丑は天平勝寶元年なり

△改元天平勝寶

伊勢大神宮に行幸ありき。又左大臣長屋王太政大臣高市王の子、天武の御孫なり、罪ありて誅せらる。又陸奥の國より始めて黄金を奉る。この朝に金あるはじめなり。國の司の王賞ありて三位に叙す。佛法繁昌の感應なりとぞ。天下を治め給ふこと二十五年、天位を御女高野姫の皇女に譲りて、太上天皇と申す。後に出家せさせたまふ。天皇出家のはじめなり。昔天武東宮の位を遁れて、御くしおろし給へりしかども、それは志ばらくの事なりき。皇后光明子も、たなじく出家せさせたまふ。この天皇、五十六歳おまじまじき。

第四十六代、孝謙天皇は、聖武の御女、御母は光明子、淡海公不比等の大臣の女なり。聖武の皇子安積の親王、世をはやくして、後男子まじまじす。仍りてこの皇女立ちたまひき。己丑の年即位、改元、平城宮にまします。天下を治め給ふこと十年、大炊王を養子として皇太子とす。位を譲りて太上天皇とまをす。出家せ

◎淡路廢帝事

○知太政官事 この職を授けられしは文武天皇の養老四年八月なり

○日本紀は養老四年五月に撰進す

○戊戌は天平野字三年なり

○事ありては押勝の亂をいふなり

○庚戌は乙巳の誤なるべし、その庚戌は聖武元年にして即ち光仁天皇即位の年にあたり乙巳は天平神護元年にして稱徳天皇即位の年なればなり

せ給ひて、平城の西宮になむまじまじける。

第四十七代、淡路廢帝は、一品舍人親王の子、天武の御孫なり。御母は上總介當麻老たけまろが女なり。舍人親王は、皇子の中に御身の才もまじけるにや、知太政官事といふ職を授けられ、朝務を輔佐したまひけり。日本紀も、この親王勅を承りて撰び給ひき。後に追號ありて、盡敬天皇と申す。孝謙天皇御子まじまじす、また御兄弟もなかりければ、廢帝を御子にして譲りたまふ。但、年號なども改められず。女帝の御まじなりしにや。戊戌の年即位、天下を治め給ふこと六年、事ありて淡路國にうつされ給ひき。三十三歳おまじまじき。

第四十八代、稱徳天皇は、孝謙の重祚なり。庚戌の年正月一日、更に即位、同七日改元、太上天皇、密に藤原の武智磨の大臣の第二の子、押勝を幸し給ひき。大師その時太政大臣を改めて大師といふ、正一位になる。見給

◎道鏡法師事

○す、めの下諸本申字あり

へばまよきとて、藤原に二字をそへて、惠美の姓をたまひき。天下の政志かしながら委任せられにけり。後に道鏡といふ法師、弓削の氏人なり、又寵幸ありしに、押勝いかりをなし、廢帝をすゝめて、上皇の宮を傾けむとせしに、事あらはれて誅に伏しぬ。帝も淡路にうつされたまふ。かくて上皇重祚あり。さきに出家せさせ給へりしかば、尼ながら位に居給ひけるにこそ、非常の極なりけむかし。唐の則天皇后は、太宗の女御にて、才人といふ官に居給へりしが、太宗かくれ給ひて、尼になりて、感業といふ寺におはしけるを、高宗見給ひて、長髪せしめて皇后とす。諫め申す人多かりしかども、用おられず。高宗崩じて、中宗位に居給ひしを退け、睿宗を立てられしをもまた退けて、自ら帝位につき、國を大周とあらたま。唐の名を失はむと思ひ給ひけるにや。中宗睿宗も、わが生み給ひしかども、捨て諸王とて、自らのやから、武氏のとものがらをも

◎則天皇后事

○時に今は時こそその眼隠なるべし

◎道鏡准大臣事

○次々納言參議にも云々は圓照を法臣に任じ、基眞を法參議大律師に任せられしが類をいふなり

○眞備 乳本眞言備に作る

◎法師任俗

◎宋惠林號黑衣宰相事

◎梁惠超任學士官事

て、國を傳へしめむとて、日本准大臣のはじめにや、大臣禪師といひしを、太政大臣に初は大臣に准して、日本准大臣のはじめにや、大臣禪師といひしを、太政大臣になし給ふ。それによりて、次々納言參議にも、法師をまじへなされにき。道鏡、世を心のまゝにこければ、争ふ人のなかりしにや、大臣吉備の眞備の公、右中辨藤原の百川などありき。されども力及ばざりけるにこそ。法師の官に任ずることは、唐より始めて、僧正僧統などいふ事のありし。それすら出家の本意にはあらざるべし。況や俗官に任ずること、あるべからぬ事にこそ。されどもろこしにも、南朝の宋の世に、惠林といひし人政にまじらひしを、黒衣の宰相といひき。但これは官に任ずとは見えず、梁の世に惠超といひし僧、學士の官になりき。北朝の魏明元帝の代に、法果といふ僧安城公の爵をたまはる。唐の世となりてはあまた聞えき。肅宗の朝に、道平

◎唐宗朝道平補金吾將軍事

◎代宗朝天竺不空三藏爲開府儀同三司事

といふ人、帝と心を一にして、安祿山が亂を平げしゆるに、金吾將軍になされにけり。代宗の時、天竺の不空三藏を尊び給ふあまりにや、特進試鴻臚卿を授けらる。後に開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしかば、司空の官をおくらる。司空は大臣の官なり、則天の朝より、この女帝の御代まで、六十年ばかりにや、兩國の事相似たりとぞ。天下を治め給ふこと五年、五十七歳おましましき。天武、聖武國に大功あり、佛法をも弘め給ひしに、皇胤ましまさず。この女帝にて絶え給ひぬ。女帝かくれ給ひしかば、道鏡を下野の講師になして、流し下されにき。そもうもこの道鏡は、法王の位を授けられたりしを、猶飽かずして、皇位につかむといふ志ありけり。女帝さすがに思ひ煩ひ給ひけるにや、和氣の清麿といふ人を、勅使に差して、宇佐の八幡宮に申されけり。大菩薩さまさま託宣ありて、更にゆるされず。清麿、歸參してありのまゝに奏聞す。道鏡い

◎道鏡遼流事

◎道鏡皇位事

○よぼろ 和名抄に國和名保良
曲脚中也と見ゆ
○土佐の國は大隅の國の隣なり
その土佐に流されしは師の法均尼
にして清麿にあらずればなり

◎神護寺事

○高雄の山は山城國葛野郡ふあり

かりをなし、清麿がよぼろすちを斷ちて、土佐の國に流しつかはす。清麿愁へかなしみて、大菩薩を恨みかこち申しければ、小蛇出でてきて、その疵をいやしてけり。光仁位に即き給ひしかば、則ち召しかへさる。神威をたふとび申して、河内國に寺を立て、神願寺といひしを、後に高雄の山にうつしたつ、今の神護寺これなり。件の頃までは、神威もかくいぢるきことなり。かくて、道鏡終に望をとげず。女帝もまた程なくかくれ給ふ。宗廟社稷をやすくすること、八幡の冥慮たりし上に、皇統を定め奉ることは、藤原の百川の朝臣の功なりとぞ。

第四十九代、第二十七世、光仁天皇は、施基皇子の子、天智天皇の御孫なり。皇子は第三の御子なり、追號ありて、田原の天皇とまをす、御母は贈皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人の女なり。白壁王とまをしき。天平年中に、御年廿九にて從四位下に叙じ、次第に昇進せさせ給ひて、正三位勳二等大納

◎光仁天皇御昇進事

○逆臣は蘇我入鹿蝦夷等といふ

○六十二 一本六十三と作る

△改元覽絶

○早良親王は他戸親王の腹隠なるべし、そは早良親王の母は高野の新笠にして井上の親王にあらざればなり

言にいたり給ひき。稱徳かくれまじまじ、かば、大臣以下、皇胤の中を撰び申しけるに、各異議ありしかども、參議百川といひし人、この天皇にこゝろざし奉りて、謀をめぐらして定め申してき。天武世を去り給ひしより、争ひ申す人なかりき。志かれども天智御兄にて、先日嗣をうけたまひ、そのかみ逆臣を誅し、國家を安じたまへり。この君のかく繼體にそなはり給ふ、猶正にかへるべきいはれなるにこそ。先皇太子に立ち、則ち受禪、御年六十二今年庚戌の年なり。十月に即位、十一月に改元、平城宮にまします。天下を治め給ふこと十二年、七十三歳おまじまじき。

第五十代第二十八世、桓武天皇は、光仁第一の子、御母は皇太后高野の新笠、贈太政大臣乙繼の女なり。光仁即位のはじめ、井上内親王聖武、を以て皇后とす。かの所生の皇子早良親王、太子に立ちたまひき。志かるを百川の朝臣、この天皇にうけつがしめ奉ら

○崇道天皇早良親王事

○崇道天皇追號事

○辛酉は天應元年なり

△改元延曆

○長岡は乙訓郡にあり

○改山背爲山城事
○山背の字、界本山背の國と作る

○藤岡は山城國葛野郡とあり

○四神、左は蒼龍、右は白虎、前は朱雀、後は玄武なり

○傳教弘法渡唐事

むと志して、又はかりごとをめぐらし、皇后れよび太子を捨て、終に皇太子にすゑ奉りき。その時暫く不許なりければ、四十日間で、殿の前に立ちて申しけりごと、類なき忠烈の臣なりけるにや、皇后前太子責められて失せ給ひにき。死靈を安められむためにや、太子は後に追號ありて、崇道天皇と申す。辛酉の年即位、壬戌に改元、はじめは平城にまします。山背の長岡にうつりて、十年ばかり都なりしが、又今の平安城にうつさる。山背の字をも改めて山城といふ、永代に變るまじくなむはからはせ給ひける。昔聖徳太子、蜂岡木桑にのぼり給ひて、今の城を見めぐらして、四神相應の地なり、百七十餘年ありて、都を遷されて變るまじき所なり、どのたまひけるとぞ申し傳へたる。その年紀もたがはず、又數十代不易の都となりぬる、誠に王氣相應の福地たるにや。この天皇、大に佛法をあがめ給ふ。延曆二十三年傳教弘法勅を受けて、

◎田村曆昇進事

○二十四年 異本二十五年に作る
七十歳 異本七十七歳に作る

△改元大同

唐へ渡りたまふ。その時則ち唐朝へ使をつかはさる。大使は参議左大辨兼越前守藤原葛野曆の朝臣なり。傳教は天台の道邃和尚にあひて、その宗をきはめて、同じき二十四年大使と共に歸朝せらる。弘法はなほかの國に留りて、大同年中に歸りたまふ。この時東夷叛亂しければ、坂上田村曆を、征東大將軍になして遣されしに、悉く平げて歸りまうでけり。この田村曆は、武勇人に勝れたりき。初は近衛の將監になり、少將にうつり、中將に轉じ、弘仁の御時にや、大將にあがり、大納言をかけたなり。文をも兼ねたればにや、納言の官にもほりにける。子孫は今に文士にてぞ傳はれる。天皇、天下を治め給ふこと二十四年、七十歳おましましき。第五十一代、平城天皇は、桓武第一の子、御母は皇太后藤原の乙牟漏、贈太政大臣良繼の女なり。丙戌の年即位、改元、平安宮にまします。これより遷都なきによりて、天下を治め給ふこと四年、太弟に

◎平城亂事

○右兵衛 一本右衛門ふ作る

○己丑は大同四年なり
△改元弘仁

◎格式始事
弘仁十一年藤原冬嗣等勅を奉じて弘仁格式を撰進す後貞觀式および延喜式等を撰せり

譲りて太上天皇と申す。平城の舊都に還りてすませ給ひけり。尚侍藤原の藥子を寵しましきけるに、その弟参議右兵衛督仲成等申す、めて、逆亂のことありき。田村曆を大將軍として、追討せられしに、平城の軍破れて、上皇出家せさせたまふ。御子東宮高岳の親王も捨てられて、おなじく出家、弘法大師の弟子になり、眞如親王と申すはこれなり。藥子仲成等は誅にふしぬ。上皇、五十一歳までましましき。第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇は、桓武第二の子、平城同母の弟なり。太弟に立ち給へりしが、己丑の年即位、庚寅に改元。この天皇、幼年より聰明にして、讀書を好み諸藝を習ひたまふ。又謙讓の大度もましましけり。桓武の帝鍾愛無雙の御子になむおはしける。儲君に居給ひけるも、父の御門繼體のために顧命しましきけるにこそ。格式なども、この御時より撰び始められにき。又

○橘太后は橘清友の女嵯峨天皇の
后なり

◎天台眞言宗始事
弘仁三年七月傳教大師叡山に法華
堂を建て同七年弘法大師高野山に
金剛峰寺をたつ

◎八舌論事

深く佛法を崇めたまふ。先世に美濃國神野といふ所に、貴き僧ありけり。橘太后の先世に、ねむころに給仕しけるを感じて、相共に再誕ありとぞ。御諱を神野と申しけるも、自然にかなへり。傳教御名、弘法御名、最澄、弘法空海、兩大師、唐より傳へ給ひし天台眞言の兩宗も、この御代よりこそ弘まり侍りけれ。この兩師たゞなる人におはせず、傳教入唐以前より、比叡山を開きて練行せられけり。今の根本中堂の地を開かれけるに、八の舌ある鑰をもとめ出で、唐までもたれにけり。天台山のほりて、智者大師天台の宗おこりて、四代の祖なり、天台大師ともいふ、六代の正統道邃和尚に謁して、その宗をならはれしに、かの山に智者大師歸寂よりこのかた、鑰を失ひて開かざる一の藏ありき。試にこの鑰にてあけらるると、とゞこほらず、一山こぞりて渴仰しけり。仍りて一宗の奥義、殘る所なく傳へられたりとぞ。その後慈覺智證兩大師又入唐して、天台眞言を究めならひて、叡山に弘め

◎義寂再興天台宗事

◎弘法大師事

◎同大師爲不空後身事

られしかば、かの門風いよいよ盛になりて、天下に流布せり。唐國亂れしより、經教多く失せぬ。道邃より四代に當れる義寂といふ人までは、唯觀心を傳へて、宗義を明むること絶えにけるにや。吳越の忠懿王姓は錢名は鏐、唐の末つかたより、東南の吳越を領して、偏霸の主たり、この宗の衰へぬることを歎きて、使者十人を差して、我朝にわくり、教典をもとめしむ。悉く寫し畢りてかへりぬ。義寂これを見明めて、更にこの宗を再興す。もろこしにハ、五代の中後唐の末ざまなりければ、我朝にハ、朱雀天皇の御代にや當りけむ。日本より返し渡したる宗なれば、この國の天台宗は、却りて本となれるなり。凡、傳教かの宗の秘密を傳へられたることも唐の台州刺史陸淳が印記の文にあり、悉く一宗の論疏をうつし、國に歸れることも釋志槃が佛祖統記にのせたり、異朝の書に見えたり。弘法は母懷胎のはじめ、夢に天竺の僧來りて、宿を借り給ひけりとぞ。寶龜五年甲寅六月十五日に誕生、この日唐の大曆九年六月十

○五筆の藝 古事談に弘法大師は筆を口にくはへ左右の手に持ち左右の足にはさみて一同に草の字をかきつけりて五筆和尙と申すなるとかや不思議なることなりと見えたり

○惠果六人附法事

○第六 一本第七に作る隨ふべきか、眞言相承は胎藏、胎智、金剛智、一行、善無畏、不空、惠果なり

○青龍 一本青明子作る

○眞言正統の法事

○瀉瓶は水を瓶より移すに一滴の餘れるなきへるにて宗師の法を遺す所なく受け傳ふるをいふなり

○本朝流布宗七宗事

五日に當れり。不空三藏入滅す。依りてかの後身と申すなり。且は惠果和尙の告にも、我と汝と久しき契約あり、誓ひて密藏を弘めむとあるも、このゆゑにや。渡唐の時も、或は五筆の藝をほどこし、つとまごまごの神異ありしかば、唐の主順宗皇帝、殊に仰ぎ信じたまひき。かの惠果は、眞言第六の祖師なり、不空の弟子、和尙六人の附法あり。劔南の惟上、河北の義圓、金剛一界を傳ふ、新羅の惠日、訶陵の辨弘、胎藏一界を傳ふ、青龍の義明、日本の空海、兩部を傳ふ、義明は唐朝におきて、灌頂の師たるべかりしが、世をはやくす。弘法は六人の中に瀉瓶たり。惠果の俗弟子、吳般加の詞あり、まかれれば眞言宗には、正統なりといふべきにや、これ又異朝の書に見えたり。傳教も不空の弟子、順曉に逢ひて眞言を傳へられしかど、在唐いくばくもなかりしかば、深く學せられざりしにや、歸朝の後弘法にもとぶらはれけり。又今はこの流絶えにたり。慈覺智證は惠果の弟子、義操法潤と聞はしが弟子、

○七宗 天台、眞言、華嚴、法相、三論、禪律これなり

○比叡山事

○根本中堂事

○東寺眞言宗事

○眞言宗號神道事

○眞言院事 眞言院の建立は仁明天皇の承和元年正月なり

法全に逢ひて傳へらる。大凡本朝流布の宗、今は七宗なり。この中にも、眞言、天台の二宗は、祖師の意巧、専ら鎮護國家のためどころざり、比叡といふ事は、桓武傳教と心を一にし、興隆せられし故に名づくも、かの山の叢種々これを稱す、まかれども舊事本紀に、比叡の神の御事なりと見えたり、顯密並びて紹隆す。殊に天子本命の道場を立て、御願をいのる地なり。これは密につくべし、又根本中堂を止觀院といふ。法華の經文につき、天台の宗義により、かたがた鎮護の深義ありとぞ。東寺は桓武遷都のはじめ、皇城の鎮護のため、これにこれを建てられ、弘仁の御時弘法に賜ひて、永く眞言の寺とす。諸宗の雜住を許さざる地なり。この宗を神通乘といふ。如來果上の法門にして、諸教に超えたる極秘密と思へり。就中我國は、神代よりの縁起、この宗の所説に符合せり。このゆゑにや、唐朝に流布せしは、まばらくの事にて、即ち日本にとまりぬ。相應の宗なりといふもことわりにや。大唐の内道場に准じて、宮中に眞言

◎御修り事

◎觀音供事

○三流 延喜寺、園城寺、東寺これなり

◎東寺一 園城爲正務事

○綱所は伊弉の役所なり

○山門は延喜寺、寺門は園城寺なり

◎本朝四箇所戒壇事

○四箇所の戒壇は奈良の東大寺、下野の樂師寺、筑前の觀世寺、近江の延喜寺これなり

◎華嚴三論宗事

院を建つ。もとは樹解由使の廳なり。大師奏聞して、毎年正月この所にて御修法あり。國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり。又十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗にとりて深意あるべし。三流の眞言いづれといふべきならねど、眞言を以て諸宗の第一とすることも、むねと東寺によれり。延喜の御宇に、綱所の印鑑を、東寺の一の阿闍梨に預けらる。仍りて法務の事を知行して、諸宗の一座たり。山門寺門は、天台をむねとする故にや、顯密を兼ねたれど、宗の長をも天台座主といふべし。この天皇、諸宗をならべて興せさせ給ひける。中にも傳教弘法御歸依深かりき。傳教始めて圓頓の戒壇を立つべきよし、奏せられしを、南京の諸宗表をあげて争ひ申し、かど、終に戒壇の建立をゆるされ、本朝四箇所の戒壇となる。弘法はことさら師資の御約ありければ、重く志給ひけるとぞ。この兩宗の外、花嚴三論は、東大寺にこれを弘めらる。かの花嚴は、唐の杜順

○孝徳の御世に云々 孝徳は推古のまゝにや、推古紀三十二年正月の條に高麗王、眞僧慧灌と見ゆ。忍くは同人なりむ。扶桑傳記に天降、慧灌著青衣、誦三論、甘露已降、乃當任正住元興寺、流布三論法門、建井上寺と見たり

◎法相宗事

◎四家大乘事

○三宗は華嚴、三論、法相といふ

和尚より盛になれりしを、日本の朗辨僧正傳へて、東大寺に興隆す。この寺は、則ちこの宗に依りて建立せられけるにや。大花嚴寺といふ名あり。三論は東晉の同時に、後秦といふ國に、羅什三藏といふ師來りて、この宗を開きて世に傳へたり。孝徳の御世に、高麗の僧惠觀來朝して、傳へはじめける。志からは最前流布のをしへよや。その後道慈律師請來して、大安寺に弘めき。今は花嚴と並びて東大寺にあり、法相は興福寺にあり、唐の玄奘三藏、天竺より傳へて國に弘めらる。日本の定惠和尚大職冠の子なり、かの國にわたり、玄奘の弟子たりしかど、歸朝の後世をはやくす。今の法相は、玄昉僧正といふ人入唐して、泗州の智周大師、玄奘二世の弟子にありて、これを傳へて流布しけるとぞ。春日の神も、ことさらこの宗を擁護志給ふなるべし。この三宗に天台を加へて、四家の大乗といふ。俱舍成實などいふは小乘なり。道慈律師同じく傳へて、流布せら

◎律宗事

◎南北律再興事

○思圓 一本恩圓に作る、又一本南都の上興正菩薩の四字あり

○北京の南都奈良に對して平安城をたかひふなり

◎禪宗事

れけれども、依學の宗にて、別にこの宗を立つることなし。我國大乘純熟の地なればにや、小乘を習ふ人のなきなり。又律宗は大いに通ずるなり。鑒眞和尚來朝して弘められしより、東大寺、れよび下野の藥師寺、筑紫の觀音寺に戒壇をたて、この戒を受けぬものは、僧籍に列らぬことになりけき。中古よりこのかた、その名ばかりにて、戒體を守ること絶わにけるを、南都の思圓上人等、章疏を見あきらめて戒師となる。北京には我禪上人入宋して、かの土の律法を傳へてこれをひろむ。南北の律再興して、かの宗に入るともがらば、威儀を具することふるきがごとし。禪宗は佛心宗ともいふ。佛の教外別傳の宗なりとぞ。梁の代に、天竺の達磨大師來りて弘められしに、武帝機にかなはず、江を渡りて北朝にいたる。嵩山といふ所にどゞまり、面壁して年をおくられけり。後に惠可これをつぐ。惠可より下四世に、弘忍禪師と聞はし嗣法、南北

にあひわかる。北宗の流をば、傳教慈覺傳へて歸朝せられき。安

然和尚慈覺の孫弟子の教時諍論といふ書に、教理の淺深を判するに、眞言、

佛心、天台とつらねたり。されどけ傳ふる人なくて絶えにき。

近代となりて、南宗の流多くつたはる。異朝には、南宗の下に五家

あり、その中臨濟宗の下より又二流となる、これを五家七宗とい

ふ。本朝には、榮西僧正黃龍の流を汲みて、傳來の後に、聖一人

石霜の下つた、虎丘の流を無準にうく。かの宗の弘まることは、

この兩師よりのことなり。うちつゞき異朝の僧もあまた來朝し、

この國よりも渡りて傳へしかば、諸家の禪多く流布せり。五家七

宗とはいへども、以前の顯密權實等の不同には相似るべからず。

いづれも直指人心、見性成佛の門をば出でざるなり。弘仁の御宇

より、眞言天台の盛になれることを、いさゝかきると侍るにつき

て、大方の宗々傳來の趣を載せたり。極めてあやまり多く侍らむ。

○異朝 一本我朝に作る

◎五家七宗事

○この兩師 一本かの兩大師につくる

○根機ハ心根の機關の意ナリ

○罪業ナリ 諸本罪業ナリヤ作

○佛法 諸本佛教に作る
○儒道 二教ハ孔子と老子の教
ナリ

但、君としては、いづれの宗をも大概悉ろしめて捨てられざらむことぞ、國家攘災の御計なるべき。菩薩大士もつかさどる宗あり、我朝の神明も、とりわき擁護志給ふをこへもあり、一宗に志ある人、餘宗を誇りいやしむ、大なるあやまりなり。人の根機志なしなれば、教法も無盡なり。況や我信する宗をだもあきらめずして、いまだ知らざる教を誇らむハ、極めたる罪業なり。我はこの宗に歸すれども、人はかの宗にこころをさす。共に隨分の益あるべし。これ皆今生一世の値偶にあらず。國の主ともなり、輔政の人ともなりなば、諸教をすてず機をもらさずして、得益の廣からむことを思ひ給ふべきなり。且は佛法にかぎらず、儒道の二教のいたり、諸の道賤しき藝までもおこし用おるを、聖代といふべきなり。凡、男夫は稼穡をつとめて、たのれも食し、人に與へても飢ゑざらしめ、女子は紡績を事として、みづからも衣、人をもあたゝか

○古に右を上にす この注いさ心
得がたし我國にハ太古より左を上
とせし例ハあれど右を以て上とし
たることハいまだ聞かざる事ナリ

ならしむ。賤しきに似たれども、人倫の大本なり。天の時にたがひ、地の利によれり。この外商沽の利を通ずるものあり、工巧の業を好むもあり、仕官に志すもあり、これを四民といふ。仕官するにとりて、文武の二道あり。座して以て道を論ずるは文士の道なり、この道に明ならば相とするに堪へたり。征きて以て功を立つるハ武人のわざなり、このわざに譽あらば將とするに足れり。されば文武の二は、暫くも捨て給ふべからず。世亂れたる時は、武を右にし文を左にす、國治れる時は、文を右にし武を左にすともいへり。古に右を上にす、よ
りてあかひかなり、かくの如くさまさまなる道を用いて、民の愁をやすめ、各あらそひなからしめむことを本とすべし。民の賦斂を厚くして、自らの心をほしきまゝにする事は、亂世亂國の基なり。我國は王種のかはる事はなけれども、政亂れぬれば、曆數も久しからず、繼躰も違ふためし、所々に志るし侍りぬ。

○新帝は淳仁天皇なり
◎恒世親王薛太子遊世事

上天皇と申す。帝都の西嵯峨といふ所に、離宮をまめてぞまじまじける。一旦國をゆづり給ひしのみならず、行末までも授けまじまじむの御志にや。新帝の御子、恒世親王を太子に立て給ひしを、親王又かたく辭退して、世をそむき給ひけるこそありがたけれ。上皇深く謙讓しましけるに、親王又かく遁れ給ひける。末代までの美談にや。昔仁徳兄弟相讓り給ひし後には、聞かざりしことなり。五十七歳おまじまじき。

○癸卯は弘仁十四年なり
△改元天長

第五十三代、淳和天皇、西院の帝とも申す。桓武第三の子、御母は贈皇太后藤原の旅子、贈太政大臣百川の女なり。癸卯の年即位、甲辰に改元、天下を治め給ふこと十年、太子に讓りて太上天皇と申す。この時兩上皇まじまじければ、嵯峨をば前太上天皇、この御門をば後太上天皇と申しき。嵯峨の帝の御おきてにや、東宮には又この帝の御子、恒貞親王立ち給ひしが、兩上皇かくれまじまじして、

○故ありて云々 承和九年伴健平
橘公季等の謀反を起し、お皇太子
もまたその罪に坐して廢られ給ひ
しをいふ

○癸丑は天長十年なり
△改元承和

後に故ありて捨てられ給ひき。五十七歳おまじまじき。

第五十四代、第三十世、仁明天皇、諱は正良、これよりさき御諱たしかな
を諱に用ゐられき、これより二
字正しくまじませば、載せ奉る。深草の帝とも申す。嵯峨第二の子、御母

は皇太后橘の嘉智子、贈太政大臣清友の女なり。癸丑の年即位、
甲寅に改元。この天皇は、西院の御門御猶子の義にておまじまじ

ければ、朝覲も兩皇にせさせ給ふ。或時は兩皇同所にして、觀禮
もありけりどぞ。我國のさかりなりしことは、このころほひにや

ありけむ、遣唐使も常にあり。歸朝の後、建禮門の前に、かの國の
寶物の市を立て、群臣にたまはする事もありき。律令は文武の

御代より定められしかど、この御代にぞ撰び調へられにける。天
下を治め給ふこと十七年、四十一歳おまじまじき。

第五十五代、文德天皇、諱は道康、田村の帝ともまます。仁明第一
の子、御母は太皇太后藤原の順子五條の後と申す、左大臣冬嗣の女なり。庚

◎被擧調律令事

○庚午は嘉祥三年なり

△改元仁壽

午の年即位、辛未に改元、天下を治め給ふこと八年、三十三歳おま
しましき。

第五十六代、清和天皇、諱ハ惟仁、水尾の帝とも申す。文徳第四の
子、御母は皇太后藤原の明子、染殿の后と申す、攝政太政大臣良房の女な

り。我朝は、幼主位に居給ふこと稀なりき。この天皇九歳にて即
位、戊寅の年なり。己卯に改元、踐祚ありしかば、外祖良房の大臣

始めて攝政せらる。攝政といふこと、もろこしには唐堯の時、虞舜
を登げ用ゐて、政を任せたまひき。これを攝政といふ。かくて三

十年ありて、正位をうけられき。殷の代に伊尹といふ聖臣あり、湯
および太甲を補佐す。これは保衡といふ。阿衡といふ、その意は攝政な

り。周の世に周公旦、又大聖なりき。文王の子、武王の弟、成王の叔
父なり。武王の代には三公につらなりき。成王若くて位に即き給

ひしかば、周公自ら南面して攝政す。成王をわきて、南面せられたりとも見えたり、漢の昭帝

○戊寅ハ天安二年なり
△改元自觀

◎攝政始事

◎漢家攝政事

○阿衡 書經太甲篇の註ハ阿衡
平也、商之官名也、言天下之所倚平
と見えたり

○襁褓は玉冠に負冠衣也と見ゆ、
至りて幼稚なるをいふなり

○淡海公ハ藤原不比等なり

◎南園堂建立事

又稚くして即位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ人、大司馬
大將軍にて攝政す。中にも周公霍氏をぞ、先蹤にも申すめる。本
朝には、應神生れ給ひて、襁褓にましまし、かば、神功皇后天位に
居たまふ。まかれども攝政と申し傳へたり。これは今の義には
異なり。推古天皇の御時、厩戸の皇太子攝政したまふ。これを帝
は位に備りて、天下の政まかしながら攝政の御まゝなりけり。齊
明天皇の御代に、御子中大兄の皇太子攝政したまふ。元明の御代
の末つたかた、皇女淨足姫尊元正天皇の御事なり、暫く攝政したまひき。この
天皇の御時、良房の大臣の攝政よりしてぞ、まさしく人臣にて攝
政する事ははしまりにける。但、この藤原の一門、神代よりゆゑあ
りて、國主を輔け奉ることは、先にも所々に志ると侍りき。淡海
公の後、參議中衛の大將房前、その子大納言眞楯、その子右大臣
内麻呂の三代は、上二代の如く榮えずやありけむ。内麻呂の子冬

○藤氏 諸本藤原に作る

○興福寺は大和國奈良にあり、南圓堂は弘仁四年の建立なり

○補陀落山は觀音の淨土なるを今興福寺の南岸に南圓堂を建て觀音の像を安置せしむれば即ちこれに准へたるふや、北の補陀は冬嗣公は北家なればその意を以て詠めるなり

○勸學院建立事
勸學院は三條の北壬生の西にあり弘仁十二年の建立なり

○氏の長者は氏の中にて官位評事等第一の人をいふ、こゝは藤原氏の長者なり

嗣の大臣、開院の左大臣といふ、藤氏の衰へぬることをなげきて、弘法大師に申し合せて、興福寺に南圓堂を立て、いのり申されけり。この時明神役夫に交りて、

補陀落の南の岸に堂立て、今ぞさかえむ北のふちなみと詠し給ひけるとぞ。この時に、源氏の人數多失せにけりと申す人あれども、大なるひが事なり。皇子皇孫の源の姓をたまひ、高官高位にいたることは、この後の事なれば、誰人か失せ侍るべき。されどかの一門の榮はしこと、誠に祈請にこたへたりとは見えたり。大かたこの大臣、遠きれもむはかりたのしけるにこそ。子孫親族の學問を勧めむために、勸學院を建立す。大學寮に東西の曹司あり、菅江の兩家これをつかさどりて、人を教ふる所なり。かの大學の南に、この院を立てられしかば、南曹とぞ申すめる。氏の長者たる人、旨とこの院を管領して、興福寺および氏の社の事を

○白河は山城國愛宕郡にあり

○應天門を焼かしむ、こゝは貞觀八年のことにして、宇男中府等の所爲なり、櫻原別駕の二樓も延焼せり

○伴大納言洗刑事

執り行はる、良房の大臣攝政せられしより、かの一流に傳りて、絶えぬ事になりけり。幼主の時ばかりかと覺えしかど、攝政關白も定れる職になりぬ。れのづから攝關といふ名を留めらるゝ時も、内覽の臣をおかれたれば、執政の義變ることなし。天皇れとなび給ひければ、攝政まつりごとを返し奉りて、太政大臣にて、白河に閑居せられにけり。君は外孫にましますれば、猶も權を専らにせらるゝも、争ふ人あるまじくや。されど謙退の心ふかく、閑適をこのみて、常に朝參などもせられざりけり。その頃大納言伴善男といふ人寵ありて、大臣を望む志なむありける。時に三公闕なかりき。太政大臣良房、左大臣信、右大臣良相、信の左大臣を失ひて、その闕に望み任せむと相計りて、先應天門を焼かしむ。左大臣世を亂らむとする企なりと讒奏す。天皇驚き給ひて、糺明に及ばず、右大臣に召し仰せて、既に誅せらるべきになりぬ。太政大臣このことを聞き、驚き

○烏帽子直衣は昇殿なり
 ○三代實錄曰、貞觀八年九月十二日、伴大納言等奉男御配伊豆國、右衛門佐伴宿禰中將、配越前國、同職者紀國、伴秋實、同流、等五人、當新羅、而降一等遠流、殘三人、尊岐、佐波、安房、是皆依去三月十日、燒燬天門罪也と見えたり

◎本位法號事

◎八幡齋盛男山事

○男山の御座は貞觀元年九月なり

◎清和天皇御灌頂事

遽られけるあまりに、烏帽子直衣を着ながら、白晝に騎馬して、馳参して申しなだめられにけり。その後善男が陰謀あらはれて、流刑に處せらる。この大臣の忠節、誠に無止事になむ。天皇佛法に歸し給ひて、常に脱履の御志ありき。慈覺大師に受戒したまふ。法號を授け奉らる、素真と申す。在位の帝法號をつぎ給ふこと、世のつねならぬにや。昔隋の煬帝の晉王といひし時、天台の智者に受戒して、總持といふ名をつがれたりし、よからぬ君の例なれど、智者の昔のあとなれば、なぞらへて用おられけるにや。又この御時、宇佐の八幡大菩薩、皇城の南男山の石清水に遷りたまふ。天皇さこしめして、勅使をつかはし、その所を點し、諸の工に仰せて、新宮をつくりて宗廟に擬せらる。鐵坐の次第は上に見えたり天皇、天下を治め給ふこと十八年、太子に譲りて退かせたまふ。中三年ばかりありて出家、慈覺の弟子にて灌頂うけさせたまふ。丹波の水尾といふ

所に遷らせ給ひて、練行じまじまじ、が、ほどなくかくれたまふ。御年三十一歳おまじまじき。

○丁酉は貞觀十九年なり

△改元元慶

○忠仁公は良房なり

◎攝政被定廢立事

第五十七代、陽成天皇、諱は貞明、清和の第一の子、御母は皇太后藤原の高子、二條の后と申す、贈太政大臣長良の女なり。丁酉の年即位、改元、右大臣基經攝政して、太政大臣に任ず。この大臣は、良房の養子なり、實は中納言長良の男、この天皇の外、忠仁公の故事のごとし。この天皇、性惡しくして、人主の器に堪へず見え給ひければ、攝政歎きて廢立の事を定られにけり。昔漢の霍光、昭帝を輔けて攝政せしに、昭帝世をはやく去給ひしかば、昌邑王を立てて天子とす。昌邑不徳にして器に堪へず、即ち廢立を行ひて、宣帝を立てまつりき。霍光が大功とこそまると傳へ侍るめれ。この大臣まじまじ外戚の臣にて、政を専らにせられしに、天下のため、大義を思ひて定め行はれける、いとめでたし。されば一家にも、人こそ多く聞はしかど、攝政關白は、この大

臣の末のみぞ、絶えせぬ事になりける。つきつき大臣大將にのぼる、藤原の人々も、皆この大臣の苗裔なり。積善の餘慶なりとこそ覺え侍れ。天皇、天下を治め給ふこと八年にて退けられ、八十一歳おましましき。

第五十八代、第三十一世、光孝天皇、諱は時康、小松の帝とも申す。仁明第二の子、御母は贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女なり。陽成退けられ給ひし時、攝政昭宣公、諸の皇子を相し申されけり。この天皇、一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年たかくて小松の宮にましましけるに、俄に詣で、見給ひければ、人主の器量、餘の皇子達に勝れましましけるによりて、即ち儀衛をとよへて迎へ申されけり。本位の服を着しながら、鸞輿に駕して大内に入らせ給ひたき。今年甲辰の年なり。乙巳に改元、踐祚のはじめ、攝政を改めて關白とす。これ我朝の關白のはじめなり。漢の

○昭宣公は基經なり

○甲辰は元慶八年なり

△改元仁和

◎關白給事

○その子は長子の時平をいふ

○芹川の行幸類聚國史に延暦十五年正月甲辰遊獵于芹川野と見ゆ。仁明天皇承和の頃までは厚行幸ありしかども、その後凡五十年ばかり絶えたりしをこの御代の仁和二年に絶至りてまたおこさる。芹川は山城國紀伊郡あり

◎繼體正統事

霍光攝政たりしが、宣帝の時政をかへして退きけるを、萬機の政猶光に關り白とせしめよとありしが、その名をとりて授けられけり。この天皇、昭宣公の定に依りて立ち給ひしかば、御志も深かりしにや。その子を殿上に召して元服せしめ、御自ら位記をあそばして、正五位下になし給ひけりとぞ。久しく絶えにける芹川の御幸などありて、ふるき跡を興さるゝことも聞えき。天下を治め給ふこと三年、五十七歳おましましき。大かた天皇の世つきを志るせる文、昔より今にいたるまで、家々にあまたあり。かく志るし侍るも、更に珍しからぬことなれど、神代より繼體正統の違はせ給はぬ一はこを申さむがためなり。我國は神國なれば、天照大神の御はからひに任せられたるにや。されどその中に御誤あれば、曆數も久しからず、又終には正路にかへれども、一旦も志づませ給ふためにもあり、これは皆自らなさせ給ふ御科なり。冥助の

○十善の上を見たり

空しきにはあらず。佛も衆生を導きつくし、神も萬姓をすなほならしめむとこそま給へども、衆生の果報志なしに、うくる所の性れなしからず。十善の戒力にて天子とはなり給へども、代々の御行迹、善惡またまちまちなり。かゝれば本を本として正にかへり、元を元として邪を捨てられむことぞ、祖神の御心にはかなはせ給ふべき。神武より景行まで十二代は、御子孫そのまゝにつがせ給へり。うたがはしからず。日本武尊世を早くましまし、よりて、御弟成務へだより給ひしかど、日本武の御子にて、仲哀傳へましましぬ。仲哀應神の御後に、仁徳傳へ給へりしが、武烈惡王にて、日嗣絶えましまし、時、應神五世の御孫にて、繼體天皇撰ばれ立ちたまふ。これなむ珍しきためしに侍る。されど二を並べて争ふ時にこそ、傍正のうたがひもあれ、群臣皇胤なきことを愁へて、覓め出で奉りしうへに、その御身賢にして天の命をうけ、

○侍るべき 異本傳ふべきと作る

◎光孝天皇踐祚事

○三代は繼體、光仁、光孝とす

人の望にかなひましましければ、とかくのうたがひあるべからず。その後相續ぎて、天智天武御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御流久しく傳へられしに、稱徳女帝にて御嗣もなし。又政も亂りがはしく聞えしかば、確なる御讓もなく絶つにき。光仁又傍より撰ばれて立ち給ふ。これなむ又繼體天皇の御事に似給へる。まかれども天智は正統にてましましき。第一の御子大友こそ、誤りて天下を得給はざりしかど、第二の皇子にて施基の御子御科なし。その御子なれば、この天皇の立ち給へること、正理にかへるとぞ申し侍るべき。今の光孝、又昭宣公の撰にて立ち給ふといへども、仁明の太子文徳の御流なりしかど、陽成惡王にて退けられ給ひしに、仁明第二の御子にて、まかも賢才諸親王に勝れましましければ、疑ひなき天命とこそ見侍れ。かやうに傍より出で給ふこと、これまで三代なり。人のなせる事と

◎勅例被用仁和以後事

は心得奉るまじきなり。さきに志るし侍ることわりを能く辨へらるべきものをや。光孝より上つかたは一向上古なり。よろづの例を勘ふるも、仁和より下つかたをぞ申すめる。いにしへすらなほかゝる理にて天位を嗣ぎたまふ。まして末の世には、正しき御譲なくては、保たせ給ふまじき事と心得奉るべきなり。この御代より、藤氏の攝籙の家も他流にうつらず、昭宣公の苗裔のみぞ、正しく傳へられにける。上は光孝の御子孫、天照大神の正統とさだまり、下は昭宣公の子孫、天兒屋根命の嫡流となり給へり。二神の御誓違はずして、上は帝王三十九代、下は攝關四十餘人、四百七十餘年にもなりぬるにや。

○上は帝王云々は光孝天皇より後村上天皇までをいふ

第五十九代、第三十二世、宇多天皇、諱は定省、光孝第三の子、御母皇太后班子の女王、仲野親王桓武天皇の御子の女なり。元慶の頃孫王にて、源氏の姓をたまはらせまします。そのかみ常に鷹狩を好ませ

○賀茂の大神 畠本賀茂大明神に作る

◎被始賀茂臨時祭事

△改元寛平

給ひけるに、或時賀茂の大神あらはれて、皇位に即かせ給ふべきよしを示し申されけり。踐祚の後、かの社の臨時の祭を始められしは、大神の申しうけ給ひけるゆゑとぞ。仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子達をれきて譲をうけたまふ。先親王として、皇太子に立ち、即ち受禪、同年の冬即位、中一年ありて己酉に改元、踐祚のはじめより、太政大臣基經又關白せらる。この關白薨して後は、暫くその人なし。天下を治め給ふこと十年、位を太子に譲りて太上天皇と申す。中一年ばかりありて出家せさせたまふ。御年三十三にや、若くよりその御志ありきとぞ仰せ給ひける。弘法大師四代の弟子、益信僧正を御師にて、東寺にて灌頂せさせ給ふ。又智證大師の弟子増命僧正にも、于時法橋なり、後謚云靜觀比叡山にてうけさせ給へり。弘法の流をむねとせさせ給ひければ、その御法流とて今にたえず、仁和寺に傳へ侍るはこれなり。凡弘法の流に、廣

◎宇多天皇御遺事

○四代 一本三代に作る山宮往來に左の如く見ゆ

○弘法

源行

寛平法皇

◎小野廣澤與言事

澤仁和寺、小野醍醐並勸修寺の二あり。廣澤は法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正、教實親王子、法皇御孫也、寛朝廣澤に生まれしかば、かの流といふ。その後代々の御室相傳へて、たゞ人はあひまじはらず、法流をあらて、師範となる事は兩度あり、されども御室は代々親王あり、小野の流は、益信の相弟子に聖寶僧正とて、知法無雙の人ありき。大師の嫡流と稱することのあるにや。まかれども年戒劣られけるゆゑにか、法皇御灌頂の時は、色衆につらなりて、嘆徳といふ事を勤められたりき。延喜の護持僧にて、殊に崇重を給ひき。その弟子觀賢僧正も、相續きて護持申し、れなしく崇重ありき。綱中の法務を東寺の一阿闍梨につけられしも、この時よりはじまる。正の法務は、いづれも東寺の一の長者なり、諸寺になる所を召し仕はるゝ事は、は皆權法務なり、又仁和寺の御室は總の法務にて、綱後白河院以來のことか、この僧正は高野にまうで、大師入定の嵐をひらきて、御髪を剃り、法服など着せかへ申し、人なり。その弟子淳祐石山の内、供といふ、相伴ひけれども、終に見奉らず。師の僧正その手

○色衆 異本有衆また職衆に作る

◎寛平法皇小野廣澤法主事

をとりて、御身にふれしめけり。淳祐罪障のいたりを歎きて、卑下の心ありければ、弟子元泉僧都延命院といふ許可ばかりにて、授職をゆるさず、勅定によりて、法皇の御弟子寛空にあひて、授職灌頂を遂ぐ。かの元泉の弟子仁海僧正、また知法の人なりき。小野といふ所にすまされけるより、小野の流といふ。まかれれば法皇は、兩流の法主にましますなり。王位を去りて釋門に入ることとは、その例おほしといへども、かく法流の正統となり、まかも御子孫繼體し給へる、ありがたきためじにや。今の世までもかこかりしことには、延喜天曆と申しならはしたれど、この御世こそ上代によれば、無爲の御政なりけむと推し量られ侍る。菅氏の才名によりて、大納言大將まで登用を給ひしも、この御時なり。又讓國の時さまざま教へ申されし、寛平の御誠とて、君臣仰ぎて見奉ることもあり。昔もろこしにも、天下の明德は虞舜よりはじまると見

○寛平の御誠は猶今世に傳れり

えたり。唐堯のもちか給ひしによりて、舜の徳もあらはれ、天下の道も明になりけるぞ。二代の明德をもちて、この事推しはかり奉るべし。御壽も長くて、朱雀院の御代にぞかくれさせ給ひける。七十六歳たましましき。

第六十代、第三十三世、醍醐天皇、諱は敦仁、宇多第一の子、御母は贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女なり。丁巳の年即位、戊午に改元、大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人上皇の勅を受けて補佐し申されき。後に左右の大臣に任じて、共に萬機を内覽せられけりぞ。御門御年十四にて位に即かせ給へり。幼くましまし、かども、聰明叡哲に聞けたまひき。兩大臣天下の政をせられしが、右相は年もたけ才もかこくて、天下の望むところなり。左相は譜代の器なりければ、棄てられがたし。或時上皇の御在所朱雀院に行幸の時、猶右相に任せらるべしといふ定め

○丁巳は寛平九年なり
△改元昌泰

◎不置攝政左右大臣内覽萬機事

○譜代とは代々系譜正しくして官位の次第みだれず功績あるをいふ

○終に傾け奉りしこと云々 延暦元年正月廿五日道真を太宰権帥に下して筑前に左遷す

○善相公清行は三善清行をいふ、善相公は稱號なり

◎本朝幼主事

○貞觀は清和天皇、元慶は陽成天皇の年號なり

○左相 一本左右お作る

りて、既に召し給ひけるを、右相かたく遁れ申されてやみぬ。その事世にもれにけるにや、左相憤をふくみ、さまたまの讒をまうけて、終に傾け奉りしこととあたましけれ。この君の御一失と申し傳へ侍りし。但、菅氏は權化の御事なれば、末世のためにもやありけむ、はかりがたし。善相公清行朝臣は、この事いまだ萌さざりしに、かねてさとりて、菅氏に災を遁れ給ふべきよしを申しけれど、沙汰なくてこの事出で來にき。さきにも申し侍りし、我國には幼主の立ち給ふこと、昔はなかりしことなり。貞觀元慶の二代、始めて幼にて立ち給ひしかば、忠仁公昭宣公攝政にて、天下を治めらる。この君ぞ十四にてうけつぎ給ひて、攝政もなくて、御自ら政をまらせましましける。猶御幼年のゆゑにや、左相の讒にも迷はせ給ひけむ、聖も賢も一失はあるべきにこそ。その趣經書に見えたり。されば曾子は、我日三省吾躬といふ、季文子は三思

○程なく神とあらはれて云々 延喜五年味酒安行が太宰府の安樂寺に社殿を設けて天満大自在天神と稱へらる
 ○いれし 一本いはれしに作る
 ○後なくなりのは子孫の絶えたるをいふ、一本に後を命に作るは非なり
 ○同心ありける類 源光、藤原定國、同背根等なり、此等皆神罰を蒙りて死せり

○四十六歳 一本四十四歳と作る

ともいふ、聖徳のほまれまじきことむにつけても、いよいよ慎みますべき事なり。昔應神天皇も讒を聞かせ給ひて、武内の大臣を誅せられむと志給ひき。かれはよく遁れて明められたり。この度の事凡慮に及びがたし。程なく神とあらはれて、今に至るまで靈驗無双なり。末世の益を施さむためにや、讒をいれし大臣は後なくなりぬ。同心ありけるたぐひも、皆神罰を蒙りにき。この君久しく世をたもたせ給ひて、徳政を好み行はせ給ふこと、上代にこえたり。天下泰平民間安穩にて、本朝仁徳のふるき跡にもなぞらへ、異域堯舜の賢き道にもたぐへ申しき。延喜七年丁卯の年、もろこしの唐滅びて、梁といふ國にうつりにけり。うちつゞき後唐、晉、漢周となむいふ五代ありき。この天皇、天下を治め給ふこと三十三年、四十六歳おまじまじき。

第六十一代、朱雀天皇、諱は寛明、醍醐第十一の子、御母皇太后藤

○庚寅は延長八年なり
 △改元承平

◎延喜御一代無攝政事

○使は檢非違使をいふ

○官符 諸本官符に作る

原の穩子、關白太政大臣基經の女なり。御兄保明の太子諱を文彦と申す、早世、その御子慶頼の太子も、うち續きかくれまじまじかば、保明一腹の御弟にて立ちたまふ。庚寅の年即位、辛卯に改元、外舅左大臣忠平昭宣公の三男、後、攝政せらる。寛平に昭宣公薨じて後には、延喜御一代まで攝關なかりき。この君又幼主にて立ち給ふに、よりて、故事に任せて萬機を攝行せられけるにこそ。この御時平の將門といふものあり、上總介高望が孫なり。高望は葛原の親王の孫、平の姓をたまはる、桓武、四代の御苗裔なりとぞ、執政の家に仕うまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり。不許なるによりて憤をなし、東國に下向して叛逆をねこしてけり。先、伯父常陸國の大椽國香をせめしかば、國香は自殺しぬ。これより坂東をおしなびかし、下總國相馬郡に居所をしめ、都と名づけ、自らも平親王と稱し、官符をなし與へけり。これによりて天下騒動す。參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を、征東大將

○將門純友滅亡事

○承平五年二月 ことはあやまれり
將門の謀反を起し、は天慶二年十一月なり

軍とし、源經基清和の御末、六孫王といふ、藤原仲舒弟なり、忠文の、を副將軍として差し遣さる。平貞盛國香の子なり、藤原秀郷等心を一にして、將門をほろぼして、その首を奉りしかば、諸將は道より歸り参りにき。將門は承平五年二月に事をかこし、天慶三年二月に滅びぬるの間六年なり、藤原の純友といふもの、かの將門に同意して、西國にて叛亂せしをば、少將小野の好古をつかはして追討せらる。天慶四年に純友は殺さるるとぞ、かくて天下まづまりにき。延喜の御代さしも安寧なりしに、いつしかこの亂出で來たる間、天皇もおだやかにましましけり。又貞信公の執政なりしかば、政の違ふことは侍らし、時の災難にこそぞ覺え侍る。天皇御子ましまさず、一腹の御弟太宰の帥の親王を、太弟に立て、天位を譲りて尊號あり。後に出家せさせたまふ。天下を治め給ふこと十六年、三十歳おましましき。

第六十二代、第三十四世、村上天皇、諱は成明、醍醐十四の子、朱雀

○丙午は天慶九年なり
△改元天曆

○明主 異本明王に作る

○天徳内裏炎上事

○御記は天曆御記のことにてこの書は村上天皇の御撰なり

同母の御弟なり。丙午の年即位、丁未に改元、兄弟相譲らせ給ひしかば、まめやかなる禪讓の禮儀ありき。この天皇賢明の御譽、先皇の御跡をつぎ申させ給ひければ、天下安寧なることも、延喜延長のむかしに異ならず。文筆諸藝を好み給ふことも變らざりけり。萬のためしには、延喜天曆の二代とぞ申侍る。もろこの賢き明王も、二三代と傳はるはまれなりき。周には文武成康、文王は正位に即き給はず、漢には文景などぞ、ありがたきことに申しける。光孝傍より撰ばれ立ち給ひしに、うち續きて明主の傳はり給ひし、我國の中興すべき故にこそ侍りけめ。又繼體も、たゞこの一流のみぞ定めぬ。末つかた天徳年中にや、始めて内裏に炎上ありて、内侍所も焼けししが、神鏡は灰の中よりいだし奉る。圓規損することなくして、分明にあらはれ出で給ひぬ。見たてまつる人、驚感せずといふ事なとぞ、御記に見え侍る。この時神鏡の南

◎五季事

殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮の實賴の大臣、袖にうけられたりと申す事あれど、僻事をなむいひ傳へ侍るなり。應和元年辛酉の年、もろこの後周滅びて、宋の代にさだまる。唐の後五代五十五年の間、かの國大にみだれて、五姓うつりかはりて、國の主たり、五季とぞいひける。宋の代に賢王うちつゞきて、三百二十餘年まで保てりき。この天皇、天下を治め給ふこと二十一年、四十二歳おましましき。御子多くましまし、中に、冷泉圓融は天位に即き給ひしかば、申すに及はず、親王の中に具平親王六條の宮を申す、ひき、前兼明親王名譽はしき、中務卿に任じ給よりてこれを後中書王と申す、賢才文藝のかた、代々の御跡を能く相繼ぎ申したまひけり。一條の御代によろづ昔をおこし、人を用ゐましましければ、この親王昇殿たまひし日、清凉殿にて作文ありしに、中殿の作文といふ事、これよりはじまる、所貴是賢才といふ題にて、韻を探らるゝことありき。この親王の御ためなるべし。凡、諸道にあきらかに、

◎後中書王事

◎中殿作文事

◎代々源氏事

○源氏といふ事は云々、嵯峨天皇の弘仁五年五月に皇子皇女のいふた親王とならざるものに源朝臣の姓をたまふ、皇子信をもて第一の源氏とすこれこそははじめなりける

佛法の方までも暗からざりけるとぞ。昔より源氏多かりしかども、この御末のみぞ今に至るまで、大臣以上に至りて相繼ぎ侍る。源氏といふ事は、嵯峨の御門世の費をおぼしめて、皇子皇孫に姓をたまひて、人臣となしたまふ。即ち御子あまた源氏の姓をたまはる。桓武の御子葛原親王の男高棟、平の姓をたまはり、平城の御子阿保親王の男行平、業平等、在原の姓をたまはることも、この後の事なれども、これはたまだまの儀なり。弘仁以後代々の御後は、皆源の姓をたまひしなり。親王の宣旨を蒙る人は、才不才によらず、國々に封戸などたてられて、世の費なりしかば、人臣につらね、官學して朝要にかなひ、器にまたがひ昇進すべき御掟なるべし。姓をたまはる人は、直に四位に叙す。皇子皇孫にとりての事なり、當君のは三位なるべしといふ。かゝれどもその例稀なり、嵯峨の御子大納言定卿、三位に叙せしかども、これも當代にはあらず、かくて代々の間、姓を賜ひし人百十餘人もやありけむ。されど他流

◎王子賜姓事

○十世の上 一本多からずの四字あり

の源氏、大臣以上にていたりて、二代と相續する人の今まで聞にぬこそ、いかなる故ならむとおぼつかなければ。嵯峨の御子、姓をたまはる人二十一人、この中大臣にのぼる人、常の左大臣兼大將、信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に姓をたまはる人十三人、大臣にのぼる人、多の右大臣、光の右大臣兼大將、文徳の御子に姓をたまはる人十二人、大臣にのぼる人、能有の右大臣兼大將、清和の御子に姓をたまはる人十四人、大臣にのぼる人、十世の御末に實朝の右大臣兼大將、これは貞純の親王の苗裔なり、陽成の御子に姓をたまはる人三人、光孝の御子に姓をたまはる人十五人、宇多の御孫に姓をたまはりて大臣にのぼる人、雅信の左大臣、重信の左大臣共に敦實親王の男なり、醍醐の御子に姓をたまはる人二十人、大臣にのぼる人、高明の左大臣兼大將、兼明の左大臣後に親王とす、中務卿に任す、前中書王これなり、この後は皇子の姓をたまはる事は絶えにけり。皇孫にはあまたあり。任大臣を本とするに依りて、

○本とする 一本本とあるすに

悉く載せず。近くは後三條院の御孫に、有仁の左大臣兼大將、輔仁親王の御猶子にて、直に三位せし人なり、二世の源氏にて大臣にのぼれり。かやうにたまはる大臣に至りても、いづれか二代と相繼げる。殆ど納言以上にて傳れるだに稀なり。雅信の大臣の末ぞ、おのづから納言までも昇りて残りたる。高明の大臣の後、四代大納言にてありしも、はやく絶えにき。いかにも故あることかと覺えたり。皇胤の貴種より出でぬる人蔭をたのみ、いと才などもなく、あまさへ人にてひり、物に慢する心もあるべきにや、人臣の禮に違ふこともありぬべし。寛平の御記に、そのはこの見え侍りしなり。後をも能く鑑みさせ給ひけるにこそ。皇胤は誠に他に異なるべきことなれど、我國は神代よりの誓にて、君は天照大神の御末、國をたもち、臣は天見屋の御流、君をたもけ奉るべき器となれり。源氏は新にいでたる人臣なり。徳もなく功もなく、高官に昇りて人にをこ

◎我朝以武内大臣始事

らば、二神の御咎ありぬべきことぞかし。なかなか上古には、皇子皇孫多くて、諸國にも封せられ、將相にも任せられき。崇神天皇十年に、始めて四人の將軍を任じて、四道へ遣されしも、皆これ皇族なり。景行天皇五十一年、はじめて棟梁の臣をたきて、武内宿禰に任ず。成務天皇三年に大臣とす、我朝の大臣是に始まる、六代の朝に仕へて執政たり。この大臣も孝元の曾孫なりき。まかれども大織冠氏をさかやかし、忠仁公政を攝せられしより、専ら補佐の器として、立ちかへり、神代の幽契のまゝになりぬるにや。閑院の大臣冬嗣、氏の衰へたることを歎きて、善をつみ功をかさね、神にいのり佛に祈誓せられける。そのまゐるしも相加り侍りけむかし。この親王を、誠に才も高く徳もおはしけるにや。その子師房姓をたまはりて、人臣に列せられし、才藝古にはちず、名望世にきこえあり。十七歳にて納言に任じ、數十年の間朝廷の故實に練じ、大臣

◎眞平親王子孫繁昌事

○新嘗せられ 諸本歸せられにつ
○この親王は眞平親王を指せり

○懸車の齡は八十歳をいふ

○宇治の關白は藤原朝通なり

○御堂は藤原道長をいふ

○一流 一本一統に作る

○下も 一本臣もに作る

大將にのぼりて、懸車の齡までつかうまつらる。親王の女祇子の女王は、宇治の關白の室なり。依りてこの大臣をば、かの關白の子にまたまひて、藤氏にかはらず、春日の社にも参りつかうまつられけりぞぞ。又やがて御堂の息女に相嫁せられしかば、子姪も皆かの外孫なり。この故に御堂宇治をば、遠祖の如くに思へり。それよりこのかた、和漢の稽古をむねとし、報國の忠節を先とす。誠あるによりてや、この一流のみ絶えずして、十餘代に及べり。その中にも行迹うたがはしく、貞節おろそかなるたぐひは、おのづから衰へて跡なきもあり、向後といふとも慎み思ひ給ふべきことなり。大かた天皇の御事を志るし奉る中に、藤原の起は所々に申し侍りぬ。源の流も久しくなりぬる上に、正路をふむべき一はしをこゝろとして、まゐり侍るなり。君も村上の御流一とほりにて、十七代にならしめたまふ。下もこの末の源氏こそ相傳り

たれば、只この君の徳勝れ給ひけるゆゑに、餘慶あるかところ仰ぎ申し侍れ。

○丁卯は康保四年なり
△改元安和

◎冷泉院御邪氣事

第六十三代、冷泉院、諱は憲平、村上第二の御子、御母は中宮藤原の安子、右大臣師輔の女なり。丁卯の年即位、戊辰に改元。この天皇、邪氣おはしましければ、即位の時大極殿に出で給ふ事も、容易かるまじかりけるにや、紫宸殿にてその禮ありき。二年ばかりして讓國、六十三歳おはしましき。この御門より天皇の號を申さず。又宇多より後諡を奉らず。遺詔ありて、國忌山陵を置かれざることを、君父のかしこき道なれども、尊號を留めらるゝ事は、臣子の義にあらず。神武より以來の御號も、皆後代のさためなり。持統元明よりこのかた、遜位、或は出家の君も諡を奉る、天皇とのみこそ申すめれ。中古の先賢の義なれども、心えぬことに侍るなり。第六十四代、第三十五世、圓融院、諱は守平、村上第五の御子、冷泉

○神武より以來の御號は漢様の號をいふ御號は桓武天皇の御代、淡海三船が勅を奉して撰進せしなり

○己巳は安和二年なり
△改元天鏡

◎圓融院御瀧頂事

○皇后 一本降皇后に作る

○甲申は永觀二年なり
△改元熈和

◎花山院御發心事

○弘徽殿の女御は柢子なり

院同母の弟なり。己巳の年即位、庚午に改元、天下を治め給ふ事十五年、禪讓尊號常のごとし。翌年のほどにや御出家、永延の頃寛平の例を追ひて、東寺にて灌頂せさせたまふ。御師は則ち寛平の御孫弟子寛朝僧正なり。三十三歳おまじまじき。

第六十五代、花山院、諱は師貞、冷泉第一の御子、御母は皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女なり。甲申の年即位、乙酉に改元、天下を治め給ふこと二年ありて、俄に發心して、花山寺にて出家したまふ。弘徽殿の女御太政大臣爲光の女なり、かくれて、悲歎志給ひけるをり。をえて、粟田の關白道兼の大臣の、いまだ藏人辨と聞えし頃、にや、そゝのかし申してけるとぞ。山々をめぐりて修行せさせまじしが、後は都に歸りてすませ給ひけり。これも御邪氣ありとぞ申しける。四十一歳おまじまじき。

第六十六代、第三十六世、一條院、諱は懷仁、圓融第一の子、御母は

◎后宮院執事

皇后藤原の詮子、後には東三條院を申す、后宮院號のはじめなり、攝政太政大臣兼家の女なり。

花山院の御門神器をすて、宮を出で給ひしかば、太子の外祖に

て、兼家の右大臣おはせしが、内に参り諸門をかためて、讓位の儀

を行はれき。新主をさなくまじまじしかば、攝政の儀ふるきがこ

とし。丙戌の年即位、丁亥に改元。その後攝政病により、嫡子内大

臣道隆に譲りて出家、なほ准三宮の宣を蒙らる。執政の人出家のはじめなり、その頃出家

の人なかりしかば、入道殿となひ申しける、よりて源滿仲出家したりしを憚りて、新發をいひける、この道隆はじめて大臣を

辭して、前官にて關白せられき。前官の攝關もこれをはじめとす、病ありて、その子内

大臣伊周暫く相代りて内覽せられしが、相續して關白たるべき

よしを存せられけるに、道隆かくれて、やがて弟の右大臣道兼な

られぬ。七日といひしに、あへなくうせられにき。その弟に道長

大納言にておはせしが、内覽の宣を蒙りて、左大臣までいたられ

しかど、延喜天曆の昔を思し召しけるにや、關白はやめられにき。

○丙戌は寛和二年なり
△改元永延
◎執政人出家始事
○准三宮は太皇太后宮、皇太后宮、皇后宮に准せらるゝをいふ
○執政一本攝政に作る
◎前官人爲關白事

◎執柄代々三男相繼事

○東三條の大臣は兼家なり

○上達部は三位以上の人を指していふなり
○諸道の家々は紀傳明經明法等の家々をいふなり

三條の御時にや關白して、後一條の御世のはじめ外祖にて攝政

せらる。兄弟多くおはせしに、この大臣の御流、一に攝政關白は

志給ふぞかし。昔もいかなるゆゑにか、昭宣公の三男にて貞信

公、貞信公の二男にて、師輔の大臣のなられ、師輔の三男にて東三

條の大臣、東三條の三男にて、道綱の大將は一男か、されど三弟にこそ、

大臣、皆父の立てたる嫡子ならずで、自然に家をつがれたり。祖神

のはからはせ給へる道にこそ侍りけぬ。いづれも兄にこえて、家を傳へ

のあれど、事まげればあるさす、この御代には、さるべき上達部、諸道の家々、顯密の

僧までも、勝れたる人ればかりき。されば御門も、われ人を得た

る事は、延喜天曆にまされりぞぞ、自歎せさせ給ひける。天下を治

め給ふこと二十五年、御病のほどに讓位ありて、出家せさせたま

ふ。三十三歳おまじまじき。

第六十七代、三條院、諱は居貞、冷泉第二の子、御母は皇太后藤原

◎三條院御邪氣事

○辛亥は寛弘八年なり
△改元長和

の超子、これも攝政兼家の女なり。花山院世を遁れ給ひしかば、太子に立ち給ひしが、御邪氣のゆゑにや、をりをり御目のくらくおはしけるごぞ。辛亥の年即位、壬子に改元、天下を治め給ふこと五年、尊號ありき。四十二歳おまじまじき。

○丙辰は長和五年なり
△改元開仁

◎天皇御元服加冠理髮勅仕事

◎廣平親王怨嫉事

第六十八代、後一條院、諱は敦成、一條第二の子、御母は皇后藤原の彰子、後に上東門院と申す、攝政道長の大正の女なり。丙辰の年即位、丁巳に改元、外祖道長の大正攝政せられしが、後に攝政をば嫡子頼通の内大臣におはせしにゆづり、なほ太政大臣にて、天皇御元服の日、加冠理髮父子並びて勤仕せられしこと、めづらしく侍りしか。冷泉圓融の兩流、かはるくゝまらせ給ひしに、三條院かくれ給ひて後、御子の敦明の御子、太子に居給ひしが、心どのがれて院號蒙りて、小一條院と申しき。これより冷泉の御流は絶えにけり。冷泉は兄にて、御末も正統とこそ申すべかりしに、昔天曆の御時、元

○御息所は更衣藤原祐姬なり

○この東宮は小一條院なり

方の民部卿の女の御息所、一の御子廣平親王をうみ奉る。九條殿の女御参りたまひて、第二の皇子冷泉にまします、出で來給ひし頃より、惡靈になりて、この御子も邪氣になやまされましき。花山院俄に世をのがれ、三條院の御目のくらく、この東宮のかく自ら退き給ひぬるも、怨靈のゆゑなりごぞ。圓融も一腹の御弟におはしませど、これまではなやまじ申さざりけるも、まかるべき繼體の御運まじまじけるにこそ。東宮退き給ひしかば、この天皇同母の御弟、敦良親王立ちたまひき。天皇も御子なくて、かの東宮の御末ぞ、繼體せさせ給ひぬる。天下を治め給ふこと二十年、二十九歳おまじまじき。

○丙子は長元九年なり
△改元長曆

第六十九代、第三十七世、後朱雀院、諱は敦良、後一條同母の弟なり。丙子の年即位、丁丑に改元、天皇賢明にまじまじけるごぞ。されどその頃執柄權を恣にせられしかば、御政のあときこえず、無

◎内本焼亡神鏡現光事
帝王編年記曰長久元年九月十日皇
居京極殿燒亡、神鏡爲灰燼云々

○乙酉は寛徳二年なり

△改元永平

◎貞任宗任亂事

○十二年ありて云々 扶桑略記曰
庚平七年閏三月、伊豫守源賴義從
陸奥發洛、奉使節之後、全經十一箇
年歸來云々を見えたり

◎後朱雀院遷居後三條院爲繼體事

念なることじや。長久の頃内裏に火ありて、神鏡やけたまふ。猶
靈光を現し給ひければ、その灰をあつめて安置せられき。天下を
治め給ふこと九年、三十七歳おまじまじき。
第七十代、後冷泉院、諱は親仁、御朱雀第二の御子、御母は贈皇太
后藤原の嬪子、本は、攝政道長の大内第三の女なり。乙酉の年即位、
丙戌に改元、この御代の末つかた、世の中やすからむ聞えき。陸
奥にも貞任宗任といひしもの、國を亂しければ、源賴義に仰せ
て追討せらる。賴義陸奥の守に任じ、鎮守府の將軍を兼す、かの家鎮守府將
軍に任ずるはじめなり、曾祖父經基は、征東副將軍たりき。十二
年ありてなむまづめ侍りける。この君の御子まじまじきよりける
うへ、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮に居給へりしかば、繼體はか
ねてより定めけるにこそ。天下を治め給ふこと二十三年、四十四
歳おまじまじき。

第七十一代、第三十八世、後三條院、諱は尊仁、後朱雀第二の御子、

○昔もかゝるためし侍りき 秋明
天皇は繼體天皇の御子にて母の
白香皇女は仁賢天皇の女なれば繼
體天皇にハ子仁賢天皇には孫に當
れるをいふなり後三條天皇は後
後院の子にて母の御子内親王は三
條天皇の女なれば後朱雀院には三
三條天皇には孫にあたり
○戊申は治暦四年なり
△改元延久

◎後三條院有德事

御母は中宮順子内親王陽明門院と申す、三條院の皇女なり。後朱雀の御素
意にて、太弟に立ちたまひき。又三條の御末をも受け給へり。昔
もかゝるためし侍りき。兩流を内外に受け給ひて、繼體の主とな
りまじまじき。戊申の年即位、己酉に改元。この天皇、東宮にて久
しくおはまじまじければ、まづかに和漢の文顯密の教までも、聞か
らず知らせたまふ。詩歌の御製も、あまた人の口に侍るめり。後
冷泉の末さま、世の中あれで、民間の憂ありき。四月より位に居
給ひしかば、いまだ秋のをさめにも及ばぬに、世の中のなほりに
ける、有德の君にてまじまじけるとぞ申し傳へ侍る。始めて記録
所といふ所をわかれて、國々の衰へたることをなほされき。延喜
天曆より以來には、誠に賢き御事なりけむかし。天下を治め給ふ
こと四年、太子に譲りて尊號あり。後に出家せさせたまふ。この
御時よりぞ、執柄の權をおさへられて、君の御みづから政を志ら

◎押致柄之權上皇自知食政務事

せ給ふことにかへり侍りにし。されどその頃までも、讓國の後院
中にて政務ありとは見えぬ。四十歳おまじまじき。

第七十二代、第三十九世、白河院、諱は貞仁、後三條第一の子、御母
は贈皇太后藤原の茂子、贈太政大臣能信の女、實は中納言公成の
女なり。壬子の年即位、甲寅に改元。いにしへの跡を興されて、野
の行幸などもあり。又白河に法勝寺をたて、九重の塔婆なども、昔
の御願の寺々にもこえ、例なきほどにぞ造りととのへさせ給ひ
ける。この後代ごとくうち續き御願寺を建てられしを、造寺熾
盛のそしりありき。造作のため、諸國の重任といふことも多く
なりて、受領の功課もたゞしからず。封戸庄園あまたよせおかれ
て、誠に國の費とこそなり侍りしか。天下を治め給ふこと十四
年、太子にゆづりて尊號あり。世の政を、始めて院中にてまらせた
まふ。後に出家せさせ給ひても、なほそのまゝにて、御一期は過

○壬子は延久四年なり
△改元永保
○野の御幸は山城國及野郡なる嵯
峨野の遊覽なり
○法勝寺九重塔建立事

◎御願寺事

○兼國の重任 國司の任期は四年
なるを國用を補助すればその功に
よりて重ねて任せらるゝをいふ
○受領は國司のことなり

◎宇治關白三代君執政事

○坊の御時は東宮にてまじまじと
とをいふ

せまじまじき。おりおれて世をまらせ給ふこと昔はなかりしな
り。孝謙脱屣の後、廢帝は位に居給ふばかりと見えられたれど、
古代の事なればたしかならず。嵯峨、清和、宇多の天皇も、唯讓り
てのかせたまふ。圓融の御時は、やうやうまらせ給ふ事もありし
にや。院の御前にて攝政兼家の大臣承りて、源の時仲の朝臣を參
議になされたりとて、小野宮の實資の大臣などは、傾け申されけ
るどぞ。されば上皇まじませど、主上稚くおはします時は、偏に執
柄の政なりき。宇治の大臣の世となりては、三代の君の執政にて、
五十餘年權を專らにせらる。先代には關白の後は、如在の禮にて
ありしに、あまりなる程になりければ、や、後三條院の坊の御
時より、あごまに思召すよし聞えて、御中らひあしくて、あや
ぶみ思召すほどの事になむありける。踐祚の時即ち關白をや
めて、宇治にこもられぬ。弟の二條の教通の大臣、關白せられし

◎被用院宣事

○院宣廳の御下文、院宣は上皇の宣旨をいふ、院は院の職にて上皇の政務を發り行ふところなり

◎鳥羽殿始事

○四十餘年 一本五十餘年に作る

◎院中禮始行事

が、殊の外にその權もなくおはしき。まじてこの御代には、院にて政を聽かせ給へば、執柄はたゞ職に備りたるばかりになりぬ。されどこれよりまた、ふるさすがたは一變するにや侍りけむ。執柄世を行はれしかど、宣旨官符にてこそ天下の事は施行せられしに、この御時より、院宣廳の下文を重くせられしによりて、在位の君また位に備り給へるばかりなり。世の末になれるすがたなるべきにや、又城南の鳥羽といふ所に離宮を立て、土木の大なる營ありき。昔はおりおの君は朱雀院にまします、これを後院といふ。又冷然院にも然の字火事のはかりありて、泉の字に改むおはしけるに、かの所々にはすませ給はず。白河より後には、鳥羽殿を以て上皇御座の本所とは定められにけり。御子堀河の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位まで、四十餘年在位にて十四年、院中にて四十三年、世をあらせ給ひしかば、院中の禮などいふことも、これよりを定りにける。すべて

御心のまゝに、久しくたもたせ給ひし御代なり。七十七歳おましましき。

○賢子 一本賢子に作る
○丙寅は應徳三年なり

第七十三代、第四十世、堀河院、諱は善仁、白河第二の子、御母は中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子なり。丙寅の年即位、丁卯に改元。この御門、和漢の才ましましけり。殊に管絃

郢曲、舞樂の方あきらかにまします。神樂の曲などは、今の世まで地下に傳へたるもこの御説なり。天下を治め給ふこと二十一年、二十九歳おましましき。

○丁亥は壽永二年なり
△改元天仁

第七十四代、第四十一世、鳥羽院、諱は宗仁、堀河第一の子、御母は贈皇太后藤原の茨子、贈太政大臣實季の女なり。丁亥の年即位、戊子に改元、天下を治め給ふこと十六年、太子にゆづりて尊號あり。白河院の世をあらせたまひしかば、新院とて所々の御幸にも、おなじ御車にてありき。雪見の御幸の日、御烏帽子直衣に深沓をぬ

◎雪見御幸事
續世繼に、その後のいづれの年にか侍りけむ雪の御幸せさせ給ひしに

西山舟岡のかた御覽じゆりて一
つ御車にたてまつりて新院御直衣
に紅のちち衣いたさせ給ひて御馬
に奉りけることいよめつらしく
にもかまはしく侍りけれと見え
たり、百練抄によるに大治元年十
二月の事なるべし

○鳥羽院爲白川院御猶子事

○二十餘年 異本二十四年に作る

し、御馬にて本院の御車のさきにましましける。世にめづらかな
ることなれば、こぞりて見奉りき。昔弘仁の太上皇、嵯峨の院に
うつらせ給ひし日、御馬にて都より出でさせまじりて、宮城の
内をも通らせ給へり、といふこと見え侍りし。かやうの例にやあ
りけむ、御容儀めでたくましましければ、きらをも好ませ給ひけ
るにや。装束のこはくなり、烏帽子の額などいふことも、その頃
より出で來にき。花園の有仁の大臣、また容儀ある人にて、仰せ合
せて、上下おなじ風になりけるとぞ申すめる。白河院かくれ給
ひて後、政をまらせたまふ。御孫ながら御子の儀なれば、重服を
着させ給ひけり。これも院中にて二十餘年、その間に御出家あり
しかど、猶世をまらせ給ひき。されば院中のふるきためしには、白
河鳥羽の二代を申し侍るなり。五十四歳おましましき。

第七十五代、崇徳院、諱は顯仁、鳥羽第二の子、御母は中宮藤原の

○癸卯は保安四年なり
△改元天治

○戊申は大治三年なり

○二本皇弟以下十七字なし

○上皇は鳥羽上皇なり、さて父子
御中のよからざりしゆゑは美福門
院の御腹に生れさせ皇弟近衛帝
を位に即けしむと崇徳帝をして
強ひて位を去らしめしを以てなり
○讃岐國に移され給ひしは永治元
年なり、後二條院の長寛二年に同
國支度宮にて崩御たまふ

○辛酉は永治元年なり
△改元康治

璋子、待賢門院
と申す、入道大納言公實の女なり。癸卯の年即位、甲辰に改
元、五年戊申の年、宋の欽宗皇帝靖康三年にあたる年、宋の政亂
れしより、北狄の金國おこりて、上皇徽宗並に欽宗をとりて、北に
かへりぬ。皇弟高宗江をわたりて、杭州といふ所に都を立て、
行在所とす。南渡といひしはこれなり。この天皇、天下を治め給
ふこと十八年、上皇と御中らひ快らずして、退かせたまひき。保元
に事ありて、御出家ありしが、讃岐國にうつされたまふ。四十六
歳おましましき。

第七十六代、近衛院、諱は體仁、鳥羽第八の子、御母は皇后藤原の
得子、美福門院
と申す、贈左大臣長實の女なり。辛酉の年即位、壬戌に改元、
天下を治め給ふこと十四年、十七歳にて世を早くおましましき。
第七十七代、第四十二世、後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四の子、崇徳
同母の御弟なり。近衛は鳥羽の上皇鍾愛の御子なりして、早世し

○乙亥は久壽二年なり
改元保元

○次郎 異本次男おつくる

○關白次人藤氏長者事
藤原抄曰、藤氏長者、聖德政關白前
之人爲其仁、仍別不及宜下也、但
字治左大臣賴長公、非藤原爲長者
宜下之例初於此乎と見えたり

ましましぬ。崇徳の御子重仁の親王繼がせ給ふべかりしに、本より御中よからでやみぬ。上皇思召しおつらひけれど、この御門たせたまふ。立太子もなくて、直に居させたまふ。今はこの御末のみこそ繼體したまへば、まかるべき天命とぞればえ侍る。乙亥の年即位、丙子に改元、年號を保元といふ。鳥羽晏駕ありしかば、天下をまらせたまふ。左大臣賴長と聞えしは、知足院の入道關白忠實の次郎なり。法性寺關白忠通の大臣、この大臣の兄にて、和漢の才高く、久しく執柄にて仕へられき。この大臣も漢才は高く聞はしかど、本性悪しくおはしけりぞ。父の愛子にて、よこさまに申し請けられければ、關白をばわきながら、藤氏の長者になり、内覽の宣旨をかうふる。長者の他人にわたること、攝政關白はしまりてはその例なし。内覽は昔醍醐の御代のはじめつかた、本院の大臣と菅家と政を輔けられしとき、相並びてそ

○保元亂事

○父の法皇は鳥羽法皇なり、保元元年七月二日崩御たまふ

○西山は如意山をいふ

○上皇遷座隱岐事

○大臣は賴長なり、その子とせば、賴長、師長、隆長、長嗣等といふ

の號ありきと申すめれど、本院も關白にはあらず。その例違ふにや。兄の大臣は本性たやかにはしければ、思ひいれぬさまにてぞ過されける。近衛の御門かくれ給ひし頃より、内覽をやめられたりしに、怨をもふくみ、大方天下を我まゝにとはからはれるにや、崇徳の上皇を申し勸めて世をみだらる。父の法皇晏駕の後、七ケ日ばかりやありけむ、忠孝の道かけにける事と見えたり。法皇もかねて悟らしめ給ひしにや、平清盛、源義朝等に召し仰せて、内裏を守り奉るべきよし勅命ありきとぞ。上皇、鳥羽よりいで給ひて、白河の大炊殿といふ所にて、既に兵を集められければ、清盛義朝等に勅して、上皇の宮をせめらる。官軍勝にのれりしかば、上皇は西山の方のがれ、左大臣は流矢にあたりて、奈良坂の邊まで落ちゆかれけるが、終に害死せられぬ。上皇御出家ありしかど、猶讚岐に遷されたまふ。大臣の子ども國々へつかはさる。

○武士どもは平家弘、源為義、平忠正以下七十餘人なり

○義朝朝臣藤父爲義事

○奈良坂の戦は弘仁元年尚侍藤子の亂をいふ

武士ども、多く誅にふしぬ。その中に源の爲義と聞はしは、義朝の父なり。いかなる御志かありけむ、上皇の御方にて、義朝と各別にたりぬ。餘の子どもは、父に屬しけるにこそ。軍破れて爲義も出家志たりしを、義朝預りて誅せしこそ、ためしなき事には侍れ。嵯峨の御代に奈良坂の戦ありし後は、都に兵革といふ事なかりしに、これより亂れそめぬるも、時運のくだりぬる姿とぞおぼえ侍る。この君の御乳母の夫にて、少納言通憲法師といひしは、藤家の儒門より出でたり。宏才博覽の人なりき。されど時にあはずして出家志たりしに、この御世にいみじく用おられて、内々に、天下の事さながらはからひ申しけり。大内は白河の御代より久しく荒廢して、里内裏にのみまよふことを謀をめぐらし、國の費もなく造りたて、絶えにたる公事どもをも申し行ひき。すべて京中の道路などもはらひ清めて、昔にかへりたる姿にぞなり

○大内は保元二年十月の詣宮なり

○絶えにたる公事云々 保元物語に内裏相撲の久しく絶えたる迹をおこし時源管絃の遊をりによれて相催すと見えたり

○委みぞなりし 諸本委みぞありしと作る

○天下を治め給ふこと三年以下二十七字一本になし

○五代の帝の父祖 二條、高倉は御子にして、六條、安徳、後鳥羽は御孫に當らせたまふ

○戊寅は保元三年なり
△改元平治

○藤原信賴は大藏忠隆の子なり

◎平治亂事

○通憲法師が縁者 通憲の子成隆は清盛の女を娶れるを以て縁者とすなり

し。天下を治め給ふこと三年、太子にゆづりて、例の如く尊號ありて、院中にて天下をまらせ給ふこと三十餘年、その間に御出家ありしかど、政務はかはらず、白河鳥羽兩代のごとし。されどうちつゞき亂世にあはせ給ひしこそあさましけれ。五代の帝の父祖にて、六十六歳おまよひしき。第七十八代、二條院、諱は守仁、後白河の太子、御母は贈皇太后藤原の懿子、贈太政大臣經實の女なり。戊寅の年即位、己卯に改元、年號を平治といふ。右衛門督藤原の信賴といふ人あり、上皇いみじく寵せさせ給ひて、天下の事をさへ聽かせらるゝまでなりければ、をこりの心も萌して、近衛の大將をのぞみ申し、を、通憲法師諫め申してやみぬ。その時源賴朝朝臣が、清盛朝臣におとへられて、怨を含めりけるを、相談らひて叛逆を思ひくはだてけり。保元の亂には、義朝が功高く侍りけれど、清盛は通憲法師が縁者

○傍には黒戸御所をいふ

○國々へ流し遣す。通憲の子俊意を頼俊に成意を下野に自意を隠岐に長意を阿波にその外諸子を諸國に配流せられしをいふ

○近臣等の中に云々。藤原經宗惟方等殿に當せしを海に帝を勸めて清盛が六波羅の御へ清幸を勸めて藤原成親上皇を勸めて仁和寺に清幸をせさせ奉りしをいふ

になりて、殊の外にめしつかはる。通憲法師清盛等を失ひて、世を恚にせむとぞはからひける。清盛熊野に詣でける隙を伺ひて、先、上皇御座の三條殿といふ所をやきて、大内にうつし申し、主上をも傍に押し籠め奉る。通憲法師遁れ難くやありけむ、みづから失せぬ。その子どもやがて國々へ流しつかはす。通憲は才學あり、心もさかしかりけれど、れのが非をまり、未萌の禍を防ぐまでの智分やかけたりけむ、信賴が非をば諫め申しけれど、我子どもは顯職顯官にのぼり、近衛の次將などにさへなし、參議以上にあがるもありき。かくて失せにしかば、これも天意に違ふ所ありといふことは疑ひなし。清盛この事を聞き、道よりのぼりぬ。信賴かたらひれきける近臣等の中に、心がはりする人々ありて、主上上皇を志のびて出し奉り、清盛が家に遷し申してけり。即ち信賴義朝等を追討せらる。ほどなくうち勝ちぬ。信賴は捕はれて首

○尾張の國にてうたれぬ。尾張國智多郡野内海なる長田が家にて莊司忠致等に謀殺せられしをいふ

○名行 一本孝行、小作る

○石碯 左傳魯公四年の條に衛人使右宰醜殺州吁于濮、石碯使其宰猛羊肩位殺石厚于陳、君子曰、石碯純臣也、惡州、而厚與、大誅滅親、其是之謂乎と見えたり

をきらる。義朝は東國へと志して遁れしかど、尾張の國にてうたれぬ。その首を梟せられにき。義朝重代の兵たりとうへ、保元の勳功すてられがたく侍りしに、父の首を斬らせたりしこと、大なる科なり。古今にもきかず、和漢にも例なし。勳功に申しかふとも、自ら退くとも、なか父を申したすくる道なかるべき。名行かにはてにければ、いかでか終にその身を全くすべき。滅びぬる事は天理なり。れよそかゝる事は、その身の科はさることにて、朝家の御あやまりなり。よくよく案あるべかりける事にこそ。その頃名臣もあまたありしにや、又通憲法師専ら申し行ひしに、なか諫め申さざりける。大義には滅親といふことのあるは、石碯といふ人、その子を殺したりしことなり。父として不忠の子を殺すはことわりなり。父不忠なりとも、子として殺すといふ道理なし。孟子に譬をとりていへるに、舜の天子たりし時、その父瞽叟人を

殺すことあらむを、時の大理なりし阜陶とらへたらば、舜はいか
 が志給ふべきといひけるを、舜は位をすて、父を負ひてぞとら
 ましとあり。大賢のをしへなれば、忠孝の道あらはれてれもころ
 く侍り。保元平治よりこのかた、天下亂れて武用さかりに、王位
 軽くなりぬ。いまだ大平の世にかへらざるは、名行の破れそめし
 によれる事と見えたる。かくて志はしきつまりしに、主上上皇
 御中惡しくて、主上の外舅大納言經宗後にめしかへされて、大臣大將までなりき。御乳母の
 子別當惟方等、上皇の御意に背きければ、清盛朝臣に仰せてめし
 とらへられ、配所につかはさる。これより清盛天下の權を恣にし
 て、程なく太政大臣にあがり、その子大臣の大將になり、あまさへ
 兄弟左右の大將にてならべりき。この御門の御世の事ならぬもありき、序に志るしす。天下の
 諸國は、半過ぐるまで家領となし、官位は多く一門家僕にふさげ
 たり。王室の權更になきが如くになりぬ。この天皇、天下を治め

○上皇の御意に云々、百練抄に永
 保元年二月廿日、院仰清盛朝臣、賜
 召權大納言經宗別當惟方卿於禁裏
 中と見たり

給ふこと七年、二十三歳おましましき。

○乙酉は永萬元年なり
 △改元仁安

第七十九代、六條院、諱は順仁、二條の太子、御母は大藏少輔伊岐の
 兼盛が女なり。その品賤しくて、贈位までもなかりしにや。乙酉の年即位、丙戌に改元、天下
 を治め給ふこと三年、上皇世を志らせ給ひしかば、二條の御門、本
 より御心よからぬ御事なりしゆゑにや、いつしか讓國の事あり
 き。御元服などもなくて、十三歳にて世をはやくしおましましき。

○戊子は仁安三年なり
 △改元嘉應

第八十代、第四十三世、高倉院、諱は憲仁、後白河第五の御子、御母
 は皇后平の滋子。建春門院と申す。贈左大臣時信の女なり。戊子の年即位、己
 丑に改元、上皇、天下を知らせ給ふこともどの如し。清盛權を専ら
 にせしことは、殊更にこの御代の事なり。その女徳子入内して女
 御とす、即ち立后ありき。末つ方やうやう所々に反亂のきこえあ
 りき。清盛一家非分のわざ、天意に背きけるにこそ。嫡子内大臣
 重盛は、心ばへどかしく、父の惡行なども諫め留めけるさへ、世

○賴政卿謀叛事

○皇子は治承四年五月宇治川の戦
破れて失はれたり

○死罪を申しなだむる人は地の厄
なり

○義兵を起しぬ。こは治承四年八
月賴朝が兵を伊豆に擧げしをいふ

をばやくしぬ。いよいよよをこりなきはめ、權をほこきまらにす。
時の執柄にて、菩提院の關白基房の大臣おはせしも、中らひよろ
しからぬ事ありて、太宰の權帥に遷して配流せらる。妙音院の師
長の大臣も、京中をいださる。その外に罪せらるゝ人多かりき。
從三位源賴政といひしもの、院の御子以仁の王とて、元服はあり
しかど、親王の宣旨などだになくて、傍なる宮におはせしを勧め
申して、國々にある源氏の武士等に相觸れて、平氏を失はむとは
かたけり。事あらはれて、皇子も失はれたまひぬ。賴政もほろび
ぬ。かゝれどもそれより亂れそめてけり。義朝朝臣が子賴朝、前右
佐從五位下、平治の頃六位の職人たりしが、信賴事をかこしける時に任官すとぞ、平治の亂に死罪を申しなだむる
兵衛人ありて、伊豆の國に配流せられて、多くの年をれくりしが、以仁
王の密旨をうけたまはり、院よりも忍びて仰せつかはす道あり
ければ、東國をすゝめて義兵をおこしぬ。清盛いよいよ悪行をの

○殿島 延喜式に安藝佐伯郡伊部
伎島神社とあるこれなり
○御心はへも云々 仕丁の紅葉を
焼きて酒を焼めしをゆるしたまひ
下碑の朝服をぬすまれしを怒みて
思まれ給ひし類をいふなり

○庚子は治承四年なり
△改元養和

○攝津國福原云々 百練抄に治承
四年六月二日行幸攝津國福原法皇
新院同以臨幸と見たり
○法皇は後白河院、上皇は高倉院
なり

みなしければ、主上深く歎かせたまふ。俄に遜位のことありしも、
世を厭はせましましけるゆゑとぞ。天下を治め給ふこと十二年、
世の中の御いのりにや、平家の取分崇め申す神なりければ、安藝
の殿島になむ参らせ給ひける。この御門御心はへもめでたく、孝
行の御志も深かりき。管絃の方も勝れておはしましけり。尊號
ありて、程なく世をばやくしたまふ。二十一歳おましましき。

第八十一代、安徳天皇、諱は言仁、高倉第一の子、御母は中宮平徳
子建禮門院と申す、太政大臣清盛が女なり。庚子の年即位、辛丑に改元、法

皇なほ世をまらせ給ふ。平氏はいよいよよをこりをなし、諸國は既
にみだれぬ。都をさへうつつすべしといひて、攝津國福原とて、清
盛がすむ所のありしに、行幸せさせ申しけり。法皇上皇も同じへ
うつつ奉る。人のうらみ多く聞えければにや、かへし奉る。幾く
なく清盛かくれて、次男宗盛そのあとをつぎぬ。世の亂をもか程